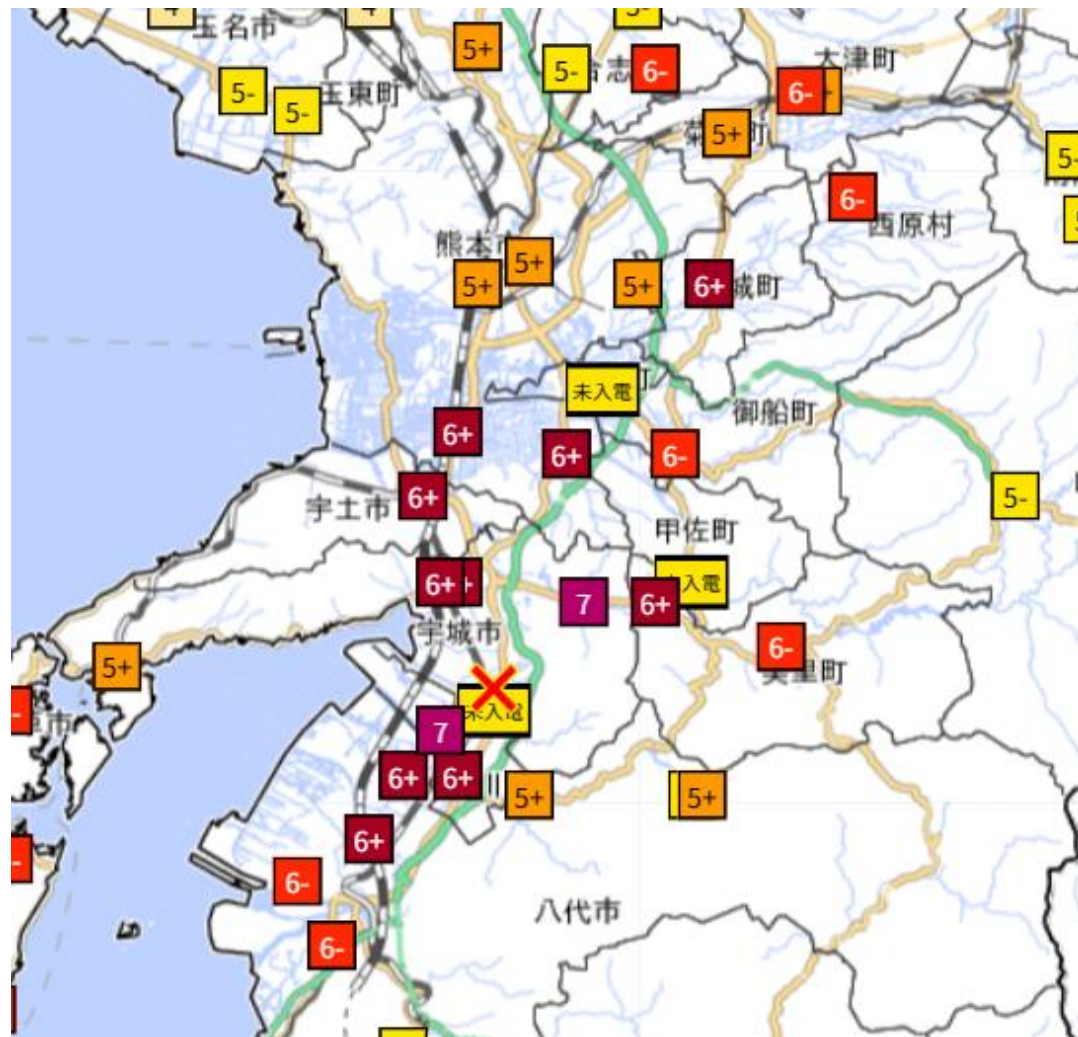


第18回熊本市災害対策本部会議資料

1 地震の概要

項目	内容
発生時刻	7月28日（火） 16時27分
最大震度	7
震源の深さ	約16km
地震の規模	マグニチュード7.1

震度の分布	自治体
最大震度 7	宇城市、氷川町
震度 6 強	熊本市南区
震度 5 強	熊本市中央区 熊本市東区 熊本市西区 熊本市北区



出典：気象庁「地震情報」(https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#9/32.704/130.685/&elem=int&contents=earthquake_map) を加工して作成

第18回熊本市災害対策本部会議資料

1 地震の概要（震度1以上の地震の発生状況）

【最大震度別・日別地震回数表】

（7月28日16時～8月11日9時）

日別	最大震度別回数										震度1以上を観測した回数	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7		回数	累計
7/28	87	59	33	11	3	0	0	0	0	1	194	194
7/29	92	37	10	4	1	0	0	0	0	0	144	338
7/30	42	15	3	2	0	0	0	0	0	0	62	400
7/31	23	8	3	0	0	0	0	0	0	0	34	434
8/1	22	6	1	0	1	0	0	0	0	0	30	464
8/2	19	9	1	1	0	0	0	0	0	0	30	494
8/3	13	2	1	0	0	0	0	0	0	0	16	510
8/4	15	4	2	1	0	0	0	0	0	0	22	532
8/5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	542
8/6	13	4	1	2	0	0	0	0	0	0	20	562
8/7	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	569
8/8	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	575
8/9	9	1	1	1	0	0	0	0	0	0	12	587
8/10	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	11	598
8/11	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	8	606
総計	367	150	61	22	5	0	0	0	0	1		606

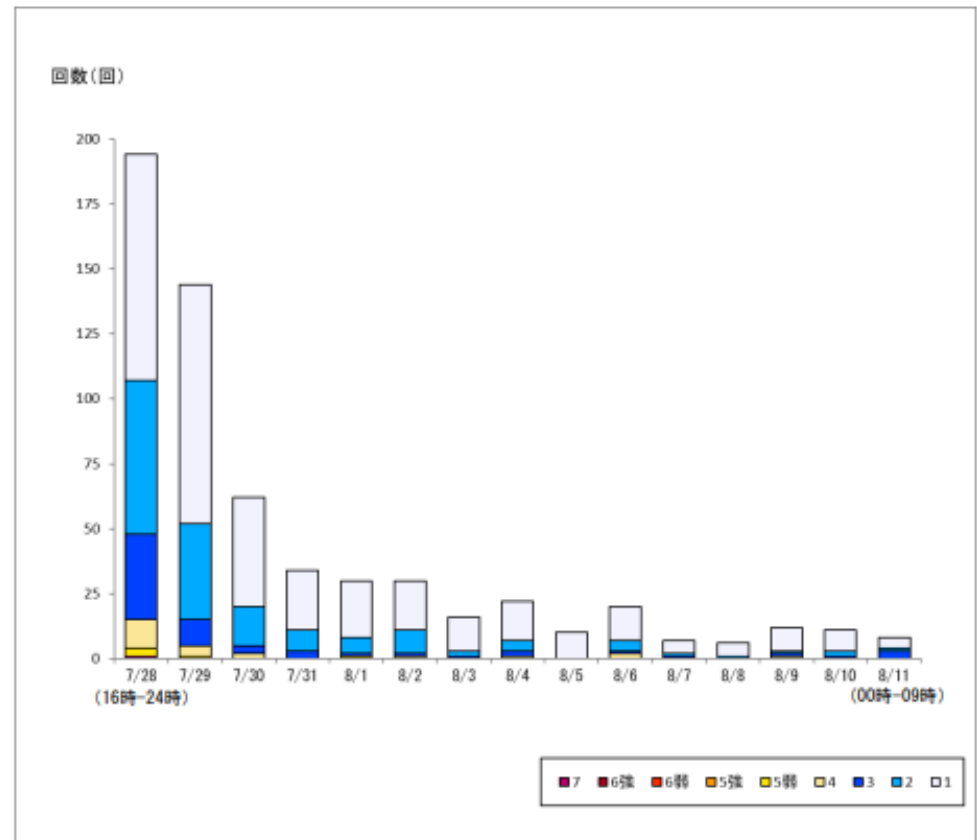
【最大震度別・時間別地震回数表】

（8月11日0時～9時）

時間別	最大震度別回数										震度1以上を観測した回数	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7		回数	累計
8/11 00時～01時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	599
01時～02時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600
02時～03時	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	601
03時～04時	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	602
04時～05時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	602
05時～06時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	602
06時～07時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	603
07時～08時	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	605
08時～09時	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	606
総計	367	150	61	22	5	0	0	0	0	1		606

【日別地震回数図】

（7月28日16時～8月11日9時、震度1以上の地震）



※掲載している地震回数は、後日の調査で変更になることがあります。

出典：気象庁「令和8年熊本地震 ポータルサイト」
[kumamoto_jishinkaisu.pdf](#)を加工して作成

第18回熊本市災害対策本部会議資料

2 気象情報

今後の気象の見通し

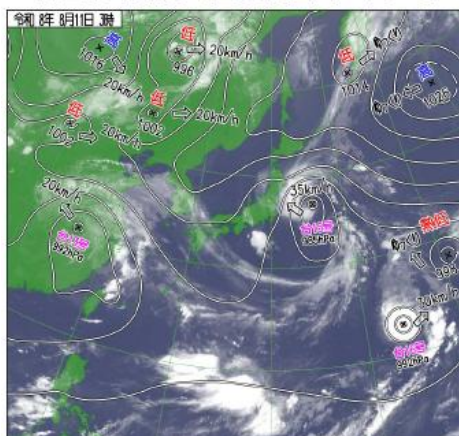
【気象の見通し】

- 11日（火）は高気圧に覆われておおむね晴れとなる。
- 12日（水）は高気圧に覆われて晴れとなるが、湿った空気の影響により次第に曇りで雨が降る所がある。
- 13日（木）から17日（月）にかけて、晴れる所もあるが、湿った空気や上空の寒気の影響で雲が広がりやすく、雨の降るところがある。

【留意事項】

- **17日にかけて最高気温が35℃前後の日が続く予想となっている。熱中症などの健康管理に注意。**
- 熊本県の内海、天草地方の外海と陸上では、11日（火）夕方から12日（水）未明は**強風に注意。**
- 全域に乾燥注意報（12日（水）まで）を発表中。空気の乾燥した状態が続くため、**火の取り扱いに注意。**
- 熊本県の沿岸では、8月11日（火）から16日（日）にかけて満潮の時間帯を中心に潮位が高くなるため、**海岸や河口付近の低い土地では浸水や冠水のおそれがある。**

■衛星赤外画像と地上天気図（11日3時）



■熊本県の天気予報（11日5時発表）

熊本県の天気予報（6日先まで）							
2026年08月11日05時 熊本地方気象台 発表							
日付	今日 11日(火)	明日 12日(水)	明後日 13日(木)	14日(金)	15日(土)	16日(日)	17日(月)
熊本県	晴 	晴後曇 	曇時々晴 	曇時々晴 	曇時々晴 	曇時々晴 	曇時々晴
降水確率(%)	-/0/0/0	0/0/10/20	40	30	30	30	30
信頼度	-	-	B	A	A	A	B
熊本 気温 (℃)	最高	35	34	34 (32~37)	35 (32~37)	36 (34~39)	36 (34~38)
	最低	-	22	25 (23~26)	26 (24~28)	26 (24~28)	26 (24~29)

■熊本県の時系列情報（明日までの警報等の見通し） （11日5時発表）

熊本県の時系列情報（明日までの警報等の見通し）																		
2026年08月11日05時00分発表																		
熊本県熊本地方	地域	11日							12日							13日	備考・関連する現象	
		06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24			
強風 (10/5)	海上	4	5	7	10	10	10	10	6	4	4	5	6	5	5			
	実効湿度 (h)	65							65									
	最小湿度 (h)	40							40									
熊本県天草・芦北地方	地域	11日							12日							13日	備考・関連する現象	
		06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24			
強風 (10/5)	陸上	2	3	6	10	10	10	10	3	3	4	4	5	5	5			
	海上	4	5	7	10	10	10	10	7	6	5	5	7	5	5			
	実効湿度 (h)	65							65									
乾燥	実効湿度 (h)	65							65									
	最小湿度 (h)	40							40									

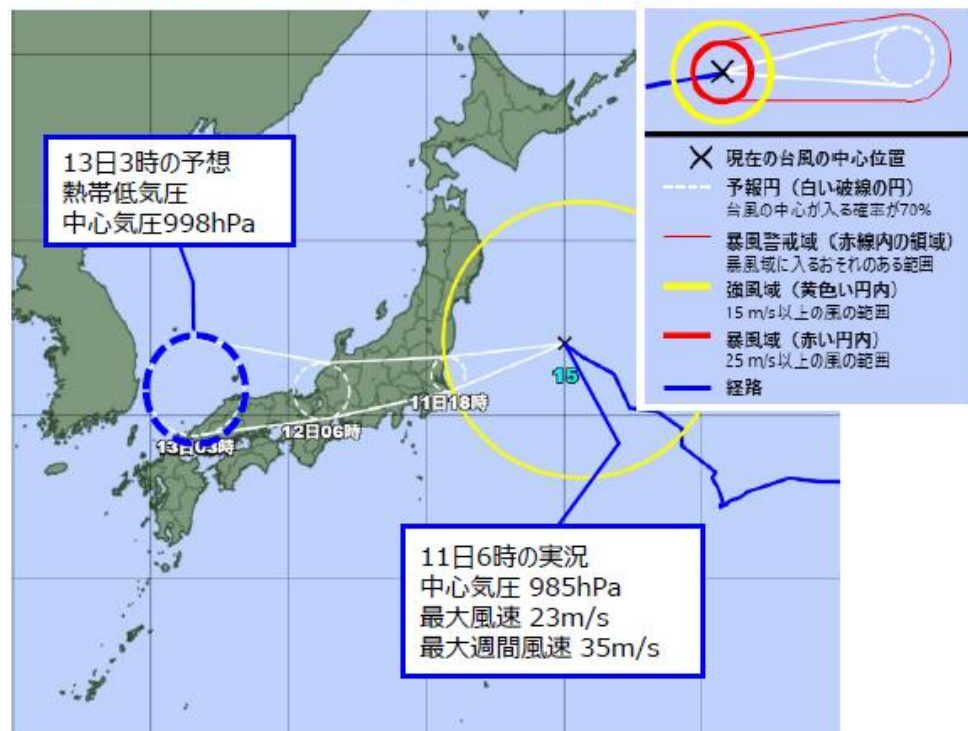
■ 注意報級の現象発生の可能性がある時間帯

第18回熊本市災害対策本部会議資料

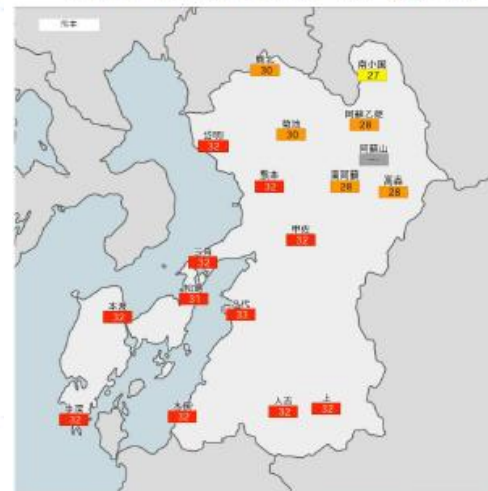
今後の気象の見通し

- ・台風第15号は、11日6時には日本の東にあり、西へ進んでいる。12日には熱帯低気圧に変わり、日本海西部に進み、13日にかけておおむね停滞する見込み。今後の台風進路予報や台風情報に留意。
- ・「熱中症警戒アラート」発表中。危険な暑さになることが予想されるため、引き続き熱中症対策などの健康管理に注意。

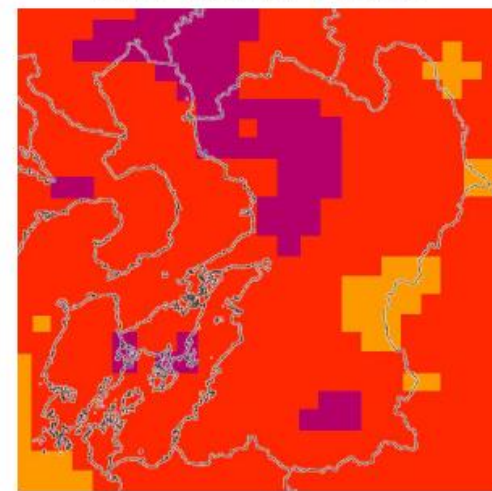
台風第15号 台風経路図 (11日6時時点)



11日 日最高暑さ指数 (予測)



11日 最高気温 (予想)



出典：環境省「熱中症予防情報サイト」

第18回熊本市災害対策本部会議資料

3 熊本市災害対策本部対応状況

日	事項
7月28日(火)	16時27分 地震発生 熊本市災害対策本部設置 ※【レベル5強化】全庁総力態勢設置 18時00分 第1回災害対策本部会議 19時00分 災害救助法適用 (熊本市含む21市町村) 21時30分 第2回災害対策本部会議
7月29日(水)	1時00分 第3回災害対策本部会議 10時30分 第4回災害対策本部会議 17時00分 第5回災害対策本部会議
7月30日(木)	17時00分 第6回災害対策本部会議
7月31日(金)	17時00分 第7回災害対策本部会議
8月1日(土)	17時00分 第8回災害対策本部会議
8月2日(日)	15時30分 第9回災害対策本部会議
8月3日(月)	13時30分 第10回災害対策本部会議
8月4日(火)	17時30分 第11回災害対策本部会議
8月5日(水)	14時30分 第12回災害対策本部会議
8月6日(木)	14時30分 第13回災害対策本部会議
8月7日(金)	14時30分 第14回災害対策本部会議 ※政府において激甚災害（本激）及び特定非常災害に指定することを決定

日	事項
8月8日(土)	14時30分 第15回災害対策本部会議
8月9日(日)	15時30分 第16回災害対策本部会議
8月10日(月)	14時30分 第17回災害対策本部会議
8月11日(火)	14時30分 第18回災害対策本部会議

第18回熊本市災害対策本部会議資料

4 支援団体等の状況

【関係機関】 2団体

・自衛隊、熊本県

※黄色：現在活動中 灰色：活動終了

対口支援 26団体（1都7県18市）

【全国知事会】

・東京都（※1）、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県（※1）総括支援

【指定都市市長会】

・札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市

【個別協定等】 17団体（1区14市2町）

・東京都港区、札幌市、北九州市、福井市、宮崎市、海安市、高槻市、松山市、須崎市、西予市、総社市、珠洲市、長野市、荒尾市、山鹿市、小国町、長洲町

8/11（火）12時時点【受入人数】32団体 279人【実績（延べ）】42団体 2,454人

第18回熊本市災害対策本部会議資料

5 被害の状況（8月11日(火) 12:00時点）

人的被害

死者	安否不明者	行方不明者	重傷者数	中等症数	軽負傷者数	分類未確定
0名	0名	0名	3名	57名 (▲1名) ※1	11名	3名 ※2

※1 災害起因でないと判明したもの

※2 分類未確定については、情報支援室に架電があったものの事実について確認ができていないもの。

【消防局出動件数】

救急出動： 1,962件（+128件）（うち災害に起因する事案88件（▲1件））※災害起因でないと判明したもの

火 災： 10件（うち災害に起因する事案5件）

救助要請： 17件（+1件）（うち災害に起因する事案9件）

住家被害 計8,337棟（+727棟）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	分類未確定
5棟 (+1棟)	0棟	11棟 (+5棟)	49棟 (+18棟)	116棟 (+32棟)	3,944棟 (+669棟)	4,212棟 (+2棟)

※現在も調査継続中のため、数値は変動する可能性あり。

第18回熊本市災害対策本部会議資料

5 被害の状況（8月11日(火) 12:00時点）

ライフライン・公共交通

停電	市内復旧済み
ガス	7月31日11:30復旧完了
上水道	・城南で断水 8月3日19:30 解消 ・富合で水圧低下 8月1日解消 ・北区で濁水 8月3日16:00 解消
下水道	使用に影響なし
道路	緑川右岸道路亀裂のため、国道3号から釈迦堂橋まで通行止め ⇒ 8月6日 12:00 規制解除 国による充填材注入後、南区土木Cにて舗装仮復旧工事完了（8月6日）
公共交通	<8月11日9:00時点> 【一部運休】 ・九州産交バス・産交バス（高速特急・快速）、J R九州※1※2 ※1 新幹線は、熊本駅～新水俣駅間は運休中。8月中の運行再開は困難な見込み。 新水俣駅～鹿児島中央駅間は、8月7日（金）から本数を減らして運行中 ※2 在来線は、宇土～八代駅間は運休中、熊本～宇土駅間は本数を減らして運行中 宇土駅～八代駅間についても、8月中の運行再開は困難な見込み。また、代行バス運行を予定。 その他公共交通は運行中

第18回熊本市災害対策本部会議資料

6 避難所開設状況（8月11日(火) 6:00時点）

	開設避難所数	避難者数	
中央区	2か所	25世帯(▲4世帯)	25人(▲4人)
東区	1か所	20世帯	27人
西区	1か所	17世帯(+1世帯)	20人(▲2人)
南区	12か所(▲2か所)	124世帯(▲9世帯)	204人(▲9人)
北区	1か所	9世帯(+3世帯)	12人(+3人)
合計	17か所(▲2か所)	195世帯(▲9世帯)	288人(▲12人)

ペット同伴避難場所	計0か所
水前寺競技場	8月9日閉鎖

車中泊避難場所	計0か所
アクアドーム	8月9日閉鎖

第18回熊本市災害対策本部会議資料

6 避難所開設状況（8月11日(火) 6:00時点）

			8月10日(月)		8月11日(火)	
			19か所		17か所	
項番	区	開設避難所数 避難所名	世帯数	人数	世帯数	人数
1	中央区	大江交流室・公民館	28	28	24	24
2	東区	秋津まちづくりセンター・公民館	20	27	20	27
3	西区	花園まちづくりセンター・公民館	16	22	17	20
4	北区	龍田まちづくりセンター・公民館	6	9	9	12
5	中央区	中央公民館	1	1	1	1
6	南区	飽田まちづくりセンター・公民館	0	0	閉鎖	閉鎖
7		天明まちづくりセンター・公民館	10	14	10	14
8		川尻小学校	2	6	2	6
9		南部まちづくりセンター・公民館	6	7	6	7
10		田迎西小学校	2	4	閉鎖	閉鎖
11		富合中学校	6	7	1	1
12		アスパル富合（富合公民館）	22	34	22	34
13		幸田まちづくりセンター・公民館	3	9	4	10
14		力合小学校	3	5	3	5
15		城南老人福祉センター	20	40	20	40
16		火の君文化センター	47	66	44	65
17		下益城城南中学校	3	6	3	6
18		杉上小学校	2	8	2	8
19		豊田小学校	7	7	7	8
合計			204	300	195	288

【最新】9:00時点

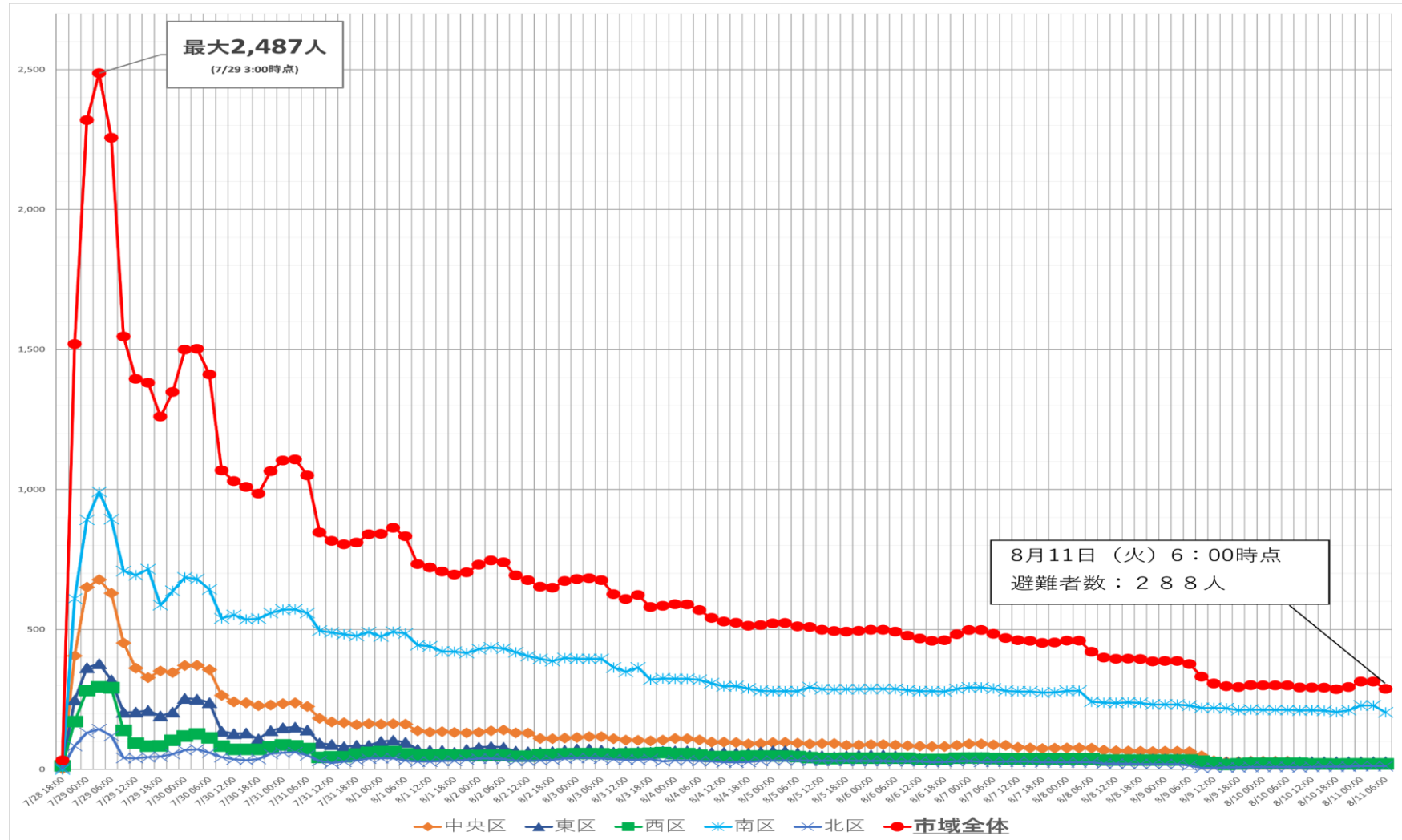
8月11日(火)	
15か所	
世帯数	人数
24	24
20	27
17	20
9	12
閉鎖	閉鎖
閉鎖	閉鎖
10	14
2	6
6	7
閉鎖	閉鎖
閉鎖	閉鎖
23	36
4	10
3	5
20	40
44	65
3	6
1	5
7	8
193	285

※緑は拠点避難所

※毎日6:00時点の数値で比較

第18回熊本市災害対策本部会議資料

7 避難者数推移 (8月11日(火) 6:00時点)



第18回熊本市災害対策本部会議資料

8 その他

【災害救助法】

- ・本市における法の適用日 令和8年（2026年）7月28日

※本市を含め、県内10市10町1村でも適用決定

（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、美里町、
大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町）

【特定非常災害・激甚災害の指定・施行】 令和8年（2026年）8月7日

【食事提供】

- ・7月31日(金)18時 災害対応車両キッチンカーにより食事提供
（南区 火の君文化センター）
- ・8月1日(土)～毎夕食 弁当支給開始
- ・8月3日(月)～8月7日(金) 平日昼食 災害対応車両キッチンカーにより食事提供
（南区 火の君文化センター、アスパル富合）
- ・8月5日(水)～朝食でパンを提供中
- ・8月6日(木)～野菜ジュースを提供中

【避難所空調設備のプッシュ型支援（経済産業省）】

- ・8月8日(土) 豊田小学校、杉上小学校、隈庄小学校及び富合中学校の4施設 工事完了

【防災ラジオの配布】

- ・熊本市所有の防災ラジオ80台を熊本市の避難所及び福祉避難所に熊本シティエフエムより配布

1 被害状況

政策局所管施設の被害状況

- ・国際交流会館・・・被害なし
- 8月4日から3～5階会議室の利用を再開
- (7月29日7時、目視にて調査済。8月3日12時、施設安全点検チェックリストにて再調査済。)

2 対応状況

(1) 避難所

- ・7月28日18時20分に国際交流会館の避難所開設
- ※7月31日14時時点で避難者0人（7月31日11時に避難者0人へ）
- 同日17時点で避難所閉鎖

(2) プレスセンター

- ・7月28日20時50分にプレスセンターを開設
- ・7月29日12時00分にプレスセンターを閉設

(3) 相談

- ・7月28日19時30分に災害多言語支援センターを開設
- ※8月11日10時時点：総数36件（前日10時時点比：+2件）
- (交通情報、避難所開設状況、避難所での多言語対応状況、被災状況、生活困窮による資金借入相談、飲用水の状況、住宅の支援策について、税金の免除について、お風呂情報について、被災者への支援状況について、等)
- ・市民の声（提言）等
- ※8月11日8時時点：総数89件（前日8時時点比：+2件）
- (火の国まつり中止要望、帰宅困難者苦情、避難所開設メールへの苦情、避難所対応、区役所・上下水道局職員の対応について（お礼含む）、災害ゴミの受け入れ、ボランティア等)
- ・コールセンターへの問合せ

7/28 40件、7/29 154件、7/30 107件、7/31 105件、
8/1 114件、8/2 51件、8/3 79件、8/4 35件
8/5 48件、8/6 39件、8/7 47件、8/8 26件
8/9 10件、
8/10 40件

・ごみ	： 20 件	・り災証明、危険度判定	： 8 件
・施設・学校・保育園	： 2 件	・墓地	： 2 件
・イベント、観光	： 1 件	・仮設・修理・解体	： 1 件
・支援物資・義援金	： 3 件	・法律相談	： 1 件
・ボランティア	： 1 件	・擁壁・ブロック	： 1 件

(4) 被災者支援

- ・7月29日 「令和8年熊本地震被災者支援制度（第1版）」を熊本市ホームページで公開し、市公式LINE及びXで周知
- ・7月29日 日本カーシェアリング協会において、被災された方が無償でレンタカーを利用できる「災害サポート・レンタカー」の予約受付を開始（8月3日から貸出開始）
- ・8月3日 「令和8年熊本地震被災者支援制度」を第2版に更新し、熊本市ホームページで公開するとともに、市公式LINE、X及びくまもとアプリで周知。併せて、2,360部を区役所等へ配付中
- ・8月6日から9日にかけて、熊本シティエフエムの協力により、熊本市緊急告知ラジオ約80台を市内の指定避難所及び福祉避難所へ搬送予定
- ・8月10日 「令和8年熊本地震被災者支援制度」を第3版に更新し、熊本市ホームページで公開するとともに、市公式LINE、X及びくまもとアプリで周知

(5) 外国人支援

- ・7月28日 19時 外国人コミュニティや外国人キーパーソンへメールにて災害関連情報を提供済
- ・K-SAFE（災害時等外国人支援システム）にて登録者680人に災害関連情報を配信済
- ・7月29日に「令和8年熊本地震被災者支援制度（第1版）」の英語版、8月1日に中国語版（繁体字）及び韓国語版を熊本市ホームページ及び国際交流振興事業団ホームページで公開
- ・8月1日 令和8年熊本地震に係る義援金の情報について、英語版を熊本市ホームページ及び国際交流振興事業団ホームページに公開済（中国語版と韓国語版は8月3日に公開）
- ・8月6日に「令和8年熊本地震被災者支援制度（第2版）」の英語版及び中国語版、韓国語版を熊本市ホームページ及び国際交流振興事業団ホームページで公開

3 今後の対応

- ・BCPに基づき、優先通常業務を実施

4 その他**(1) 指定都市市長会による人的支援**

- ・7月28日 福岡市、北九州市は熊本県にリエゾン派遣（指定都市市長会事務局から聴取）
- ・7月29日 16時 指定都市市長会が総括支援チームを宇城市へ派遣することを決定
- ・7月30日 各指定都市が熊本市を含む被災自治体への対口支援を開始

(2) 熊本連携中枢都市圏構成市町村との相互支援

- ・8月2日 熊本連携中枢都市圏構成市町村による被災市町村に対する物資・資機材支援を開始

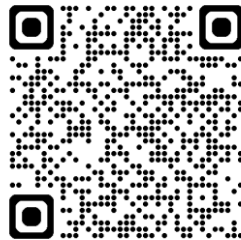
支援市町村	受援市町村	対象物資	数量	搬送状況
玉名市	宇土市	水 消毒液	約 9,000 本 100 個	8/2 搬送済み 8/2 搬送済み
玉名市	宇城市	パーティション 簡易ベッド ブルーシート 土のう袋	10 枚 10 台 100 枚 5,000 枚	8/3 搬送済み 8/3 搬送済み 8/3 搬送済み 8/3 搬送済み
山都町	宇城市	段ボールベッド 災害用マット 安眠枕	50 台 100 枚 200 個	調整中 調整中 調整中
熊本市	宇城市	ブルーシート（松山市提供） 土のう袋（熊本都市建設業協会提供）	1,000 枚 2,000 枚	8/4 搬送済み 8/4 搬送済み

(3) その他

- ・7月29日 災害支援に係る寄附受付について、ふるさと納税大手ポータルサイト（楽天、さとふる、ふるなび、ふるさとチョイス）を活用して開始済
- ・個人からの寄附金の受入件数・額：3,334 件・49,209,535 円（8月9日現在）
※広報課が令和8年熊本地震を受け、ふるさと納税大手ポータルサイト経由やその他の方法（銀行振込、郵便振替、現金）で受け入れた災害支援寄附の合計額
- ・企業からの寄附申出件数：6 件（8月9日現在）、金額は未定
- ・7月31日 議員全員会議において地震の概況等を説明

第3版

令和8年熊本地震被災者支援制度 (令和8年8月10日時点)



▲ 支援内容は随時更新しております。
最新情報はこちらからご確認ください。

目 次

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む 1

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備） 3

1-2-2 り災証明書の発行（農水産業関係） 4

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について） 5

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給 6

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給 7

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給 8

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付 9

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣 12

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止） 13

3-2-2 被災した住宅の応急修理 14

3-2-3 ひとり親家庭への貸付（住宅） 16

3-2-4 家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供 17

3-2-5 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与 18

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助	22
3-3-2 熊本市老朽空き家除却促進事業補助	23
3-3-3 被災住宅の障害物の除去	24
3-3-4 被災した家屋等の解体・撤去	25

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1 開発許可申請等に係る手数料免除	26
3-4-2 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	27

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1 被服、寝具その他生活必需品の支給	28
4-1-2 教科書及び学用品の支給	29

4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震で被害を受けたごみの収集について	30
4-2-2 地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について	30
4-2-3 地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について	31
4-2-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免	32
4-2-5 ブロック、瓦等のがれき撤去について	35

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1 災害時における飲用井戸水等の水質検査	36
--------------------------	----

4-4 通学に関すること

4-4-1 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	37
----------------------------	----

4-5 生活に関することについて

4-5-1 消費生活相談	39
4-5-2 こころの健康相談	39
4-5-3 こどもたちの心のケア	40
4-5-4 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	41
4-5-5 感染症に関する相談	41
4-5-6 食品に関する衛生相談	42
4-5-7 外国人の方向けの相談窓口	43
4-5-8 無料法律相談（弁護士）	44
4-5-9 無料入浴支援事業	44

4-5-10	乳児の沐浴支援	46
4-5-11	宿泊支援事業	47
4-5-12	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）	48

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1	市税の減免	50
5-1-2	市税の納税の猶予	51

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	51
5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	53
5-2-3	パスポートの発給手数料等の減免	55

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免	56
-------	-----------------	----

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1	定期予防接種の対象期間の延長	57
5-4-2	国民健康保険料の減免	57
5-4-3	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免	59
5-4-4	後期高齢者医療保険料の減免	60
5-4-5	後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	62
5-4-6	国民年金保険料の免除	64

5-5 高齢者福祉

5-5-1	介護保険料の減免	65
5-5-2	介護保険サービス利用料の減免	67
5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入	68

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1	障がい者の福祉用具の再給付	70
5-6-2	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	71
5-6-3	特別児童扶養手当などの災害特例措置	72
5-6-4	電話リレーサービス利用料の免除	73

5-7 子育て・教育

5-7-1	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	75
5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	76
5-7-3	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	77
5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	78
5-7-5	公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免	79
5-7-6	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限 月額の減額	80
5-7-7	就学援助制度	81
5-7-8	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	82
5-7-9	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	84
5-7-10	未就学児を対象とした受け入れ	85
5-7-11	未就学児を対象とした一時預かり	86

5-8 電気工事費等

5-8-1	電気料金等の特別措置について	87
-------	----------------	----

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口	89
-------	---------------	----

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1	農漁業被害に関する相談	90
-------	-------------	----

6-3 各種相談窓口

6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	91
6-3-2	社会保険労務士による労働相談	91

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
- ※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
- ※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
- ※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- ・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

窓口またはマイナポータルサイト（電子申請）から交付申請が可能です。

■申請の流れ（被害認定調査有りの場合）

窓口もしくはマイナポータルで調査依頼



被害状況確認のため被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、申請窓口までお問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口を持参もしくは電子申請時に添付していただくと、写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付（電子申請の場合は郵送）します。

[▲目次へ戻る](#)

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■申請時間

午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

※ 日曜日・土曜日・祝日についても、臨時に申請窓口を開設する場合があります。

■申請時に必要なもの

- （１）本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- （２）代理人による申請の場合は委任状、代理人の本人確認できるもの
- （３）申請書
- （４）生活の本拠であったことが確認できる書類
※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。
- （５）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの
- （６）被害状況を写した写真又は修繕見積書（領収書）
※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合のみ必須。

■発行窓口

申請受付窓口と同じ

■発行受付時間

午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

※ 日曜日・土曜日・祝日についても、臨時に発行窓口を開設する場合があります。

■受取時に必要なもの

- （１）交付を受ける人の本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
※代理人が交付を受ける場合は、代理人の本人確認できるものが必要です。
- （２）家屋調査完了後に送付される「調査完了のお知らせ」
- （３）申請時に不足していた書類
※該当者のみ
※（２）のお知らせが届くまでに連絡が無かった方は不要です

1. り災証明書の発行

■申請期限

令和8年10月31日（土）

※窓口は令和8年10月30日（金）

※お早めにお手続きください。

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

令和8年熊本地震に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。

※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

東区・西区（西部公民館）・南区・北区役所

■受付時間

平日 商業金融課

午前8時30分～午後5時15分

東区・西区・南区・北区役所

午前9時～午後4時

休日（土日祝）

午前9時～午後4時

[▲目次へ戻る](#)

1. り災証明書の発行

※受付窓口・時間は変更になる場合があります。

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 被害状況がわかる写真
- (2) 被害を受けた建物の所在地がわかる地図
- (3) 本人確認ができるもの(窓口に来られる方)

※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。

※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをもちください。(A4用紙に何枚か印刷した形式でも可)

※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-2-2 り災証明書の発行（農水産業関係）

農業支援課 096-328-2384

令和8年熊本地震に伴う、り災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

- ・ 農業を営まれている方
農作物を生産している耕作面積が 3,000 平方メートル以上を有すること、又は被災前年 1 年間ににおける農畜産物販売金額が 50 万円以上の実績を有すること。
- ・ 水産業を営まれている方
- ・ その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設（ハウス・建物等）・機械、農水産物、農地等

※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。

※被害対象は申請者本人の名義であること。

[▲目次へ戻る](#)

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2) 被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの（営農計画書、確定申告書など）
- (5) 委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について）

健康福祉政策課 096-328-2340

り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付しています。

■申請方法

(1) 窓口申請の場合

申請書に必要事項をご記入のうえ、お近くの各区役所福祉課または各総合出張所にご提出ください。

受付時間：午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

(2) 郵送の場合

熊本市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書と返信用封筒（110円切手貼付、住所宛名記載）を郵送ください。

※郵送の場合、送付先は各区福祉課となります。

[▲目次へ戻る](#)

2. 経済的な支援

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340
各申請受付窓口

■申請期限

令和8年10月30日（金）

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により死亡された方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和8年熊本地震により死亡された方のご遺族（災害弔慰金）
亡くなった方が生計維持者の場合 500万円
生計維持者以外 250万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・申請される方の本人確認ができるもの（運転免許証等）の写し
- ・申請される方名義の通帳の写し
- ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
- ・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

[▲目次へ戻る](#)

2. 経済的な支援

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重度の障害を負った方（審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明した場合
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を完全に失った場合
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- ⑥ 両上肢の用を完全に失った場合
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- ⑧ 両下肢の用を完全に失った場合
- ⑨ 精神または身体の障がい重複し、その程度が上記①～⑧と同程度以上と認められる場合

上記の障がいを受けた方が

生計維持者 250 万円

生計維持者以外 125 万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

[▲目次へ戻る](#)

2. 経済的な支援

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により 1 ヶ月以上の重傷を負った方 : 3 万円

住家の全壊又は流出した世帯 : 5 万円

住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯 : 3 万円

上記に該当しない住家の床上浸水 : 1 万円

※被害を受けた当時、熊本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていた方が対象となります。

※「重傷を負った方」は、令和 8 年熊本地震により直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

[▲目次へ戻る](#)

■必要なもの

＜重傷の場合＞※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて令和8年熊本地震による直接的な負傷が分からない場合）
- ・申請者名義の通帳の写し

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

- ・り災証明書（写し可）
- ・申請者名義の通帳の写し

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2340

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。

対象となる方

被災日時時点で熊本市に居住かつ住民登録があり、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- 世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った
- 住居の半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）又は全壊
- 住居の全体が滅失・流失した
- 家財の価額のおおむね1/3以上に損害があった

※「住居の半壊又は全壊」は、自己所有の住宅（持ち家）の場合が対象となります。
全壊の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合及び滅失又は流出の場合は、アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

2. 経済的な支援

■貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷があった	家財、住居に損害なし	150 万円
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 250 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	270 万円 ※2（350 万円）
	住居が全壊	350 万円
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷が <u>なかった</u>	家財、住居に損害なし	貸付対象外
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 150 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	170 万円 ※2（250 万円）
	住居が全壊（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く）	250 万円 ※2（350 万円）
住居の全体が滅失・流失した		350 万円

※1 家財の損害の場合、貸付限度額と家財の損害額のうちいずれか低いほうの金額の範囲内での貸付となります。（損害状況を確認するため現地調査を行う場合があります。）また、家財の損害に自家用車の損害は含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理のために充てることはできません。

※2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には（ ）内の金額が貸付限度額となります。

■貸付条件

利 率 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）
償還期限 10 年（据置期間を含む）
据置期間 3 年
※据置期間 3 年経過後、7 年間の償還となります。（繰上償還は据置期間でも可能）

■所得制限

世帯の市民税における令和 8 年度分（令和 7 年分）総所得の合計が以下の金額未満

[▲目次へ戻る](#)

2. 経済的な支援

- 1 人：220 万円
 - 2 人：430 万円
 - 3 人：620 万円
 - 4 人：730 万円
 - 5 人以上: 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。
- ※住居が滅失した場合は世帯人数に関わらず 1,270 万円

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣

地域政策課

096-328-2036

地震により住居に被害を受け、自力での片付けが困難な世帯を対象に、災害ボランティアを派遣し、家屋内外の片付けや清掃等を支援します。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方

- ・熊本市内で地震により住居に被害を受けた方
- ・高齢者のみの世帯、障がいのある方がいる世帯など、自力での片付けが困難な世帯

支援内容

- ・家屋内外の片付け、清掃作業、家具等の搬出補助 など
- ※重機を使用する作業や専門的な技術を要する修理・修繕作業は対象外です。

申込方法

(1) Web 申込（受付時間：24 時間対応）

熊本市社会福祉協議会ホームページの申込フォームから申込
<https://logoform.jp/form/TGU5/1721302>

(2) 電話申込（受付時間：午前9時から午後4時まで）

災害ボランティアセンター専用回線

① 080-1535-1141 ② 080-1532-0617

(3) 申込後の流れ

- ・災害ボランティアセンター職員が電話等で被害の状況を確認します。
- ・支援の可否や作業日程は、被害状況の確認後に決定し、改めて連絡します。



お問合せ先

■熊本市社会福祉協議会 熊本市災害ボランティアセンター

電話 : 080-1545-0531

受付時間：平日 午前9時から午後4時まで

メール : volunteer@kumamoto-city-csw.or.jp

[▲目次へ戻る](#)

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住家（住宅）について、被害の拡大を防止することを目的とした制度です。

対象となる方

当該災害により所定の被害区分（準半壊以上）に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯。なお、物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。（り災証明書の提出は不要）

費用の限度額

1世帯あたり56,400円以内（消費税込み）（同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。）

対象となる内容

具体的な例は、次のとおりです。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

申込期限と完了期限

令和8年9月30日（水）（完了期限も同日）

お手続き

■申請受付窓口（必要な書類等は個別にお渡しします）

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

※「屋根等へのブルーシート張りについて、これから修理業者を見つける必要がある場合」は、各区の土木センター等で受付のご案内を行っております。

（期間：8/8～8/27 まで開設予定）

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

[▲目次へ戻る](#)

3-2-2 被災した住宅の応急修理

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

(1) 以下の全ての要件を満たす方（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象とします。

- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

※ 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とします。

(2) 資力等の要件

「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※ 修理業者に「費用の限度額」に相当する部分の代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。

※ 応急修理の期間中、条件により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅：みなし仮設）等を利用できる場合があります。

※ 借家は一般的には借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

ただし、事情により所有者・管理者が修理を行わず、居住者の資力では修理できないために、居住する場所を確保できない場合は、所有者・管理者の同意を得て応急修理制度を活用できる場合があります。

[▲目次へ戻る](#)

3. 住まいの確保・再建のための支援

なお、この場合は所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。詳細は「■お問合せ先」記載の担当課までご相談ください。

費用の限度額

1世帯あたりの限度額は次のとおりです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯
757,000 円以内（消費税込み）
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯
367,000 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる範囲

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって修理を行うことが必要となる箇所です。

- ・ 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- ・ 家電製品は対象外です。
- ・ 内装に関するものについては一部対象とならないものもあります。
（例）内装（畳、壁紙などの張替え）については原則として対象外ですが、床や壁の下地と一体で交換する場合は対象となります。

※ 詳しくは下記「お問合せ先」にご相談ください。

申込期限と完了期限

令和8年10月27日（火）まで（完了期限も同日）

※ 令和9年7月27日まで延長する方向で、国（内閣府）と協議予定。

お手続き

■申請受付窓口

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■必要なもの

- ・ 住宅の応急修理申込書 ※参考資料として、住宅の被害状況に関する申出書も添付
- ・ り災証明書（住家） ・ 被害状況が分かる写真（修理前の写真）
- ・ 修理見積書（申込者が選定した修理業者から入手）

※ その他市長が必要と認めるもの （例）資力の申出書（中規模半壊以下の場合）

[▲目次へ戻る](#)

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

3-2-3 ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- ・原則、連帯保証人が1名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- ・当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- ・その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
096-372-1228
熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

[▲目次へ戻る](#)

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228

こども家庭福祉課 096-366-3030

3-2-4 家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供

市営住宅課 096-328-2461

令和8年熊本地震により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、市営住宅を一時的に提供します。

対象となる方

令和8年熊本地震により住宅に半壊以上の被害を受け、引き続き住むことができなくなった方

※原則として市町村が発行するり災証明書（半壊以上、写しでも可）が必要ですが、状況により後日提出でも可能です。

※住家の被害の程度が「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」の場合は対象外となります。

入居可能期間

原則6か月以内（最長1年まで更新可）

使用料等

住宅使用料（家賃）、駐車場使用料、敷金は免除です。
共益費や水道光熱水費等は入居者負担となります。

申込方法

窓口にて先着順で受け付けます。入居の申込みがあった住宅は受付を終了します。

申込期間

【熊本市内在住者＋熊本市外在住者】

令和8年8月10日（月）以降（土・日・祝日除く）

受付時間は午前10時から午後4時まで

申込場所

熊本市役所本庁舎9階 市営住宅管理センター窓口

3. 住まいの確保・再建のための支援

お持ちいただくもの

- ・り災証明書の写し（コピー）
 - ・本人確認書類
（免許証、マイナンバーカード、被災場所に居住していることがわかるもの）
 - ・申請書類
（行政財産使用許可申請書、誓約書）
- ※代理人が申し込む場合は以下の書類も必要です。
- ・代理人の身分証明書
 - ・委任状

その他

- ・家具、家電、カーテン等はお持ち込みいただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・市営住宅でのペット（犬・猫・鳥等）の飼育や、市営住宅敷地内での餌付け等は禁止されていますので、ご注意ください。

お問合せ先

市営住宅課 096-328-2461

3-2-5 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与

住宅政策課 096-328-2989

令和8年熊本地震により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として提供します。

具体的には、「被災者」と「熊本市（借主）」と「物件所有者（貸主）」の三者で「定期建物賃貸借契約」を締結し、一定期間、熊本市が家賃を支払います。

※物件は被災者の方で探していただきます。

対象となる方

次の（1）から（4）の要件を全て満たす方

- （1）災害発生の日時点において、熊本市に居住する方
- （2）当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方
 1. 当該災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方
 2. 住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けて

[▲目次へ戻る](#)

3. 住まいの確保・再建のための支援

いるなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方

4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方

- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方

※持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと

- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

賃貸型応急住宅の条件

次の(1)から(3)の条件の全てに該当する民間賃貸住宅が対象となります。

- (1) 1か月当たりの賃料が住居への入居人数に応じて定める範囲内である住宅

※家賃の限度額を超える住宅は対象となりません。

住居への入居人数	賃料	
1人(単身)の世帯	月額	5万5千円以内
2人世帯	月額	6万5千円以内
3～4人の世帯	月額	9万5千円以内
5人以上の世帯	月額	13万円以内

※ 小学校入学年齢に達しない未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下四捨五入)として換算します

(例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人

- (2) 市が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅

- (3) 新耐震基準で建設(昭和56年6月1日以降に着工)された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

費用負担

市の負担	賃料、共益費(管理費)、退去修繕負担金(家賃の2か月分以内)、礼金(家賃の1か月分以内)、仲介手数料(家賃の0.55か月分以内)、鍵交換費、損害保険料
入居者の負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費等

※既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合、個人契約に関する仲介手数料、賃貸物件保証金、火災保険料等については遡及できません。

[▲目次へ戻る](#)

入居期間

入居日から2年以内

※応急修理制度を併用する場合は、応急修理を申し込んだ日から原則6か月以内の入居期間となります。

※入居期間の期限を待たずに恒久的住宅の確保を果たした場合、応急修理が完了した場合は、速やかに退去する必要があります。

※先に賃貸型応急住宅の提供を受けた方は、応急修理制度を活用することはできません。

お手続き

市では物件のご紹介はしていません。

まずは、不動産事業者（仲介業者）に物件についてお問い合わせください。

■申請受付窓口

熊本市住宅政策課窓口（本庁舎9階）

■必要なもの

【申込み時に必要な書類】

- ①熊本市賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③同意書（様式第3号）または、確約書（様式第4号）
- ④申出書（様式第5号）

【①～④に加え状況に応じて必要な書類】

- 1. 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - ・り災証明書の写し

※り災証明書がお手元にない方のうち、被災住宅の写真により、一見して「全壊」である旨が確認できるなどの場合は、事後の提出可
- 2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 - ・り災証明書の写し
 - ・住家を解体することが確認できる書類
- 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方
 - ・住民票など居住実態がわかるもの（住民票を添付する場合は入居者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし）

3. 住まいの確保・再建のための支援

4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が 1 か月を超えることが見込まれる方

- り災証明書の写し
- 応急修理の申込書の写し
- 修理期間が 1 か月を超える見込みであることが確認できる書類

※ 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方については、上記に加えて、次の書類が必要です。

- 切替契約に係る同意書（様式第 6 号）
- 現在入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

■お問合せ先

住宅政策課 096-328-2989

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

倒壊の恐れのある危険な空家の除却工事費に対して、**最大60万円** 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある空家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる空家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4月13日 受付開始】熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金について（老朽危険空家等除却補助）



お手続き

空家対策課への各種申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8 補助申請手続きの進め方」のチラシをご参照ください。

※なお、事前調査申請受付期間は、令和8年12月28日（月）までと
り、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。



■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

窓口に持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

3-3-2 熊本市老朽空き家除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

建築後一定期間を経過した老朽空き家（戸建の住宅）の除却工事費に対して、

最大40万円 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある老朽空き家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる老朽空き家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4月13日 受付開始】古い空き家や相続・遺贈を受けた空き家の除去費用の一部を最大40万円補助します！



お手続き

空家対策課への申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8° 補助申請手続きの進め方（手引きの概要版）」のチラシをご参照ください。



※なお、受付期間は、令和8年12月28日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

窓口を持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

[▲目次へ戻る](#)

3-3-3 被災住宅の障害物の除去

土木総務課 096-328-2475

令和8年7月28日発生の令和8年熊本地震によって住家内に運ばれた土石、竹木等によって、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、熊本市で実施する制度です。

要件等をご確認の上、制度の利用を希望される方は下記窓口にご相談ください。

対象となる方

次の要件の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 災害時に住んでいた住家が半焼、半壊又は床上浸水の方を対象とし、全焼、全壊及び流失の住家については、引き続き元の住家に住み続ける方
- (2) 住家内に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助による障害物の除去が困難な状況かつ自らの資力では障害物を除去できない方
- (3) 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）や市営住宅を利用しない方

除却の範囲

障害物の除去は、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために行うものですので、その範囲は次のとおりとなります。なお、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象になりません。

- (1) 居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所にある土砂等の除去（物置や倉庫等にある土砂等は対象外となります）
- (2) 住家の入口が土砂等で閉ざされている場合の玄関回りの除去

■申請受付窓口

本庁 13 階 土木総務課／電子申請が可能です。



■受付期間

令和8年（2026年）8月13日（木）まで

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

[▲目次へ戻る](#)

3. 住まいの確保・再建のための支援

- (1) り災証明書（住家）（写しでも可）
- (2) 被災住宅の障害物の除去申込書（様式第1号）
- (3) 資力に係る申出書（様式第2号）
- (4) 住家内の状況がわかる写真等
- (5) その他、熊本市で必要と認める書類

■注意事項

(1) 1世帯当たりの限度額は148,600円（※）です。

※申請者への支払いは行いません。熊本市が施工業者へ直接支払います（除去完了後に支払う）。

(2) 2世帯以上が居住している場合でも、(1)の1世帯当たりの限度額以内となります。

■お問合せ先

土木総務課 096-328-2475

3-3-4 被災した家屋等の解体・撤去

廃棄物計画課（公費解体プロジェクトチーム） 096-328-2430

個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行います。

詳細につきましては決定次第、速やかにお知らせします。

※自ら解体を行った被災家屋等の解体・撤去費用について

半壊以上の被災家屋等を自ら解体・撤去した費用についても、費用償還の対象となります。

ただし、支援の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用のうち、市の基準を超える部分は自己負担となります。（市の基準は決定次第、速やかにお知らせします。）

なお、費用償還の手続きに必要となりますので、次の関係書類等の保管をお願いします。

- ・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ・解体工事にかかる契約書、見積書、領収証
- ・解体工事の廃棄物処理にかかる帳票類（計量伝票、マニフェスト伝票等）

[▲目次へ戻る](#)

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1 開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

令和8年熊本地震によって被災した建築物等を移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）
- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条）

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課 096-328-2507

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

[▲目次へ戻る](#)

■お問合せ先

開発指導課 096-328-2507

3-4-2 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

地震災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から1年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、建築確認申請等、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請等の手数料を免除します。

※対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- ・ 建築確認申請
- ・ 中間検査申請
- ・ 完了検査申請（省エネ適判完了検査の追加含む）
- ・ 法第7条の6の規定に基づく仮使用の認定申請
- ・ 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請
- ・ 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可申請
- ・ 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請
- ・ 省エネ適判申請
- ・ 計画変更に係る省エネ適判申請
- ・ 省エネ適判申請の軽微変更該当証明書交付申請

お手続き

■申請受付窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・ 手数料免除申請書
- ・ り災証明書の写し

■お問合せ先

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

[▲目次へ戻る](#)

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1 被服、寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

対象となる方

令和8年熊本地震により住居が床上浸水、半壊又は全壊の被害を受けた方のうち、生活必需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方

■支給の限度額

家屋の被災状況及び世帯人員数により、次の金額の範囲内での支給になります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごと加算
全壊	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
半壊	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円

※区分の半壊には、大規模半壊、中規模半壊及び床上浸水を含みます。

■支給品一覧【※以下は、令和7年8月豪雨災害時の内容です】

品名	金額	品名	金額
男性用肌着（半袖2枚）	1,030円	女性用肌着（キャミソール又はノースリーブ2枚）	1,040円
男性用トランクス（1枚入り）	550円	男性用トランクス（2枚入り）	770円
女性用ショーツ（1枚入り）	550円	女性用ショーツ（2枚入り）	770円
男性靴下（1足）	520円	女性靴下（1足）	360円
寝具（敷き布団、掛け布団等6点シングルセット）	5,720円	タオルケット（シングル）	1,160円
フェイスタオル（5枚入り）	600円	トイレットペーパー（12個入り）	330円
ティッシュペーパー（5個入り）	220円	紙おむつ（子供用）※パンツタイプ	1,070円
紙おむつ（子供用）※テープタイプ	1,460円	紙おむつ（大人用）※パンツタイプ	1,040円

4. 生活面への支援

紙おむつ（大人用）※テープタイプ	2,240 円	やかん（2.5L）IH 対応	1,200 円
両手鍋（20cm）IH 対応	1,360 円	フライパン（26cm）IH 対応	930 円
包丁	760 円	まな板	600 円
茶碗	300 円	箸	160 円
バケツ（8L）	490 円		

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

4-1-2 教科書及び学用品の支給

教育委員会指導課 096-328-2721

教育委員会学務支援課 096-328-2716

救助を要する被災者である児童・生徒に必要な教科書及び正規の教材・文房具・通学用品・その他の学用品を支給します。

対象となる方

令和8年熊本地震にてり災され、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）により学用品を喪失若しくは損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、特別支援学校児童・生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）。

※教科書については、り災の程度を問いません。

支給対象品目

（ア）教科書及び正規の教材

（イ）文房具、通学用品

※現物支給となります。

お手続き

保護者との連絡ツール「すぐる」から案内を送付しています。案内中に記載のURL（以下にも記載します）から申請を行ってください。後日、教育委員会又は学校から詳細を確認させていただきます。

申請 URL

<https://logoform.jp/f/xLqph>



4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震で被害を受けたごみの収集について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

45ℓの袋に入る大きさのごみ

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、燃えるもの・燃えないものに分けて、45ℓ以下の透明ごみ袋に入れて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出してください。

4-2-2 地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

大型ごみ（たんす・食器棚など）、
家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、事前にごみゼロコール（0570-00-5374）に申し込みをしていただくことで、無料で回収を行います。（大型ごみ処理券は不要）なお、お申込みについては、インターネットでも受け付けております。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372343/index.html>



災害大型ごみの申込みフォーム



<https://logoform.jp/f/BkVvj>

家電4品目の申込みフォーム



<https://logoform.jp/f/yHV6U>

4-2-3 地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について

廃棄物計画課 096-328-2359

地震災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる地震災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西城区山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

対象となるもの

地震により壊れたり被害を受けたごみで、熊本市内で発生したもの。

※リサイクルできないもので、市のごみ処理施設で受け入れられるもの。

※事業所から出た災害ごみの手続きは、家庭ごみと一部異なります

お手続き

以下の書類をお持ちの上、申請窓口にてお手続きをお願い致します。

(1) り災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】

(2) 持ち込む廃棄物の写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】

(3) 委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】

※申請手続きを、り災された本人や事業者の代わりに、代理人（片付けを手伝われている友人やごみ収集運搬業者等）が行う場合に必要

※搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越してください。

■申請受付窓口

災害廃棄物に関する問合せは下記にお願いします。

- (1) 廃棄物計画課 (電話：096-328-2359)
- (2) 中央区役所総務企画課 (電話：096-328-2610)
- (3) 東区役所総務企画課 (電話：096-367-9121)
- (4) 西区役所総務企画課 (電話：096-329-1142)
- (5) 南区役所総務企画課 (電話：096-357-4112)
- (6) 北区役所総務企画課 (電話：096-272-1112)

臨時窓口

[ごみ焼却施設] (被害を受けたごみのうち燃えるものの持ち込み先)

- (7) 東部環境工場 (電話：096-380-8211)
- (8) 西部環境工場 (電話：096-329-0900)

[埋立施設] (被害を受けたごみのうち燃えないものの持ち込み先)

- (9) 扇田環境センター (電話：096-245-2696)

■受付時間

上記申請窓口の(1)～(6)は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、(7)～(9)は月曜日～土曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

4-2-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免

事業ごみ対策課 096-328-2362

事業所からの災害ごみについては、一般家庭のものと取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

原則として市施設で受け入れ可能なものに限りします。

市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になります。なお、収集運搬費は減免対象ではございません。

減免の対象となる災害ごみ

- 可燃性のごみ(リサイクルできないもの)
- 不燃性のごみ(埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など)
- 業務で使用していた家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

事前確認

事業ごみ対策課で、減免できる災害ごみを確認後、減免申請窓口へのご案内を行います。処分したい災害ごみの内容及び量を把握のうえ、まずは、お問い合わせください。

■受付期間

7月30日（木）8時30分～

■事前相談先

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

■相談時に必要なもの

り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真

廃棄したい災害ごみの写真

※家電4品目については、製造業者（メーカー）及び型式・型番を確認する必要があるため、把握のうえご相談ください。

※メールでご相談される場合は、その後の連絡を円滑に行うため、事業所名、事業所の所在地、連絡先の記載を必ずお願いいたします。

申請手続き

（1）可燃性のごみ、不燃性のごみについて

■申請の受付窓口

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①廃棄物計画課 | （電話：096-328-2359） |
| ②中央区役所総務企画課 | （電話：096-328-2610） |
| ③東区役所総務企画課 | （電話：096-367-9121） |
| ④西区役所総務企画課 | （電話：096-329-1142） |
| ⑤南区役所総務企画課 | （電話：096-357-4112） |
| ⑥北区役所総務企画課 | （電話：096-272-1112） |

【臨時窓口】

- | | |
|-----------|-------------------|
| ⑦東部環境工場 | （電話：096-380-8211） |
| ⑧西部環境工場 | （電話：096-329-0900） |
| ⑨扇田環境センター | （電話：096-245-2696） |

①～⑥は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、

⑦～⑨は月曜日～土曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

■申請時に必要なもの

- ・り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したもの也可）
- ・搬入する災害ごみの写真（事業ごみ対策課にて事前確認を受けた写真）
- ・搬入に使用するすべての車両のナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇）
- ・搬入予定回数
- ・委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

4. 生活面への支援

■持ち込み先

- ・可燃性のごみ : 西部環境工場、東部環境工場
- ・不燃性のごみ、小型家電製品類 : 扇田環境センター

■受入期間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分

(2) 業務で使用していた家電4品目について

■申請の受付窓口

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

■申請時に必要な書類・確認させていただく内容

①家電4品目特別搬入証交付申請書

- ・搬入に使用するすべての車両ナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇ー〇〇）及び搬入回数
- ・搬入を許可業者に委託する場合は許可業者名など

②搬入品目一覧表

※搬入したい家電4品目の製造業者（メーカー）及び型式・型番を記載

③搬入する家電4品目の写真

※一点ずつ撮影したもの。

※②搬入品目一覧表のNo.を写真にご記載ください。

（メール添付の際はファイル名をNo.にしてください）

④り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）

⑤委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

■申請方法

窓口への持参、郵送、電子メールなど

■持ち込み先

東区戸島町 1489

■搬入期間

8月4日（火）から（当面の間）

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日は除く

■搬入時に必要なもの

- ①特別搬入証（窓口で交付）
- ②搬入品目一覧表（①の裏面に印刷）

4-2-5 ブロック、瓦等のがれき撤去について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の令和8年熊本地震被害で発生したブロック、瓦等のがれきについて、以下のとおりがれきの撤去を無料で行います。

対象となるもの

- (1) ブロック塀 (2) 瓦（原則、セメント瓦を対象とする） (3) 門柱
- (4) コンクリート片 (5) 石材 (6) 混在物 (7) その他

※対象外となるもの

解体が必要なもの、令和8年熊本地震以外で発生したもの

※撤去ができないもの

石綿（アスベスト）など危険物を含むもの、数メートルにわたるブロック塀など作業員での収集が困難なもの

お手続き

■受付窓口

- (1) 廃棄物計画課（電話：096-328-2359）
- (2) 中央区役所総務企画課（電話：096-328-2610）
- (3) 東区役所総務企画課（電話：096-367-9121）
- (4) 西区役所総務企画課（電話：096-329-1142）
- (5) 南区役所総務企画課（電話：096-357-4112）
- (6) 北区役所総務企画課（電話：096-272-1112）

※受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日を除く）です。

■必要なもの

- (1) 災害がれき撤去依頼書
 - (2) ブロック塀、屋根などり災の全体の状況が分かる写真（コピー印刷も可）
 - (3) 撤去を依頼するがれき等の写真（コピー印刷も可）
 - (4) 委任状（来庁者が依頼者でない場合）
 - (5) 災害がれき撤去承諾書（依頼者が被災所在地の所有者でない場合）
- ※（2）・（3）は、依頼者等が収集立ち合い不可の場合に必要となります。
- ※（4）は来庁者が依頼者でない場合に必要となります

4. 生活面への支援

※（５）は依頼者が被災地所在地の所有者でない場合に必要となります

※電話受付の場合は、上記の必要書類を送付します。この場合は、収集当日に業者に書類を提出する必要があります。

■依頼から処理完了までの流れ

（１）受付窓口へ来庁又は電話にて相談・受付

（２）受付窓口へ必要な書類の提出

（３）後日、依頼者へ収集日等の連絡

※調整に時間を要するため、実際の収集時期は未定です。あらかじめ御了承ください。

（４）業者による対象がれき等の収集運搬

※電話受付の方は、収集時に業者に書類を提出してください。

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1 災害時における飲用井戸水等の水質検査

環境総合センター 096-379-2511

市内において地震により、飲用している井戸に被害があった世帯に対して、飲用井戸水の水質検査を実施します。地震で被災した井戸の水は、濁りなど水質が変化している可能性があります。検査結果が確認されるまでは、市販のミネラルウォーター等で対応してください。

対象となる方

被災された個人住宅で井戸水を飲用水としている世帯（上水道の未給水世帯に限る）

お手続き

■検査の予約・持ち込み先

熊本市環境総合センター 熊本市東区画図町所島404-1

電話番号 096-379-2511

月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分から午後5時まで

※必ず事前に電話でご予約をお願いします。

■井戸水の持ち込み時間

月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分から午後3時まで

※詳細は検査予約の際にご案内します。

■必要なもの

(1) 井戸水

○専用の採水容器を熊本市環境総合センターでお渡ししますので、その容器に検査する井戸水を入れてご持参ください。

※容器を取りに来られない方は未開封のミネラルウォーターのペットボトル（500mL を 2 本）を空にして当日の井戸水を採取してください。

※詳しい採水方法は、ご予約時にご案内します。また、熊本市ホームページ「災害時における飲用井戸水等の水質検査について」にも採水方法を掲載しています。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00365823/index.html>



(2) 次のうち、いずれか一つご持参ください。

り災証明書（住家）

被災が確認できる写真等

■検査料

無料

■検査内容

- ・化学的検査
- ・細菌学的検査 計 10 項目

■結果の通知

受付から概ね 7 日程度

※自宅へ郵送します。電話での問い合わせにも対応します。

■お問合せ先

環境総合センター 096-379-2511

4-4 通学に関すること

4-4-1 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和 8 年熊本地震にてり災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように対応を行います。

対象となる児童生徒

地震被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てに基づき期間等を相談の上、許可を行います。

- ①市内間で校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外から転入した場合

■申請受付窓口

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■必要なもの

- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸契約書・同居証明書など）
- ・児童生徒本人と保護者を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ・り災証明書等（コピー可、後日提出可）

4-5 生活に関することについて

4-5-1 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の令和8年熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター

相談ダイヤル 096-353-2500

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

時間 午前9時～午後5時

※面談は事前予約制

ホームページ記事「災害に便乗した悪質商法にご注意ください」もご覧ください。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00357141/index.html>



4-5-2 こころの健康相談

こころの健康センター 096-366-1171

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話やSNSにて受け付けております。

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- ・こころの健康センター（ウェルパルくまもと3階）
096-362-8100 平日 午前9時～午後4時
- ・熊本こころの電話
096-285-6688 年中無休 午前11時～午後6時30分
- ・熊本いのちの電話
096-353-4343 年中無休 24時間
0120-783-556 年中無休 午後4時～午後9時

4. 生活面への支援

- ・よりそいホットライン
0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

■こころの悩み相談@連携中枢都市圏

- ・傾聴 AI への相談：24 時間 365 日
- ・専門相談員への相談：毎週火曜日・日曜日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
午後 6 時～午後 10 時

- ・相談方法

専用二次元コード（WEB）

LINE アカウント



<https://chat.ziai.jp/organization/cbafb13d-247e-4d2e-974d-2dc67ce55e46>



<https://line.me/R/ti/p/@355klbvn>

LINE アプリの「友だち追加」の「検索」で ID：【@355klbvn】を検索し、友だちに追加してください。

4-5-3 こどもたちの心のケア

教育委員会総合支援課 096-328-2743

令和 8 年熊本地震等により、不安や孤独を感じるなど、様々な心身の変化が生じた市立小学生や市立中学生およびその保護者に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行います。

対象となる方

市立小学校・中学校に在籍する児童生徒およびその保護者

お手続き

児童生徒が在籍している小学校または中学校に保護者の方がお申込みください。

■申請受付窓口

児童生徒が在籍している小学校または中学校の担任等

4. 生活面への支援

■受付時間

9時00分から16時30分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

※スクールカウンセリングは、カウンセラーの来校日に合わせた、事前予約制となっております。

■お問合せ先

（担当課名）総合支援課 （電話番号）096-328-2743

※令和8年8月30日まで（夏休み期間中）のスクールカウンセラーのお問い合わせは総合支援課にお願いいたします。

4-5-4 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

- ・中央生活自立支援センター（中央区役所2階）
096-328-2795 平日 午前9時～午後4時30分
- ・東生活自立支援センター（東区役所2階）
096-367-9233 平日 午前9時～午後4時30分
- ・南生活自立支援センター（南区役所横雁回館）
096-358-5571 平日 午前9時～午後4時30分

4-5-5 感染症に関する相談

健康危機管理課 096-364-3311

健康危機管理課では、感染症に関する相談を受け付けています。

対象となる方

熊本市にお住まいの方

4. 生活面への支援

お手続き

■相談内容

- ・感染症に関すること
- ・避難所等での感染対策に関すること。

■相談窓口

健康危機管理課 096-364-3311

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

感染症の発生動向についてのホームページもご覧ください。

[熊本市の感染症発生情報／熊本市公式サイト](#)

4-5-6 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- ・熊本市にお住まいの方
- ・熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

お手続き

■相談内容

- ・食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

4-5-7 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。
お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

お手続き

■相談窓口

熊本市国際交流会館 2 階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第 2・第 4 月曜日（祝日の場合は直近の平日）

午前 10 時～午後 6 時

■対応言語

25 言語

やさしい日本語、英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語、トルコ語、アラビア語、ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語

■連絡先

熊本市外国人総合相談プラザ

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

4-5-8 無料法律相談（弁護士）

広聴課 096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

- 相談日：月、水、金曜日（祝日を除く）
- 時 間：午後1時～午後4時 ※ 相談時間は、1人20分です。
- 予 約：相談日の2週間前の週の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499 （平日午前8時30分～午後5時）

4-5-9 無料入浴支援事業

生活衛生課 096-364-3187

令和8年熊本地震で被災し、自宅や避難所などで入浴することが困難な方を対象に、協力施設での無料入浴支援を実施します。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・避難所や車中泊などの生活をしており、入浴することができない方
- ・自宅で避難生活をしており、断水や入浴設備の被災などにより入浴することができない方

お手続き

○入浴施設にご持参いただくもの

- ・運転免許証やマイナンバーカードなど、住所・氏名を確認できるもの。（施設で提示が必要です。）

4. 生活面への支援

- ・タオル、着替等

※無料入浴支援協力施設については、市のホームページ（下記 QR コード）をご確認ください。



■お問合せ先

生活衛生課 096-364-3187

4-5-10 乳児の沐浴支援

病院局 総務企画課 096-365-1711

令和8年熊本地震の影響により、ご自宅で乳児の沐浴が困難な方を対象に、熊本市市民病院で沐浴支援を実施します。

対象となる方

令和8年熊本地震の影響により、ご自宅で乳児の沐浴を行うことが困難な方

お手続き

事前の電話予約制です。

ご利用を希望される場合は、必ず事前に当院へお電話いただき、予約のうえお越し下さい。

■実施場所

熊本市市民病院 産婦人科外来（助産師外来）

■利用料金

無料

■予約受付時間

午前9時から午後4時まで

■ご利用にあたってのお願い

通常の外来診療と並行して実施するため、診療を必要とする患者さんへの対応を優先します。予約時間に来院された場合でもお待ちいただくことがあります。

また、予約確定後であっても、当日の診療状況や緊急対応等により、予約時間の変更をお願いする場合があります。

あらかじめご了承ください。

■お問合せ先

熊本市市民病院 産婦人科外来（助産師外来）

096-365-1726

4-5-11 宿泊支援事業

健康福祉政策課
生活衛生課

令和8年（2026年）7月28日に発生した熊本地震で被災し、ホテルや旅館等の宿泊施設への避難を希望される方を対象に、市内宿泊施設を提供（2次避難）し、健康状態の悪化防止や避難生活と自宅再建の両立等を支援します。

対象となる方

1次避難所・車中泊・在宅避難での生活が困難な方のうち、宿泊施設での避難を希望し、宿泊施設での自立した生活が可能な方を対象とします。

※介助が必要な方は、介助者も同伴する必要があります。

なお、提供にあたっては次の配慮が必要な方を優先し、それ以外の希望される方についても施設の空室状況に応じてご案内します。

【配慮が必要な方】

- ・高齢者（健康状態の悪化または不安がある方等）
- ・障がい者（障がいにより、集団での避難生活が困難な方等）
- ・妊産婦
- ・乳幼児のいる世帯
- ・医療的な配慮が必要な方（医療機器の使用や難病等の持病がある方等）
- ・その他特別な配慮が必要な方

宿泊施設

熊本市内の宿泊施設を市が調整のうえご案内します。

宿泊期間

ご希望の宿泊期間（生活再建等の目途がつく1週間から10日間程度が目安）

利用の流れ

1. 巡回する保健師または避難所担当職員へご相談ください。
2. 市が宿泊施設との調整を行います。
3. 受入れ可能な宿泊施設が決まり次第、市から宿泊先などを連絡します。
4. ご自身または介助者の支援により、宿泊施設へ移動していただきます。
5. ご希望の期間（1週間から10日間程度が目安）、宿泊していただけます。

■お問合せ先

健康福祉政策課 宿泊支援チーム 096-328-2340

4-5-12 災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）

政策企画課 096-328-2035

一般社団法人 日本カーシェアリング協会では、日常生活や片付けなどで車両が必要な方へ無料で車両の貸出を行います（要予約申込）。

対象となる方

令和 8 年熊本地震で被災された方・支援活動を行う団体

※被災した法人・団体も申込可能です。

※支援活動を行う団体も申込可能ですが、被災者への対応が優先となります。

※被災地の事業を請け負う企業、医師から運転を止められている方、支援団体に所属していない個人のボランティアの方は対象外となります。

※75 歳以上の方はご家族の同意が必要です。

貸出概要

■貸出期間

貸出車の準備ができ次第、個別に連絡があります。申込時点では貸出日をお伝えできませんので、ご了承ください。

【長期】（軽・普通）乗用車 ： 最長 2 週間（期間中何度でも利用可）

【短期】（軽・小型）トラック： 最長 3 日間（期間中何度でも利用可）

※長期、短期ともに、令和 8 年 12 月 25 日までの期間となります。

■貸出場所

日本カーシェアリング協会熊本支部

住所：熊本市西区小島 6 丁目 10-10 小島河川防災センター内

※貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。予約申込が必要です。

■利用料金

無料

※ガソリン代は自己負担となります。満タンでご返却ください。

お手続き

貸出を希望される場合は事前に予約申込が必要です。事前の予約申込がない場合、貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。

申込をしていただいてから申込順での貸出調整となります。申込時点では貸出日をお伝えできないことをご了承ください。

4. 生活面への支援

■予約申込先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会

- (1) インターネットによる申込（受付時間：24 時間対応）

<https://www.japan-csa.org/blog/archives/13936>

- (2) 電話による申込

（受付時間：午前 10 時から午後 4 時まで※水・日・祝休み）

050-5799-4740



■貸出条件

- (1) 運転免許証の提示（運転する方全員分必要。申込者以外はコピー・写真可。）

- (2) 携帯電話の所有

- (3) 被災の証明（り災証明申請控え、被災状況のわかる写真等）

※携帯電話や被災を証明できるものがない場合は、以下のお問い合わせ先へご相談ください。

※支援活動を行う団体は、活動実態を証明できる広報物などの提出が必要です（(3) は不要です）。

■お問合せ先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の減免

市民税課 096-328-2183

固定資産税課 096-328-2195

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

- 居住する住宅に被害を受けられた方
- 所有する住宅または家財に被害を受けられた方
- 農作物に被害を受けられた方

2 固定資産税

- 著しく価値を減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）を有する方

3 事業所税

- 事業所用家屋等が滅失又は使用不能等の被害を受けられた方

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは固定資産税課でお受けします。）

3 事業所税

市民税課 096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書（窓口に設置されています。）
- ・り災証明書 ※写し可
- ・り災証明書（農林水産業関係） ※農作物に被害を受けられた方
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

■申請期限

令和9年（2027年）3月31日

※事業所税については、市民税課へご相談ください。

5-1-2 市税の納税の猶予

納税課 096-328-2204

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

地震により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課 096-328-2181
戸籍住民課 096-328-2031
各区役所区民課
各区役所税務室
各総合出張所（含：芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

※り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、
①～④の証明書の交付手数料が免除できます。

※ ⑤～⑧の証明書の交付手数料は次の事由の場合に免除します。

- (1) り災した住家に係る損害保険金の請求
- (2) 災害復旧のための融資の申請
- (3) 税証明の提出が義務付けられている災害復旧のための国又は地方公共団体の援助を受ける手続き
- (4) り災者を対象とする公営住宅の入居の申請

お手続き

窓口に、り災証明書をご持参ください。

※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、祝日、年末年始を除く）

※中央区役所の時間外証明窓口は日曜日開設しています。請求によっては、システム等の制限により発行できない場合があります。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

5. 各種減免・支払いの猶予等

- (1) り災証明書
- (2) 本人確認ができるもの
- (※) 証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課	096-328-2067
マイナンバーカードセンター	096-277-1869

令和8年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和8年7月28日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）
各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター (大劇会館)	各区役所区民課
受付時間	月曜・火曜・木曜／9：00～16：30 水曜／9：00～18：30 日曜／9：00～15：00	平日／9：00～16：30
休業日	金曜・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始	土曜・日曜・祝日 年末年始

※令和8年7月・8月は開業日が変更になります。

開業日・休業日について以下熊本市ホームページをご確認ください。

「熊本市マイナンバーカードセンター及び熊本市マイナンバー
カード東区サテライトの休業日及び開業日について」

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361519/index.html>



■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から30日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターに問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-2-3 パスポートの発給手数料等の減免

戸籍住民課 096-328-2031

各区役所区民課

り災証明書の交付を受けられた方について、パスポートの発給手数料等が減免されます。

対象となる方

- (1) り災証明書が「全壊」から「半壊」、または「床上浸水」の方
- (2) 令和8年(2026年)7月28日時点で熊本市に住民票を有している、または有していた方

お手続き

「必要なもの」をご持参の上、窓口でお手続きください。

注意事項

- (1) 減免できるのは、窓口申請のみです。
(オンラインからの電子申請は減免できません。)
- (2) 新たに発給申請をする場合、減免対象となります。
交付時に申し出て減免することはできません。
- (3) 手数料の還付は行いません。

■窓口

各区役所区民課

■申請時間

午前9時～午後4時30分(平日のみ)

■交付時間

午前9時～午後4時30分(平日のみ)

※中央区役所のみ日曜日も交付を行います。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書(原本)
- (2) 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し(原本)
- (3) 通常の申請に必要な書類一式(写真、戸籍謄本、本人確認書類 等)

■お問合せ先

中央区役所区民課 096-328-2238

東区役所区民課 096-367-9124

5. 各種減免・支払いの猶予等

西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免

上下水道局料金課 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

【減免内容】

- ① り災後も継続して水道等を使用している方
 - ア 偶数月検針（東部地区）の方
令和8年9月及び10月請求分を減免。
 - イ 奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方
令和8年10月及び11月請求分を減免。
- ② り災後水道等の使用を中止した方
 - ア 偶数月検針（東部地区）の方
令和8年7月28日に遡り水道等の使用を中止し、令和8年6月定期検針日から7月28日までの請求分を減免。
 - イ 奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方
令和8年7月28日に遡り水道等の使用を中止し、令和8年7月定期検針日から7月28日までの請求分を減免。

対象となる方

住家が準半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課 （受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

り災証明書（住家）※写し可

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 定期予防接種の対象期間の延長

感染症予防課 364-3189

令和8年熊本地震により被災し、やむを得ない事情により定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。

対象となる方

熊本市に住民票がある方で震災発生により、やむをえず定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方。

対象期間

令和8年7月29日（水）から2年間

※高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹については、1年間

※ロタウイルスワクチンは対象外です

※五種混合・四種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります

お手続き

該当となられる場合は、り災証明書（コピー可）を取得の上、感染症予防課へご連絡ください。

感染症予防課 096-364-3189

5-4-2 国民健康保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

令和8年熊本地震により支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。※現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する国民健康保険料の被保険者（世帯主及びその世帯に属する国民健康保険被保険者

5. 各種減免・支払いの猶予等

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊（流出を含む）・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壊・部分焼・床下浸水	3/10 以下	不可

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和8年7月から

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請窓口（受付時間：平日 午前9時00分～午後4時30分）

国保年金課	096-328-2290
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- ・官公署発行の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・り災証明書【住家】※写し可（①に該当する方）
- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書又は医師の診断書（②に該当する方）
- ・確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届など）（③に該当する方）

5-4-3 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免

国保年金課
各区役所区民課

災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により一部負担金（医療機関の窓口で支払う額）の減免や徴収猶予が認められることがあります。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

※減免には細かな基準が設けてあり、上記**事由に該当**しても判定基準に基づいて審査した結果**減免非該当**となる場合があります。

※徴収猶予は、6ヶ月以内の期間に限り行います。減免は、3ヶ月以内の期間に限り行います。

※(1)の事由により減免等の申請ができる期間は、災害の発生した日の属する月から起算して1年以内の期間です。

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。また、書類の追加提出をお願いする場合があります。

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証（資格情報のお知らせ）
- (2) 収入が分かる書類（給与明細書、離職票、年金額確定通知等）
- (3) 預貯金通帳
- (4) 家賃証明（家賃の支払いがある場合）
- (5) その他、事由に応じた提出物

（下記のいずれかの書類）

〈所有かつ居住する住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合〉

- ・り災証明書

〈被保険者が資産に重大な損害を受けた場合〉

- ・被害金額が財産価格の1/3以上の損害を受けたことが分かる書類

〈被保険者が死亡した場合〉

- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書

〈被保険者が身体障がい者となった場合〉

- ・身体障害者手帳

〈被保険者が業務を廃止・休止した方の場合〉

- ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）

〈被保険者が病気などで失職し、現在収入がない方の場合〉

- ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明、医師の診断書等

■お問合せ先

国保年金課 096-328-2290

5-4-4 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

令和8年熊本地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊（流出を含む）・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壊・部分焼・床下浸水	3/10 以下	不可

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和8年7月から

■申請に必要なもの

※申請内容によって提出書類が違います。詳しくはお問い合わせください。

- ①申請書
- ②資産価値のわかるもの
- ③損害の程度及び内容がわかるものの写し（り災証明等）
- ④損害補填額のわかるものの写し（損害保険会社の保険金振込通知書等）
- ⑤医師の診断書の写し
- ⑥死亡した事実がわかるものの写し（戸籍謄本など）
- ⑦入院証明書の写しや入院がわかるものの写し
- ⑧障害手帳または障害の程度がわかる証書の写し
- ⑨申請年の給与支払証明書等支払額が分かるものの写し
- ⑩年金証書または年金振込通知書の写し
- ⑪状況報告書
- ⑫失業、退職又は解雇された理由の分かるもの
- ⑬事業を休廃止したことが分かるもの
- ⑭申請年の収入額がわかるものの写し
- ⑮雇用保険の受給資格の分かるもの

5. 各種減免・支払いの猶予等

- ⑯年金額改定通知書の写し（離職による額改定があった場合のみ）
- ⑰借入残高証明書等の写し
- ⑱災害による農作物等の不作、不漁等の事実を証明する書類の写し
- ⑲平年における当該農林漁業生産物の収入額がわかる書類の写し

※要件①の場合は、①・②・③・④の書類

要件②の場合は、①・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪の書類

要件③の場合は、①・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰の書類

要件④の場合は、①・⑪・⑱・⑲の書類

■お問合せ先、申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278

東区役所区民課 096-367-9125

西区役所区民課 096-329-1198

南区役所区民課 096-357-4128

北区役所区民課 096-272-6905

国保年金課（郵送）096-328-2290

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

5-4-5 後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

令和8年熊本地震により支払いが困難になった一部負担金について減額・免除・徴収猶予を受けられる場合があります。減額・免除・徴収猶予を受けるためには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

減免等の対象となる方

次の要件①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する状態となり、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

5. 各種減免・支払いの猶予等

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと（ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）
- ⑤ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

■申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 世帯状況申告書及び収入状況申告書
- ③ 預貯金等申告書
- ④ 同意書

その他、事由に応じた提出物

【減免対象となる方①に該当する場合】

- ⑤ 災害等による住宅、家財又はその他の財産の被害に関する申立書（り災証明書等）

【減免対象となる方②に該当する場合】

- ⑥ 災害等による農業又は漁業の被害に関する申立書

【減免対象となる方③に該当する場合】

- ⑦ 事業または業務の休廃止、失業が確認できる書類
- ⑧ 申請事由発生年の収入予定額がわかるもの

【減免対象となる方④に該当する場合で死亡の場合】

- ⑨ 死亡した事実がわかるものの写し（戸籍謄本と死亡原因の傷病名が記載されている書類）

【減免対象となる方④に該当する場合で重大な障害の場合】

- ⑩ 障害者手帳または障害の程度がわかる証書の写しまたは医師の診断書

【減免対象となる方④に該当する場合で長期入院の場合】

- ⑪ 入院証明書の写し又は領収書
- ⑫ 医師の診断書（重篤な疾病または負傷により治療が3か月以上要すると記載されているもの）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■お問合せ先、申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278

東区役所区民課 096-367-9125

西区役所区民課 096-329-1198

南区役所区民課 096-357-4128

北区役所区民課 096-272-6905

国保年金課（郵送）096-328-2290

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

5-4-6 国民年金保険料の免除

国保年金課 096-328-2280

各区役所区民課

各総合出張所

国民年金第 1 号被保険者で、被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに 2 分の 1 以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所、熊本西年金事務所

■受付時間

9 時 00 分～16 時 30 分

■必要なもの

（1）国民年金保険料免除・納付猶予申請書（窓口にて用意しています）

（2）国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（窓口にて用意しています）

5. 各種減免・支払いの猶予等

- (3) り災証明書（コピー可）・被害金額が分かる書類（保険金等が支給された場合）
- (4) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

■お問合せ先

熊本西年金事務所	096-353-0142（自動音声案内「2」→「2」）
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
河内総合出張所	096-276-1111
天明総合出張所	096-223-1111
城南総合出張所	0964-28-3111
託麻総合出張所	096-380-3111
幸田総合出張所	096-378-0172
清水総合出張所	096-343-9161
龍田総合出張所	096-338-2231
芳野分室	096-277-2001
国保年金課	096-328-2280

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因で、介護保険料の納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは各区役所の福祉課までお問い合わせください。

※ 現時点における要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

以下の①～②のすべての条件に該当する第1号被保険者（65歳以上）の方

- ①本人または世帯の生計維持者が、災害により住宅、家財等について著しい損害（住家の全半壊、全半焼等）を受けた方
- ②本人が属する世帯の令和7年の合計所得金額が600万円以下で、「令和8年度（2026年度）保険料所得段階表」に基づく所得段階が第1段階から第

5. 各種減免・支払いの猶予等

11 段階までの方（第 12 段階から第 15 段階の方は対象外）

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- （1）介護保険利用料減免申請書（区役所の窓口にあります）
- （2）収入等の調査に関する同意書（1 世帯につき 1 枚）
- （3）り災証明書（写し可）
- （4）委任状（同一世帯以外の方が申請する場合は必要）

※申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

※他市町村で被災している場合…り災証明書の発行自治体に確認する。

※減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

【送付先】

- ・中央区にお住まいの方 〒860-8618 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
中央区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・東区にお住まいの方 〒862-8555 熊本市東区東本町 16 番 30 号
東区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・西区にお住まいの方 〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号
西区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・南区にお住まいの方 〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地 3
南区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・北区にお住まいの方 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 番地 1
北区役所福祉課 高齢福祉班 宛

■お問合せ先

中央区役所福祉課 096-328-2311

東区役所福祉課 096-367-9127

西区役所福祉課 096-329-5403

南区役所福祉課 096-357-4129

北区役所福祉課 096-272-1118

介護保険課 096-328-2347

5-5-2 介護保険サービス利用料の減免

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

令和8年熊本地震に被災された方について、介護保険サービスの利用料（1～3割負担分）の減免を受けられる場合があります。

※ 現時点における要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

以下の①～②のいずれかの条件に該当する方

- ① 本人または世帯の生計維持者が、災害により住宅、家財等について著しい損害（住家の全半壊、全半焼等）を受けた方。
- ② 世帯の生計維持者の収入が、以下の理由により著しく減少した方
 - ・ 死亡、重大な障害、長期入院等
 - ・ 事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等
 - ・ 農作物の不作、不漁等

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請を行ってください。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- (1) 介護保険利用料減免申請書（区役所の窓口にあります）
- (2) 介護保険被保険者証（写し可）
- (3) 委任状（本人と同一の世帯以外の方が申請の時）
- (4) その他、事由に応じた提出物（下記のいずれかの書類）

5. 各種減免・支払いの猶予等

（災害により住宅・家財などの財産に著しい損害を受けた）

- ・ 被災証明書、その他損害の内容や程度等を確認できるもの

（世帯の生計を維持者が死亡・長期入院などをした）

- ・ 埋火葬許可証等、診断書やそれに準じる医師による証明書等

（世帯の生計を維持する者が事業を休廃止または失業等した）

- ・ 給与支払い証明書、休業損害証明書、離職証明書、源泉徴収票、雇用保険受給者証等

■郵送による申請

【送付先】

- ・ 中央区にお住まいの方 〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号
中央区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・ 東区にお住まいの方 〒862-8555 熊本市東区東本町16番30号
東区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・ 西区にお住まいの方 〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号
西区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・ 南区にお住まいの方 〒861-4189 熊本市南区富合町清藤405番地3
南区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・ 北区にお住まいの方 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野238番地1
北区役所福祉課 高齢福祉班 宛

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
介護保険課	096-328-2347

5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

令和8年熊本地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入に要する費用を支給します。

対象となる方

今回の地震により、以前に介護保険を利用して購入された特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

※ 購入の前に事前申請が必要です。以前購入された事業所もしくは以下の【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
介護保険課	096-328-2347

■お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請を行ってください。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- ・申請書
- ・ケアプラン一式
- ・見積書
- ・購入する物のカタログ
- ・破損状況が分かる写真等

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

■対象の福祉用具

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具

5. 各種減免・支払いの猶予等

- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分 等

※ 特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で 10 万円です。

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい者の福祉用具の再給付

障がい福祉課 096-361-2519
障がい者福祉相談所 096-362-6500
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、令和 8 年熊本地震による破損、紛失が原因で以前に給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- （1）身体障がい者手帳
- （2）破損状況が分かる写真等

※その他必要書類がございますので、まずはお問い合わせください。

■対象の福祉用具

【障がい者日常生活用具】

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー（吸入器）
- ・スーパーマ装具 など

【補装具】

- ・車椅子
- ・電動車椅子
- ・歩行器
- ・補聴器 など

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
障がい福祉課	096-361-2519

5-6-2 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具

給付事業の自己負担額の減額

障がい福祉課	096-361-2519
こころの健康センター	096-366-1171
こども支援課	096-328-2158

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

1. 自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）
2. 補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、以下までお問い合わせください。

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
補装具	各区役所福祉課・総合出張所	障がい福祉課 096-361-2519
日常生活用具		
自立支援医療（更生医療）		

5. 各種減免・支払いの猶予等

自立支援医療（精神通院）		こころの健康センター 096-366-1171
自立支援医療（育成医療）	各区役所保健こども課	こども支援課 096-328-2158

5-6-3 特別児童扶養手当などの災害特例措置

障がい福祉課 096-361-2519

各区役所福祉課

令和8年熊本地震により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます

- 配偶者及び扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・ 住宅、家財
- ・ 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・ 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「り災証明書」の提出が必要です。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所福祉課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年（令和8年）の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-6-4 電話リレーサービス利用料の免除

障がい福祉課 096-361-2519

一般財団法人 日本財団電話リレーサービスでは、被災地の聴覚障がい者等の方々に、電話リレーサービス及びヨメテルを有効活用いただけるよう、利用料を免除しています。

対象となる方

電話リレーサービス及びヨメテルの登録情報における住所が、熊本市（災害救助法が適用された市町村）である登録者（個人及び法人）

免除期間

令和8年（2026年）8月

お手続き

利用に必要なお手続きは、以下のホームページをご確認ください

※はじめて利用する場合は、利用登録が必要です。

電話リレーサービス <https://www.nftrs.or.jp/>

■お問合せ先

TEL：0120-528-071

（電話対応時間 9時30分～17時）



5. 各種減免・支払いの猶予等

ヨメテル <https://www.yometel.jp/>

■お問合せ先

TEL： 0120-328-123

（対応時間 9時30分～17時（年末年始を除く））



サービス概要

電話リレーサービス

- ・・・聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)と、きこえる人(聴覚障がい者等以外の人)との会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスです。

ヨメテル

- ・・・電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間・365日、双方向での利用ができます。通話相手の声を文字にすることで、電話でのコミュニケーションをスムーズにするサービスです。

5-7 子育て・教育

5-7-1 保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課 096-328-2568

各区役所保健こども課

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。

対象となる方

0歳から2歳クラスを利用するお子さんの保護者のうち、災害により所有する住宅が準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免

被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免

被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書(コピー可)(後日提出可)
- (2) 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)(後日提出可)
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

保育幼稚園課：平日 午前8時30分～午後5時15分

各区役所保健こども課：平日 午前9時～午後4時30分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置

こども支援課 328-2158

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・住宅、家財
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋等）
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

「り災証明書」をお持ちの方はご提出ください。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所保健こども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-3 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免

児童相談所 096-366-8181

児童福祉法の規定に基づく、児童養護施設等や障害児入所施設への措置に関し、負担金の納入義務がある方は、申請により、負担金を減免できる場合があります。

対象となる方

納入義務者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき。
- (3) 災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき。

お手続き

■申請窓口

児童相談所

■受付時間

受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・ 減免申請書
- ・ り災証明書（写し可）

※その他状況確認のための書類をお願いする場合があります。

詳しくは、児童相談所までお問合せください。

5-7-4 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課	096-366-3030
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

- ① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

※上記は主な事例であり、地震の影響により償還が困難となった事情を個別に確認の上、判断します。

お手続き

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
熊本市中央区大江6丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
096-372-1228
- ・各区役所保健こども課
中央区役所保健こども課 096-328-2421
東区役所保健こども課 096-367-9130
西区役所保健こども課 096-329-6838
南区役所保健こども課 096-357-4135
北区役所保健こども課 096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

- | | |
|------------|--------------|
| こども家庭福祉課 | 096-366-3030 |
| 熊本市母子父子相談室 | 096-372-1228 |

5. 各種減免・支払いの猶予等

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-5 公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免

教育委員会放課後児童育成課 096-328-2277

公営の児童育成クラブをご利用の方で、令和8年熊本地震により住家に被害を受けられた場合、被害の程度に応じて利用者負担金の減免を行います。

対象となる方

被害の程度が「全壊」の場合	利用者負担金：100%減免
被害の程度が「半壊以上、全壊未満」の場合	利用者負担金：50%減免
被害の程度が「準半壊」の場合	利用者負担金：30%減免

対象となる期間

令和8年7月分 ～ 令和9年3月分

対象となるクラブ

公営の児童育成クラブ

公営の児童育成クラブについては、
熊本市ホームページ「クラブ一覧（公営）」をご確認ください。

[児童育成クラブについて / 熊本市公式サイト](#)

※詳細は上記リンクまたはQRコードからご確認ください。



お手続き

■申請窓口

放課後児童育成課（郵送・持参）又は児童育成クラブ

■必要なもの

- (1) 減額免除申請書
- (2) り災証明書（住家） ※写し可

■申請期限

令和9年3月31日（水）

■お問合せ先

放課後児童育成課 096-328-2277

5-7-6 市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担

上限月額の減額

こども支援課 328-2158

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限月額を算出します。場合によっては、自己負担上限月額を減額することがあります。

対象となる方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方は、下記の窓口へご申請ください。

■申請窓口

各区役所保健こども課

- ・中央区役所保健こども課 096-328-2419
- ・東区役所保健こども課 096-367-9134
- ・西区役所保健こども課 096-329-1147
- ・南区役所保健こども課 096-357-4138
- ・北区役所保健こども課 096-272-1128

■必要なもの

申請には、以下の書類が必要です。

- (1) 変更申請書
- (2) 受給者証の写し
- (3) 市民税が減額されたことが分かる書類の写し
- (4) 本人確認ができるもの

■お問合せ先

こども支援課 096-328-2158

5-7-7 就学援助制度

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和8年熊本地震等の影響により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な費用を援助します。

対象となる方

小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、令和8年熊本地震等の影響により、市町村民税の減免、個人の事業税の減免、固定資産税の減免、国民健康保険の減免または徴収の猶予、国民年金保険料の免除（4分の1免除を除く）のいずれかを受けた方。

お手続き

■申請方法

（1）窓口申請の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて教育委員会事務局学務支援課にご提出ください。

受付時間： 8：30～17：15 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

（2）郵送の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局学務支援課へ郵送してください。

郵送先： 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市学務支援課 就学援助担当 宛

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- （1）申請書
- （2）各減免または徴収の猶予の決定通知書（写し可）
- （3）申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し

■お問合せ先

学務支援課 096-328-2716

■ホームページ

就学援助制度について

5-7-8 熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

教育委員会学務支援課 096-328-2716

毎年4月に行っている定例の奨学生募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

対象となる方

[以下の全ての要件を満たす方]

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）（以下「学校等」という。）に在学していること。（※学年は問いません。）
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- (4) 家計の急変等の要件に該当すること（※）。

※家計の急変等の対象について

- ・火災・風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- ・破産：扶養者の事業失敗による破産
- ・失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- ・死亡：主たる生計者の死亡
- ・入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- ・離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

お手続き

以下の提出書類を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金貸付申請書
- ・熊本市奨学金家計急変等申請書
- ・生計を一にする世帯員全員の住民票（本籍不要）
- ・生計を一にする世帯員全員の令和8年度市県民税（所得・課税）証明書（世帯用でも可）
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）等家計の急変等の対象であることがわかる書類（詳細はホームページ等参照）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■貸付期間

申請した日の属する月から令和 9 年 3 月まで

※貸付期間終了後も貸付が必要な場合は、改めてご相談ください。

■募集期限

令和 9 年 2 月 26 日（金）必着（2 月 27 日（土）以降に届いた申請書は受付できませんのでご注意ください。）

■貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申し出により 貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額	第 1 学年初回 加 算 額 (1 年生に限る)
高 校 等	高 等 学 校	国・公立	①18,000 円 ② 9,000 円	—	50,000 円
	高 等 専 門 学 校 専修学校（高等課程）	私 立	①30,000 円 ②15,000 円		100,000 円
大 学 等	大 学	国・公立	①42,000 円 ②21,000 円	6,000 円	150,000 円
	大 短 期 大 学 専修学校（専門課程）	私 立	①51,000 円 ②25,500 円	10,000 円	200,000 円

※貸付けは無利子ですが、貸付期間終了後は必ず返還が必要となります。

■お問合せ先

学務支援課 （電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

5-7-9 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

教育委員会学務支援課 096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和8年熊本地震で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。猶予期間終了後は返還が必要となります。

対象となる方

奨学生本人

※ 申請時点で未納がない方

※ 対象以外の方につきましても、返還のご相談等を承りますので、下記までご連絡ください。

お手続き

熊本市奨学金返還猶予申請書および災証明書（写し可）を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金返還猶予申請書
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8時30分から17時15分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■返還を猶予できる期間

令和8年熊本地震が発生した日（令和8年7月28日（火））以降で、猶予決定の日の属する月から令和9年6月まで（最長）。

※ 返還期限が到来した返還金及び返還済みの返還金は猶予の対象となりません。

※ 返還金の納付が確定した後に申請が行われた際には、当該申請月の返還猶予ができない場合があります。

■お問合せ先

学務支援課 （電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

5-7-10 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課 096-328-2568

各区役所保健こども課

教育委員会指導課 096-328-2721

今回の災害で被災されたことに伴い、保育の認定状況にかかわらず災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

今回の災害により被災し、災害復旧のため保育を必要とする未就学児及びその保護者

利用できる支援内容は次のとおりです。

①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用 ※保育所部分

②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援

③市立幼稚園への受け入れ

※②③については、年齢制限があります。

利用料

被害の程度により、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）が減免されます。

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免

被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免

被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

※副食費等の実費相当額は利用者負担

※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です。

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

5. 各種減免・支払いの猶予等

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可） ※②③の場合は不要
- (2) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

- ①各区役所保健こども課
- ②保育幼稚園課
- ③教育委員会事務局指導課

■受付時間

- ①平日 午前9時～午後4時30分
- ②平日 午前8時30分～午後5時15分
- ③平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

- ①に関すること
 - 中央区役所保健こども課 096-328-2421
 - 東区役所保健こども課 096-367-9130
 - 西区役所保健こども課 096-329-6838
 - 南区役所保健こども課 096-357-4135
 - 北区役所保健こども課 096-272-1104
- ②に関すること
 - 保育幼稚園課 096-328-2568
- ③に関すること
 - 教育委員会事務局指導課 096-328-2721

5-7-11 未就学児を対象とした一時預かり

保育幼稚園課 096-328-2568
各区役所保健こども課

令和8年熊本地震により被災された方で、一時的に保育を必要とする未就学のお子さんを保育所等で受け入れます。保育認定の有無にかかわらず利用できます。

なお、本市に一時的に避難している等、元の居住地で保育施設等に在籍しているお子さんも利用できます。

対象となる方

被災日時点で被災地域に居住しており、今回の災害により一時的に保育を必要とする未就学児

利用料

無料

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

- ・ [ホームページ](#)に掲載している対象施設へ直接お電話ください。なお、利用に際しては、事前に保育所等で面談を行い、利用登録をしていただく必要があります。
- ・ 保育所等の受入状況によってはお預かりできない場合もありますので、詳細は直接ご確認ください。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

※各保育所等で必要な持参物がありますので詳しくは申し込み時にお尋ねください。

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

市ホームページ



5-8 電気工事費等

5-8-1 電気料金等の特別措置について

九州電力株式会社

特別措置の内容

■電気料金の支払期日の延長

- ・ 電気料金の支払期日を1か月延長します。

■不使用月または不使用日の電気料金の免除

- ・ 電気を全く使用されない場合は、電気料金を頂きません。
- ・ 災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本料金を頂きません。

■工事費負担金等の免除

- ・ 家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。
- ・ 引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。

対象となる方

- 災害救助法が適用された地域において、住宅等に被害を受けられたお客さま
《特別措置の対象地域(熊本県)》

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、
天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、
阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、
上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

(注) 上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、
当該市町村も特別措置の対象といたします。

お手続き

- 特別措置の適用にはお手続きが必要です。詳しい内容については、最寄りの九電
ネクスト営業所までお問合せください。

なお、お手続きには、罹災証明書など被害状況が確認できるものが必要となります。

- 申請受付窓口(九電ネクスト営業所)

- ・大 津営業所：0120-761-383
- ・宇 城営業所：0120-761-386
- ・熊本西営業所：0120-761-384
- ・八 代営業所：0120-761-387
- ・熊本東営業所：0120-761-385

※ 営業所は、九州電力㈱から委託を受けた九電ネクスト㈱が運営しています。

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424
起業・新産業支援課 096-328-2392

令和8年熊本地震の発生に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業様向けに経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

■金融（市制度融資）に関する相談

開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本県熊本市中央区手取本町 1-1 熊本市役所 8 階

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分／休日（土日祝）9 時～16 時

電話：096-328-2424

■経営に関する相談

開設場所：くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日 1 丁目 14-1 くまもと森都心プラザ 2 階

受付時間：月曜日～土曜日 10 時～19 時／日曜日、祝日 10 時～17 時
（第 3 水曜日（休館日）と年末年始を除く）

電話：096-355-7402

メール：business@stsplaza.net

備考：相談は原則予約制となっております。電話またはメールにてご予約ください。

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1 農漁業被害に関する相談

農業政策課 096-328-2403

令和8年熊本地震により、被害を受けた農漁業者からの各種相談窓口を設置します。

対象となる方

- ・農業を営まれている方
- ・漁業を営まれている方

相談窓口

■相談の内容

- ・農作物の被害に関する相談
- ・農業用施設の被害に関する相談
- ・農業用機械の被害に関する相談
- ・資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

■相談の内容

- ・農地の被害に関する相談
- ・土地改良施設の被害に関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

■相談の内容

- ・水産物の被害に関する相談
- ・水産業用施設の被害に関する相談

6. 事業者に関すること

- ・水産業用機械の被害に関する相談
- ・資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
水産振興センター	096-311-4010

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（祝日除く）

6-3 各種相談窓口

6-3-1 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容

- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■食品衛生に関する相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

6-3-2 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- ・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・労働保険料の納期限に関する相談
- ・健康管理・安全衛生に関する相談

6. 事業者に関すること

対象となる方

熊本市にお住まいの方、熊本市内に事業所を有する事業主の方

相談窓口

本庁舎 1 階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

■相談日

毎週水曜日（祝日を除く）

■時間

午後 2 時から 5 時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。
労働相談会場入口左にある時間帯を記載した整理券（予約札）をお取りいただき、整理券記載のお時間になりましたら労働相談会場にご入室ください。

問い合わせ先

雇用対策課 096-328-2377

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
更	1-1-1	り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む						
更	1-2-1	り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）						
	1-2-2	り災証明書の発行（農水産業関係）						
	1-3-1	被災届出証明書（住家以外の被害について）						
	2-1-1	災害弔慰金の支給						
	2-2-1	災害障害見舞金の支給						
	2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	×
	2-4-1	災害援護資金の貸付	○	○	○	○	×	×
	3-1-1	災害ボランティアの派遣						
更	3-2-1	住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）	○	○	○	○	○	×
更	3-2-2	被災した住宅の応急修理	○	○	○	○	○	×
	3-2-3	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○	○	○	○
更	3-2-4	家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供	○	○	○	○	×	×
新	3-2-5	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与	○	▲	▲	▲	×	×

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	3-3-1	熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助						
	3-3-2	熊本市老朽空き家除却促進事業補助						
更	3-3-3	被災住宅の障害物の除去	○	○	○	○	×	×
新	3-3-4	被災した家屋等の解体・撤去	○	○	○	○	×	×
	3-4-1	開発許可申請等に係る手数料免除	○	○	○	○	○	○
	3-4-2	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	○	○	○	○	○	○
	4-1-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	○	○	○	○	×	×
	4-1-2	教科書及び学用品の支給	○	○	○	○	▲	▲
	4-2-1	地震で被害を受けたごみの収集						
更	4-2-2	地震で被害を受けた大型ごみ、家電 4 品目の回収について						
	4-2-3	地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について						
	4-2-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免						
	4-2-5	ブロック、瓦等のがれき撤去について						
更	4-3-1	災害時における飲用井戸水等の水質検査						
更	4-4-1	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	○	○	○	○	○	○
更	4-5-1	消費生活相談						
	4-5-2	こころの健康相談						

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
更	4-5-3	こどもたちの心のケア						
	4-5-4	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ						
	4-5-5	感染症に関する相談						
	4-5-6	食品に関する衛生相談						
	4-5-7	外国人の方向けの相談窓口						
	4-5-8	無料法律相談（弁護士）						
	4-5-9	無料入浴支援事業						
新	4-5-10	乳児の沐浴支援						
	4-5-11	宿泊支援事業						
	4-5-12	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）						
更	5-1-1	市税の減免	○	○	○	○	×	×
	5-1-2	市税の納税の猶予						
更	5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
	5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
	5-2-3	パスポートの発給手数料等の減免	○	○	○	○	▲	▲
	5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免	○	○	○	○	×	×
	5-4-1	定期予防接種の対象期間の延長	○	○	○	○	○	○

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	5-4-2	国民健康保険料の減免	○	○	○	○	×	×
更	5-4-3	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免	○	○	○	○	▲	▲
	5-4-4	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	○	▲	▲
	5-4-5	後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	○	○	○	○	▲	▲
	5-4-6	国民年金保険料の免除						
更	5-5-1	介護保険料の減免	○	○	○	○	×	×
更	5-5-2	介護保険サービス利用料の減免	○	○	○	○	×	×
更	5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入						
更	5-6-1	障がい者の福祉用具の再給付						
	5-6-2	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額						
更	5-6-3	特別児童扶養手当などの災害特例措置	○	○	○	○	×	×
新	5-6-4	電話リレーサービス利用料の免除						
	5-7-1	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	○	○	○	○	○	×
	5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	▲	▲	▲	▲	▲	×
	5-7-3	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	○	○	○	○	○	○
	5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	○	○	○	○	○	○
新	5-7-5	公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免	○	○	○	○	○	×

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	5-7-6	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額						
	5-7-7	就学援助制度						
	5-7-8	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	○	○	○	○	×	×
	5-7-9	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	○	○	○	○	○	○
	5-7-10	未就学児を対象とした受け入れ	○	○	○	○	○	×
新	5-7-11	未就学児を対象とした一時預かり						
新	5-8-1	電気料金等の特別措置						
	6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口						
	6-2-1	農漁業被害に関する相談						
	6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談						
	6-3-2	社会保険労務士による労働相談						

令和8年熊本地震被災者支援制度

「令和8年熊本地震」で被災された皆さまへ、
生活再建のための支援制度をご案内しています。
詳細は以下の2次元バーコードからご確認ください。

被災者支援制度の概要

1 リ災証明書の発行

- リ災証明書の発行（住家）
※店舗兼住宅を含む
- リ災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）
- リ災証明書の発行（農水産業関係）
- 被災届出証明書
（住家以外の被害について）

4 生活面への支援

- 被服、寝具その他生活必需品の支給
 - ブロック、瓦等のがれき撤去について
 - 消費生活相談
 - こころの健康相談
 - こどもたちの心のケア
 - 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ
 - 感染症に関する相談
 - 無料法律相談（弁護士）
 - 無料入浴支援事業
 - 乳児の沐浴支援
 - 宿泊支援事業
- など

2 経済的な支援

- 災害弔慰金の支給
- 災害障害見舞金の支給
- 災害見舞金の支給
- 災害援護資金の貸付

5 各種減免・支払い猶予等

- 市税の減免、納税の猶予
 - 各種証明書の交付手数料の免除
 - マイナンバーカード等の再交付手数料の免除
 - 国民健康保険料の減免
 - 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免
 - 後期高齢者医療保険料の減免
 - 後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予
 - 介護保険料の減免
 - 介護保険サービス利用料の減免
 - 介護保険 特定福祉用具の再購入
 - 障がい者の福祉用具の再給付
 - 電気料金等の特別措置について
- など

3 住まいの確保・再建のための支援

- 災害ボランティアの派遣
 - 住家の緊急の修理
（被害の拡大の防止）
 - 被災した住宅の応急修理
 - ひとり親家庭への貸付（住宅）
 - 家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供
 - 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与
 - 被災住宅の障害物の除去
 - 被災した家屋等の解体・撤去
- など

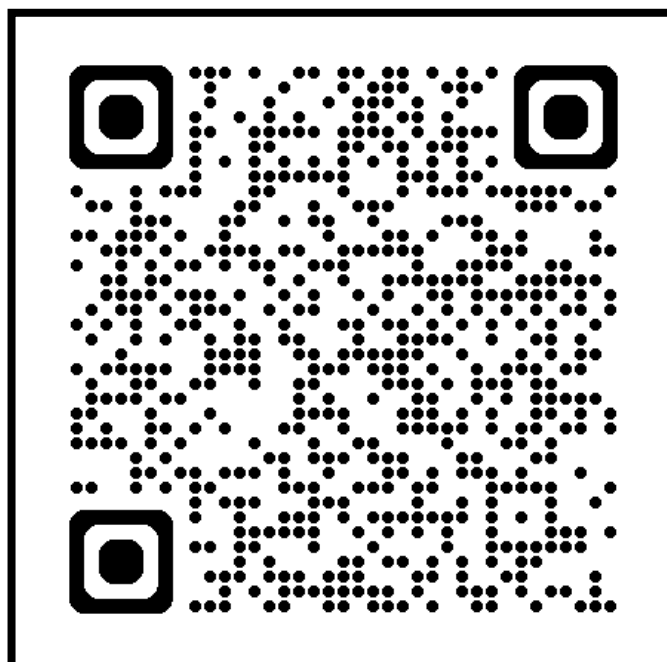
6 事業者に関すること

- 中小企業者向け特別相談窓口
- 農漁業被害に関する相談
- 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談
- 社会保険労務士による労働相談

【令和8年熊本地震被災者支援制度 2次元バーコード】



支援内容は
随時更新しております。
最新情報は、こちらから
ご確認ください。



最新情報は
こちらから！

令和8年（2026年）8月11日 12時時点

1 被害状況

（1）本庁舎

○各階天井パネルの落下

各階の天井パネルが落下し、天井が見える状態となっている。

天井にはアスベストを含有した耐火被覆が吹き付けられている部分があるが、今のところアスベストの飛散はないと思われる。

○アスベストについて

9階、3階マシン室、4階渡り廊下で分析会社により試料採取済み。

分析会社にて分析を実施した。

参考値として、アスベストを取り扱う工場又は事業場の敷地境界における大気中の濃度の許容限度としての規制基準値（10本/L）を下回っていることを確認。

測定結果は0.3本/L未満との報告。



（被害状況）



（仮処置）

○ライフライン 水道 地下受水槽で緊急遮断弁作動
庁舎内各所で水漏れが発生しているため、高置水槽の水を使用中
→点検完了 復旧済み

電気 各階でブレーカ断発生 電気主任技術者が点検中
→点検完了 復旧済み

ガス 問題なし

○エレベーター 全機停止 閉じ込めなし
エレベーター保守会社の点検完了
1号機でワイヤーロープの絡みあり（復旧未定）→停止を継続中
2号機は8月6日から運転を再開
3～6号機、7号機（非常用エレベータ）は通常運転中

○水漏れ 13階、14階で発生
→水漏れの原因を特定し解消

○内装 各階の防煙垂れ壁（ガラス）に割れが発生 7月30日撤去完了

- 空調 全館空調は送風のみ運転（点検後に再開予定）
個別空調は機器に問題なければ運転可能
→ すべて復旧 通常運転中

（２）議会棟

- エレベーター 停止中 閉じ込めなし
点検完了し通常運転中
- 水漏れ 6 階（空調機械室からの漏水）で発生 →空調修理完了により解消
水漏れ発生個所
 - ・ 4 階のらせん階段前、南側階段前廊下、給湯室
 - ・ 5 階の特別委員会室内、経済委員会室前廊下、経済委員会室内
- 渡り廊下 エキスパンションジョイントカバー外れ（通行は問題なし）
→ アスベスト対策の仮処置完了
- 空調 6 階設置の空調機から水漏れのため停止中
→ 議場を除き復旧完了
→ 議場系空調機修理完了
- 電気 水漏れによる漏電事故防止のため停止中
→水漏れ解消後、問題ないことを確認し復旧

（３）近隣ビル

- 自転車駐輪場 エレベーター停止中→対応は 7 月 29 日以降の予定
→ 7 月 29 日 17 時に点検実施→運転再開
建物躯体に問題なし
- 住友生命ビル 建物管理者が対応
エレベーター停止中 → 通常運転中
建物躯体に問題なし
- Spring 花畑 建物管理者が対応
エレベーター停止中 → 通常運転中
建物躯体に問題なし
6 階ほかで天井材の外れあり
- 駐車場 北側のらせん階段と建物接続部で壁剥離あり
南側階段へ誘導中
→ 事故防止のため北側階段及びスロープ部分を通行禁止措置実施
入出庫は問題なし
エレベーター停止中→業者に連絡中→点検が完了し通常運転中

2 対応状況

(1) 本庁舎

○アスベスト関係

落下した天井パネル部分については養生シートを張り付け飛散防止を図る。

作業は7月29日開庁時間までに対応する。

→ 全て対応完了

修理が必要な9階フロアについては執務室を閉鎖。

→ 9階フロアは修理が完了したため、立入禁止措置を解除

3階マシン室は天井材の再取り付けで復旧

4階連絡通路は現在調整中

○内装

各階の防煙垂れ壁（ガラス）割れについては修理を行うが、完了時期については未定（業者選定準備中）

→ 7月30日破損したガラスは撤去済み

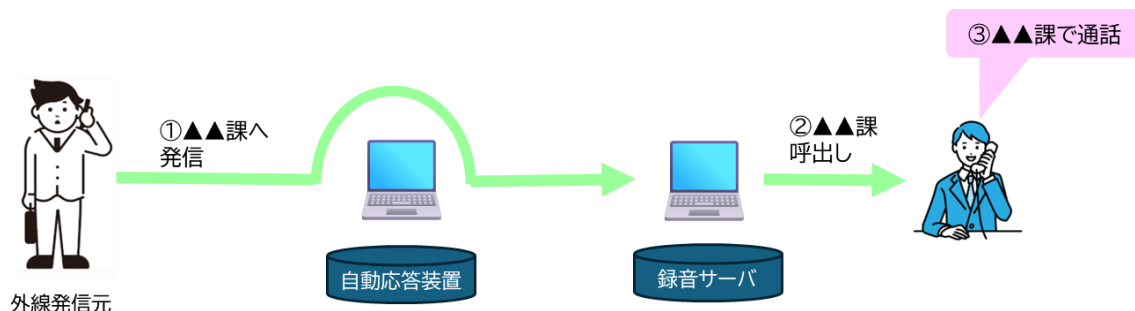
○14階展望ロビー

平日18時以降及び、土日祝日は終日、展望ロビーの開放を中止。

→ 8月2日から通常どおり開放した。

○通話録音ガイダンス

職員の応対力向上のため実施している外線電話の通話録音ガイダンスについて、迅速な応答のため8月3日より順次中止（本庁舎代表、直通電話及び各区代表電話は作業完了）



(2) 議会棟

○空調機 議場系統空調機の修理を行う予定だが、完了時期は未定（業者と調整中）。

→ 議場系統空調機修理完了

3 今後の対応

(1) 本庁舎

○アスベスト関係

4階連絡通路については現在、ビニールシートを張り付けて仮処置を完了している。

早急に修理を行うが、完了時期については未定（業者選定準備中）

○その他対応が必要なもの

- ・エレベーター1号機修理 メーカーに修理依頼予定だが地震対応で時期は未定。

(2) その他

○駐車場 修理を行う予定だが、完了時期は未定（業者と調整中）

4 被害の復旧メドについて

業者と協議中

5 他都市からの支援状況 ※黄色：現在活動中 灰色：活動終了

○対口支援 26団体（1都7県18市）

- ・東京都（総括支援）
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県
- ・札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市

○その他 17団体（1区14市2町）

- ・東京都港区
- ・札幌市(※)、北九州市、福井市、宮崎市、海南市、高槻市、松山市、須崎市、西予市、総社市、珠洲市、長野市、荒尾市、山鹿市 ※8/10までは対口支援
- ・小国町、長洲町

○8/11（火）12時時点 【受入人数】 32団体 279人 【実績（延べ）】 42団体 2,454人

6 その他

(1) 職員の自家用車の公務利用について

災害対応において職員の自家用車を特例的に使用可能とする通知を7月30日に発出した。

職員の自家用車は公用車が使用できない等、やむを得ない場合にのみ使用することとしている。

[illegible]

令和8年熊本地震関連応援要望／対応状況

2026/8/11 13:24

[illegible]

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31				
	対口	堺市	8/9移動日	※0805終期確定 8/31→8/14	2人	R8. 8. 10	R8. 8. 14	4														2	2	2	2	2																					
7	南区役所	福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	22人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	286			22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22		
	確定数							192	0	0	0	3	6	8	13	18	18	18	23	24	22	16	23	25	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	14			
	応援	松山市			3人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	36				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	指定	浜松市		※0805終期確定 8/30→8/15→8/8	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 8	14						2	2	2	2	2	2	2	2																										
	指定	仙台市		※0805終期確定	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	20							4	4	4	4	4																												
	指定	新潟市			3人	R8. 8. 1	R8. 8. 7	21					3	3	3	3	3	3	3																												
	指定	新潟市	北区分の1人を移動		1人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	5							1	1	1	1	1																												
	対口	神奈川県			5人	R8. 8. 4	R8. 8. 7	20								5	5	5	5																												
	対口	神奈川県			5人	R8. 8. 7	R8. 8. 12	25											5	5	5	5	5	5																							
	対口	神奈川県			5人	R8. 8. 13	R8. 8. 17																			5	5	5	5	5																	
	対口	神奈川県			5人	R8. 8. 18	R8. 8. 24																								5	5	5	5	5	5	5										
	対口	神奈川県			5人	R8. 8. 25	R8. 8. 31																																5	5	5	5	5	5	5		
	対口	千葉県	第1陣		2人	R8. 8. 11	R8. 8. 18	2																2	2	2	2	2	2	2	2																
	対口	千葉県			2人	R8. 8. 11	R8. 8. 12	2																2	2																						
	対口	千葉県			1人	R8. 8. 15	R8. 8. 18																					1	1	1	1																
	対口	千葉県	第2陣		3人	R8. 8. 19	R8. 8. 22																									3	3	3	3												
	対口	千葉県	第3陣		3人	R8. 8. 23	R8. 8. 26																													3	3	3	3								
	対口	千葉県	第4陣		3人	R8. 8. 27	R8. 8. 30																																3	3	3	3					
	対口	埼玉県	第1陣	人数は4になる可能性／家屋	6人	R8. 8. 12	R8. 8. 17																		6	6	6	6	6	6																	
	対口	埼玉県	第2陣	人数は4になる可能性／家屋	6人	R8. 8. 18	R8. 8. 24																								6	6	6	6	6	6	6	6									
	対口	埼玉県	第3陣	人数は4になる可能性／家屋	6人	R8. 8. 25	R8. 8. 31																														6	6	6	6	6	6	6	6			
	対口	札幌市			4人	R8. 8. 8	R8. 8. 9	8													4	4																									
	対口	東京都		8/7入	10人	R8. 8. 8	R8. 8. 9	20													10	10																									
	応援	長野市				3人	R8. 8. 10	R8. 8. 30	6														3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	対口	埼玉県				5人	R8. 8. 10	R8. 8. 10	5														5																								
	対口	埼玉県				8人	R8. 8. 11	R8. 8. 11	8															8																							
	対口	静岡市				4人	R8. 8. 12	R8. 8. 12																	4																						
8	北区役所	福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	7人	R8. 7. 30	R8. 8. 30	91			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	確定数							55	0	0	0	0	10	10	7	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	指定	新潟市			10人	R8. 8. 1	R8. 8. 2	20					10	10																																	
	指定	新潟市			7人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	35							7	7	7	7	7																												
り災証明関連								要望数 (A)	757	0	0	34	34	34	34	65	65	65	71	71	71	71	71	71	71	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	48		
								確定数 (B)	509	0	0	0	7	20	22	32	41	41	51	56	57	55	65	62	66	56	59	48	48	56	56	56	56	56	48	48	56	56	56	56	56	56	56	56	44	44	38
								不足数 (A-B)	248	0	0	34	27	14	12	33	24	24	20	15	14	16	6	9	5	15	2	13	13	5	5	5	5	5	5	13	13	5	5	5	5	5	5	5	17	17	10

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31			
3	財政局	税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	70人	R8. 8. 5	R8. 8. 31	490									70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70		
	確定数							161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	15	25	45	68	70	70	70	69	69	59	71	71	71	71	71	71	61	71	71	71	71	71	61	48			
	対口	東京都		8/7移動日	10人	R8. 8. 8	R8. 8. 31	40												10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
	対口	横浜市		日曜は移動日	10人	R8. 8. 10	R8. 8. 15	20															10	10	10	10	10																			
	対口	横浜市		日曜は移動日	10人	R8. 8. 17	R8. 8. 22																						10	10	10	10	10	10	10											
	対口	横浜市		日曜は移動日	10人	R8. 8. 24	R8. 8. 29																																							
	対口	相模原市	第1陣	※8/14AMまで	10人	R8. 8. 9	R8. 8. 14	30														10	10	10	10	10	10																			
	対口	相模原市	第2陣	※8/20AMまで	10人	R8. 8. 15	R8. 8. 20																				10	10	10	10	10	10	10													
	対口	相模原市	第3陣	※8/26AMまで	10人	R8. 8. 21	R8. 8. 26																																							
	対口	相模原市	第4陣	※8/31PM何時までか未定	10人	R8. 8. 27	R8. 8. 31																																							
	対口	栃木県	8/10・17移動日	第1陣	12人	R8. 8. 11	R8. 8. 16	12																12	12	12	12	12	12																	
	対口	栃木県		第2陣	12人	R8. 8. 17	R8. 8. 22																						12	12	12	12	12	12	12											
	対口	栃木県		第3陣	12人	R8. 8. 23	R8. 8. 28																																							
	対口	栃木県		第4陣	12人	R8. 8. 29	R8. 9. 3																																							
	対口	茨城県	第1陣（8/11入り）	レンタカー2台	4人	R8. 8. 11	R8. 8. 16	4																4	4	4	4	4	4																	
	対口	茨城県	第2陣（8/16入り）	レンタカー4台	10人	R8. 8. 17	R8. 8. 21																							10	10	10	10	10												
	対口	茨城県	第3陣（8/21入り）	レンタカー4台	10人	R8. 8. 22	R8. 8. 26																																							
	対口	茨城県	第4弾（8/26入り）	レンタカー4台	10人	R8. 8. 27	R8. 8. 31																																							
	対口	群馬県		第1陣	10人	R8. 8. 10	R8. 8. 14	20															10	10	10	10	10																			
	対口	群馬県		第2陣	10人	R8. 8. 15	R8. 8. 19																					10	10	10	10	10														
	対口	群馬県		第3陣	10人	R8. 8. 20	R8. 8. 24																																							
	対口	群馬県		第4陣	10人	R8. 8. 25	R8. 8. 30																																							
	応援	珠州市			3人	R8. 8. 6	R8. 8. 13	18											3	3	3	3	3	3	3	3	3																			
	対口	千葉県			3人	R8. 8. 11	R8. 8. 14	3																3	3	3	3																			
	対口	千葉県			3人	R8. 8. 15	R8. 8. 18																					3	3	3	3															
	対口	千葉県			3人	R8. 8. 19	R8. 8. 22																																							
	対口	千葉県			3人	R8. 8. 23	R8. 8. 26																																							
	対口	千葉県			3人	R8. 8. 27	R8. 8. 30																																							
	対口	埼玉県	第1陣	8/11移動日 人数は6になる可能性	4人	R8. 8. 12	R8. 8. 17																			4	4	4	4	4	4															
	対口	埼玉県	第2陣	8/11移動日 人数は6になる可能性	4人	R8. 8. 18	R8. 8. 24																									4	4	4	4	4	4	4								
	対口	埼玉県	第3陣	8/11移動日 人数は6になる可能性	4人	R8. 8. 25	R8. 8. 31																																							
	対口	名古屋市		8/10移動日	4人	R8. 8. 11	R8. 8. 16	4																4	4	4	4	4	4																	
	対口	東京都			2人	R8. 8. 14	R8. 8. 31																					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
対口	松山市			2人	R8. 8. 7	R8. 8. 11	10													2	2	2	2	2																						
家屋調査関連								要望数（A）	490	0	0	0	0	0	0	0	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70			

[illegible]

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31						
13	西区役所	総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	16人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	177			16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	3	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	確定数							77	0	0	0	0	6	6	10	10	11	4	8	4	8	4	6	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
	対口	東京都		8/6→南区	6人	R8. 8. 1	R8. 8. 5	30					6	6	6	6	6																																
	対口	東京都		8/5→中央区（ペット避難所）	3人	R8. 8. 3	R8. 8. 4	6							3	3																																	
	対口	東京都		8/6→南区	1人	R8. 8. 3	R8. 8. 5	3							1	1	1																																
	指定	川崎市			4人	R8. 8. 5	R8. 8. 7	12									4	4	4																														
	指定	川崎市			4人	R8. 8. 7	R8. 8. 9	12											4	4	4																												
	指定	川崎市			4人	R8. 8. 9	R8. 8. 12	12													4	4	4	4																									
	対口	埼玉県			2人	R8. 8. 11	R8. 8. 11	2															2																										
	対口	埼玉県			4人	R8. 8. 12	R8. 8. 31																		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
14	北区役所	総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	12人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	140			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	確定数							34	0	0	0	6	0	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	応援	山鹿市			2人	R8. 7. 31	R8. 7. 31	2				2																																					
	応援	長洲町			4人	R8. 7. 31	R8. 7. 31	4				4																																					
	応援	福井市		8/10より南区昼間対応	3人	R8. 8. 2	R8. 8. 9	24						3	3	3	3	3	3	3	3																												
	対口	山梨県		8/10～	2人	R8. 8. 10	R8. 8. 31	4															2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
避難所運営関連								必要数（A）	1, 823	0	0	139	139	139	139	156	156	156	156	156	156	84	91	90	88	86	85	86	84	84	84	84	84	85	83	81	80	81	82	81	81	81	81	81	81	81			
								確定数（B）	1, 108	0	0	0	23	36	43	84	125	132	135	132	110	107	93	88	86	78	75	58	58	58	54	54	54	54	54	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	
								不足数（A-B-C）	715	0	0	139	116	103	96	72	31	24	21	24	46	49	-9	3	4	10	11	27	28	26	30	30	30	31	29	35	34	35	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35

[illegible]

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31									
18	北区役所	総務企画課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛 生活動	4人	R8. 7. 30	R8. 8. 30	52			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
	確定数							24	0	0	0	0	0	0	3	6	6	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	指定	神戸市	保健師		2人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	10							2	2	2	2	2																																	
	指定	神戸市	事務職／巡回補助		1人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	5							1	1	1	1	1																																	
	応援	須崎市	保健師		2人	R8. 8. 4	R8. 8. 6	6								2	2	2																																		
	応援	須崎市	事務職／巡回補助		1人	R8. 8. 4	R8. 8. 6	3								1	1	1																																		
保健師業務関連									要望数 (A)	443	0	0	32	32	32	32	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	15				
									確定数 (B)	396	0	0	0	13	17	24	27	41	40	46	43	36	36	36	36	37	37	33	30	30	30	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	19	15	15	15	15		
									不足数 (A-B)	47	0	0	32	19	15	8	8	-6	-5	-11	-8	-1	-1	-1	-2	-2	2	5	5	5	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	16	20	20	20	0				
19	都市建設局	住宅政策課	応急修理	被災した住宅の応急修理	6人	R8. 8. 15	R9. 7. 27																				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
20	都市建設局	住宅政策課	建設型応急住宅	被災者に対する建設型応急住宅の供 与	2人	R8. 8. 15	R9. 8. 3																				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
21	都市建設局	市営住宅課	市営住宅復旧業務	市営住宅の災害復旧業務	4人	R8. 8. 15	R9. 8. 3																				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
22	都市建設局	市営住宅課	市営住宅復旧業務	市営住宅の災害復旧業務	2人	R8. 8. 15	R9. 8. 3																				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
23	都市建設局	住宅政策課	賃貸型応急住宅	被災者に対する賃貸型応急住宅の供 与	10人	R8. 8. 15	R10. 7. 27																				10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
住宅業務関連									要望数 (A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24			
									確定数 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
									不足数 (A-B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
24	農水局	北東部基盤整備課	災害復旧業務	現地調査・工事発注	2人	R8. 8. 10	R9. 7. 31	4															2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
25	農水局	西南部農業振興課	災害復旧業務	り災証明書受付・現地調査、災害復 旧業務	2人	R8. 8. 10	R9. 3. 31	4															2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	応援	松山市	り災証明書	り災証明書・被害調査（農業倉庫 等）	2人	R8. 8. 12	R8. 8. 31																	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
26	農水局	西南部基盤整備課	災害復旧業務	現地調査・工事発注	1人	R8. 8. 10	R9. 7. 31	2															1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
農地復旧関連									要望数 (A)	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
									確定数 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
									不足数 (A-B)	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		

【对口支援】

[illegible]

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31			
	千葉県9	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	3人	R8. 8. 19	R8. 8. 22																								3	3	3	3												
	千葉県10	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	3人	R8. 8. 23	R8. 8. 26																												3	3	3	3								
	千葉県11	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	3人	R8. 8. 27	R8. 8. 30																																3	3	3	3				
	千葉県12	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 3	R8. 8. 10									10	10	10	10	10	10	10	10																							
	千葉県13	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	8人	R8. 8. 11	R8. 8. 12																	8	8																					
	千葉県14	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 13	R8. 8. 14																			10	10																			
	千葉県15	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	9人	R8. 8. 15	R8. 8. 31																					9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	千葉県16	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	3人	R8. 8. 1	R8. 8. 4							3	3	3	3																													
3	埼玉県	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	102	0	0	0	0	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	埼玉県1	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	6人	R8. 8. 12	R8. 8. 17																	6	6	6	6	6	6	6																
	埼玉県2	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	6人	R8. 8. 18	R8. 8. 24																							6	6	6	6	6	6	6	6									
	埼玉県3	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	6人	R8. 8. 25	R8. 8. 31																																6	6	6	6	6	6	6	
	埼玉県4	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	5人	R8. 8. 10	R8. 8. 10																5																							
	埼玉県5	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	8人	R8. 8. 11	R8. 8. 11																8																							
	埼玉県6	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	4人	R8. 8. 12	R8. 8. 17																		4	4	4	4	4	4	4															
	埼玉県7	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	4人	R8. 8. 18	R8. 8. 24																								4	4	4	4	4	4	4	4	4							
	埼玉県8	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	4人	R8. 8. 25	R8. 8. 31																														4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	埼玉県9	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 4	R8. 8. 9									10	10	10	10	10	10	10																								
	埼玉県10	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	5人	R8. 8. 10	R8. 8. 10																5																							
	埼玉県11	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	6人	R8. 8. 12	R8. 8. 31																		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	埼玉県12	西区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	2人	R8. 8. 11	R8. 8. 11																2																							
	埼玉県13	西区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 12	R8. 8. 31																		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	埼玉県14	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 11						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																					
4	山梨県	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	108	0	0	0	0	2	2	12	12	12	12	12	12	12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	山梨県1	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	2人	R8. 8. 10	R8. 8. 31																2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	山梨県2	東区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 3	R8. 8. 9								10	10	10	10	10	10	10																									
	山梨県3	東区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 10	R8. 8. 31																4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	山梨県4	北区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	2人	R8. 8. 10	R8. 8. 31																2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	山梨県5	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5	神奈川県	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	77	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9	14	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	神奈川県1	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム 処理	4人	R8. 8. 4	R8. 8. 6									4	4	4																												
	神奈川県2	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム 処理	4人	R8. 8. 7	R8. 8. 12													4	4	4	4	4	4																					
	神奈川県3	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム 処理	4人	R8. 8. 13	R8. 8. 17																			4	4	4	4	4	4															
	神奈川県4	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム 処理	4人	R8. 8. 18	R8. 8. 24																				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
	神奈川県5	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム 処理	4人	R8. 8. 25	R8. 8. 31																																4	4	4	4	4	4	4	4
	神奈川県6	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	5人	R8. 8. 4	R8. 8. 7									5	5	5	5																											
	神奈川県7	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	5人	R8. 8. 7	R8. 8. 12														5	5	5	5	5	5																				
	神奈川県8	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	5人	R8. 8. 13	R8. 8. 17																			5	5	5	5	5	5															
	神奈川県9	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	5人	R8. 8. 18	R8. 8. 24																								5	5	5	5	5	5	5	5								
	神奈川県10	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	5人	R8. 8. 25	R8. 8. 31																														5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	神奈川県11	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	1人	R8. 8. 13	R8. 8. 31																		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

[illegible]

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31					
15	相模原市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
	相模原市1	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	10人	R8. 8. 9	R8. 8. 14														10	10	10	10	10	10																						
	相模原市2	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	10人	R8. 8. 15	R8. 8. 20																				10	10	10	10	10	10																
	相模原市3	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	10人	R8. 8. 21	R8. 8. 26																											10	10	10	10	10	10									
	相模原市4	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	10人	R8. 8. 27	R8. 8. 31																																10	10	10	10	10					
	相模原市5	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	3人	R8. 8. 6	R8. 8. 31												3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
16	新潟市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	147	0	0	0	0	20	20	20	20	20	20	20	20	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟市1	東区役所総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 7									2	2	2	2	2																												
	新潟市2	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	3人	R8. 8. 1	R8. 8. 7						3	3	3	3	3	3	3	3																												
	新潟市3	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	1人	R8. 8. 3	R8. 8. 7									1	1	1	1	1																												
	新潟市4	北区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	10人	R8. 8. 1	R8. 8. 2						10	10																																		
	新潟市5	北区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	7人	R8. 8. 3	R8. 8. 7									7	7	7	7	7	7																											
新潟市6	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	7人	R8. 8. 1	R8. 8. 8						7	7	7	7	7	7	7	7	7	7																											
17	静岡市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	164	0	0	0	0	2	2	16	20	20	20	20	16	16	16	16	16	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	静岡市1	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7									4	4	4	4	4																												
	静岡市2	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	4人	R8. 8. 12	R8. 8. 12																		4																							
	静岡市3	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 8	R8. 8. 11														10	10	10	10																								
	静岡市4	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	6人	R8. 8. 12	R8. 8. 12																		6																							
	静岡市5	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 3	R8. 8. 7									10	10	10	10	10																												
	静岡市6	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	3人	R8. 8. 4	R8. 8. 12										3	3	3	3	3	3	3	3	3																							
	静岡市7	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 4	R8. 8. 12										1	1	1	1	1	1	1	1	1																							
静岡市8	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
18	浜松市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	14	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浜松市1	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 8								2	2	2	2	2	2	2																											
19	名古屋市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋市1	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	4人	R8. 8. 11	R8. 8. 16																	4	4	4	4	4	4	4																		
	名古屋市2	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 6	R8. 8. 8												2	2	2																											
	名古屋市3	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 6	R8. 8. 8													1	1	1																										
	名古屋市4	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 9	R8. 8. 10															2	2																									
	名古屋市5	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 9	R8. 8. 10																1	1																								
20	京都市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	104	0	0	0	0	4	4	8	8	8	8	8	8	14	14	14	14	14	14	14	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	京都市1	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7									4	4	4	4	4																												
	京都市2	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 8	R8. 8. 14													10	10	10	10	10	10	10																						
	京都市3	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	3人	R8. 8. 1	R8. 8. 16						3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3																				
	京都市4	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 1	R8. 8. 16						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																				
21	大阪市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	84	0	0	0	0	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	大阪市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 2	R8. 8. 17								4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																			
	大阪市2	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	4人	R8. 8. 1	R8. 8. 31						4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
22	堺市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	92	0	0	0	0	4	8	8	8	8	8	8	12	8	8	10	10	10	10	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	堺市1	西区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	2人	R8. 8. 10	R8. 8. 14																2	2	2	2	2																					
	堺市2	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 6						2	2	2	2	2	2	2																													
	堺市3	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	6人	R8. 8. 7	R8. 8. 14													6	6	6	6	6	6	6	6																					
	堺市4	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 7							2	2	2	2	2	2	2																												
	堺市5	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 7							2	2	2	2	2	2	2																												
堺市6	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31			
23	神戸市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	65	0	0	0	0	0	0	3	3	3	13	13	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	神戸市1	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	10人	R8. 8. 6	R8. 8. 10										10	10	10	10	10																									
	神戸市2	北区役所総務企画課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								2	2	2	2	2																											
	神戸市3	北区役所総務企画課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								1	1	1	1	1																											
24	岡山市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	112	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	
	岡山市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	20人	R8. 8. 4	R8. 8. 7									20	20	20	20																											
	岡山市2	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 28									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	岡山市3	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 28									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
25	広島市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	42	0	0	0	0	0	0	0	3	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	広島市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 5	R8. 8. 10										3	3	3	3	3	3																								
	広島市2	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 6									2	2	2																												
	広島市3	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 4	R8. 8. 6									1	1	1																												
	広島市4	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 7	R8. 8. 31													2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	広島市5	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 7	R8. 8. 31													1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
26	福岡市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	96	0	0	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	福岡市1	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	4人	R8. 7. 31	R8. 8. 3					4	4	4	4																															
	福岡市2	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	4人	R8. 8. 4	R8. 8. 7									4	4	4	4																											
	福岡市3	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	4人	R8. 8. 8	R8. 8. 12													4	4	4	4	4																						
	福岡市4	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	福岡市5	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要 望 人 数 ／ 派 遣 人 数	始 期	終 期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31			
【指定都市】																																														
1	北九州市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	31	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	0	0	0	0		
	北九州市1	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 27								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
	北九州市2	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 2	R8. 8. 27								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	北九州市3	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 11	R8. 8. 21																	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
2	札幌市（相互等）	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	11	11	11	11	7	7	8	8	8	8	8	8	4	4	8	8	8	8	8	0	0	0	0
	札幌市（相互等）1	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム処理	2人	R8. 8. 11	R8. 8. 14																	2	2	2	2																			
	札幌市（相互等）2	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム処理	2人	R8. 8. 15	R8. 8. 21																					2	2	2	2	2	2	2												
	札幌市（相互等）3	健康福祉局健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム処理	2人	R8. 8. 22	R8. 8. 28																												2	2	2	2	2	2	2					
	札幌市（相互等）4	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	2人	R8. 8. 11	R8. 8. 14																	2	2	2	2																			
	札幌市（相互等）5	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	2人	R8. 8. 15	R8. 8. 21																					2	2	2	2	2	2	2												
	札幌市（相互等）6	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	2人	R8. 8. 22	R8. 8. 28																												2	2	2	2	2	2	2					
	札幌市（相互等）7	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	4人	R8. 8. 11	R8. 8. 14																	4	4	4	4																			
	札幌市（相互等）8	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	4人	R8. 8. 17	R8. 8. 21																								4	4	4	4	4											
	札幌市（相互等）9	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	4人	R8. 8. 24	R8. 8. 28																													4	4	4	4	4						
	札幌市（相互等）10	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	2人	R8. 8. 6	R8. 8. 6												2																											
	札幌市（相互等）11	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 6	R8. 8. 6												1																											
	札幌市（相互等）12	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 7	R8. 8. 16													2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																	
	札幌市（相互等）13	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 7	R8. 8. 16													1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																	
【その他相互協定等】																																														
1	福井市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	38	0	0	0	2	2	2	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	福井市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 10	R8. 8. 31																	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	福井市2	北区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 2	R8. 8. 9								3	3	3	3	3	3	3	3																								
	福井市3	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	2人	R8. 7. 30	R8. 8. 2				2	2	2	2																																
2	宮崎市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	53	0	0	0	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	宮崎市1	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	宮崎市2	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 7. 31	R8. 8. 4					1	1	1	1	1																														
	宮崎市3	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 7. 31	R8. 8. 31					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	宮崎市4	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 7. 31	R8. 8. 31					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
3	海南市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	72	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	海南市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	6人	R8. 8. 10	R8. 8. 11																	6	6																					
	海南市2	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	6人	R8. 8. 7	R8. 8. 9												6	6	6																									
	海南市3	東区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	6人	R8. 7. 31	R8. 8. 6					6	6	6	6	6	6	6																												
4	高槻市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	14	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高槻市1	西区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								2	2	2	2	2																											

No	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31			
	松山市9	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	2人	R8. 7. 30	R8. 8. 12				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																					
6	須崎市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	15	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	須崎市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 11	R8. 8. 13																3	3	3																					
	須崎市2	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 11	R8. 8. 13																2	2	2																					
	須崎市3	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 11	R8. 8. 13																1	1	1																					
	須崎市4	北区役所総務企画課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 6										2	2	2																											
	須崎市5	北区役所総務企画課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 4	R8. 8. 6										1	1	1																											
7	西予市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	36	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	西予市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 4	R8. 8. 31									3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	西予市2	※災害対策本部	先遣隊	マネジメント業務	3人	R8. 7. 31	R8. 8. 3					3	3	3	3																															
8	総社市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	48	0	0	0	0	8	8	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	総社市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	8人	R8. 8. 1	R8. 8. 6						8	8	8	8	8	8																												
9	荒尾市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	荒尾市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	7人	R8. 7. 31	R8. 7. 31					7																																		
10	山鹿市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山鹿市1	北区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	2人	R8. 7. 31	R8. 7. 31					2																																		
11	小国町	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小国町1	東区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	1人	R8. 7. 31	R8. 7. 31					1																																		
12	長洲町	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長洲町1	北区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 7. 31	R8. 7. 31					4																																		
13	東京都港区	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	0	0	0
	東京都港区1	東区役所総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	4人	R8. 8. 10	R8. 8. 14																4	4	4	4	4																			
	東京都港区2	東区役所総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	4人	R8. 8. 17	R8. 8. 21																						4	4	4	4	4													
	東京都港区3	東区役所総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	4人	R8. 8. 24	R8. 8. 28																																							
14	珠州市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	珠州市1	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	3人	R8. 8. 6	R8. 8. 13											3	3	3	3	3	3	3	3																					
15	長野市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	
	長野市1	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	3人	R8. 8. 10	R8. 8. 30																3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			

本日応援数	0	0	4	50	97	115	172	233	236	258	261	241	246	262	279	283	260	256	228	218	231	227	227	227	227	218	200	218	218	218	218	215	199	189	170					
本日応援団体数	0	0	2	10	18	20	25	29	29	33	32	30	28	31	32	31	30	28	26	26	25	25	25	25	25	24	23	24	24	24	24	23	20	20	18					
令和8年8月11日				時点																																				
稼働済応援団体数		42		(団体)																																				
延べ応援人数		2,454		(人/日)																																				

対口支援	団体数	0	0	0	1	12	13	17	20	20	22	23	22	20	20	20	19	19	19	19	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	15	15	14
	人数	0	0	0	8	61	73	130	188	192	208	220	202	207	214	216	224	203	208	190	180	188	184	184	184	184	166	176	176	176	176	176	172	162	146
その他	団体数	0	0	2	9	6	7	8	9	9	11	9	8	8	11	12	11	11	9	7	7	8	8	8	8	7	7	8	8	8	8	7	5	5	4
	人数	0	0	4	42	36	42	42	45	44	50	41	39	39	48	63	59	57	48	38	38	43	43	43	43	34	34	42	42	42	42	39	27	27	24
合計	団体数	0	0	2	10	18	20	25	29	29	33	32	30	28	31	32	31	30	28	26	26	25	25	25	25	24	23	24	24	24	24	23	20	20	18
	人数	0	0	4	50	97	115	172	233	236	258	261	241	246	262	279	283	260	256	228	218	231	227	227	227	218	200	218	218	218	218	215	199	189	170

1 財政局の取組状況

① 住家被害認定調査

ア 事前調査

- ・ 7月29日から7月31日に実施した事前調査では、中央区・東区・西区・北区において、外壁の破損等の被害は見られるものの、大きな被害は確認できていない。
- ・ 南区において、富合町及び城南町を中心に住家の全壊、半壊等を多数確認。また、富合町の一部の地域では地盤被害を確認。（南区に被害が集中している状況。）

イ 被害認定調査

（申請件数）

- ・ 被害認定調査が必要なり災証明申請件数は、8月10日現在 5,922件（+403件）
内訳は下表のとおり。

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計
申請件数	<u>514件</u> (+44件)	<u>703件</u> (+62件)	<u>461件</u> (+42件)	<u>3,644件</u> (+215件)	<u>600件</u> (+40件)	<u>5,922件</u> (+403件)

（対応状況）

- ・ 7月31日（金）被害認定調査を試験的に実施（システム入力等も不具合なし）
- ・ 8月1日（土）、2日（日）で体制整理（車両、資機材、人員など）
※南区のみ城南総合張所を拠点、他区は本庁舎を拠点に調査実施。
- ・ 3日（月）からローラー調査（南区城南町の一部地域（約2,000戸））を開始し、11日（火）完了見込み。【税務部職員30名】
- ・ 6日（木）から罹災申請に基づき個別調査を開始【経験者（他局応援、他都市応援）】
⇒ 11日（火）は12班体制で調査を実施。（順次拡大予定。）
- ・ 被害認定調査結果の内訳は下表のとおり（8月10日時点）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	被害無し	未分類	合計
<u>5件</u> (+1件)	0件	<u>11件</u> (+5件)	<u>49件</u> (+18件)	<u>116件</u> (+32件)	<u>1,529件</u> (+345件)	0件	<u>4,212件</u> (+2件)	<u>5,922件</u> (+403件)

② 被災者支援状況

- ・ 市税の減免（個人市民税、固定資産税、事業所税）については、現在制度設計中。
- ・ 納税猶予、所得課税証明書等の税関係証明書の交付手数料免除については、現時点で申請なし。

③ 災害対応予算について

- ・ 予算の流用が必要な場合、財政担当へメールや電話等で連絡することで対応中。
- ・ 各局に公共施設の復旧費、避難所運営に要する経費等について照会中。

(8月10日調査写真・城南町)



屋根被害



屋根被害



外壁被害



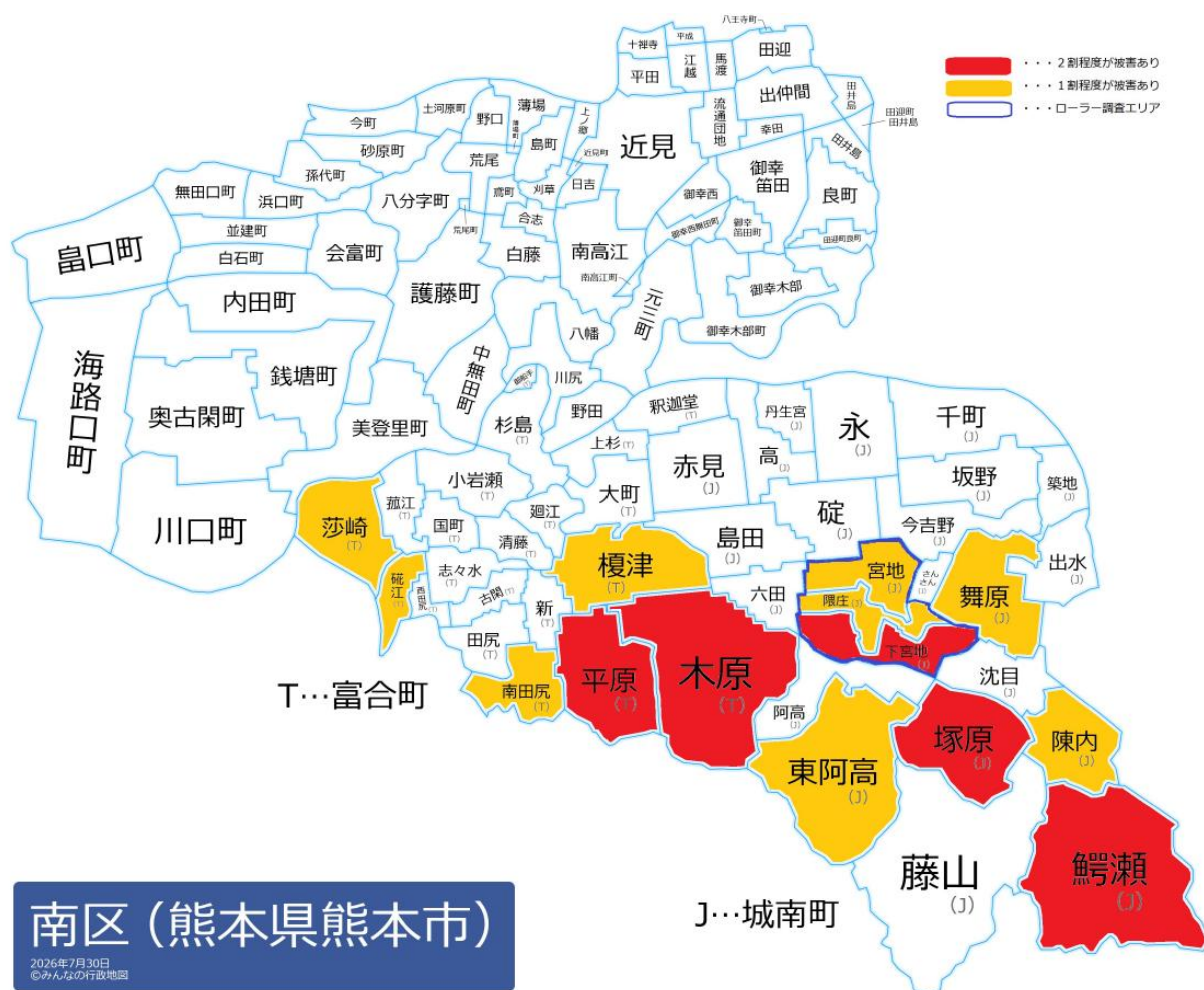
外壁被害



基礎被害



基礎被害



1 被害状況

別紙「文化市民局所管・関連施設一覧」、「熊本城被害状況まとめ」のとおり

2 対応状況

(1) 災害ボランティアセンターの設置

- ・中央区新町に災害ボランティアセンター（本部）を設置し、8月4日から支援活動を開始。
- ・8月10日現在、派遣要請265件（前日+32件）を受け付け、このうち76件（前日+17件）の作業が完了。延べ331人（前日+127人）のボランティアが活動。
- ・南区における被災者支援の充実を図るため、城南福祉センター（城南まちづくりセンター敷地内）に南区サテライトを開設し、8月10日から本部及び南区サテライトの2拠点体制で運営開始。
- ・8月11日の運営体制は、本部21人、南区サテライト13人の計34人。ボランティア参加者数は本部20人、南区サテライト80人の計100人。活動見込数は本部6件、南区サテライト12件の計18件。
- ・関係機関からの応援については、8月10日から8月14日までの間、山鹿市社会福祉協議会から延べ15人を受け入れる予定。8月15日以降の関係機関からの応援についても引き続き受け入れる予定であり、応援人員の拡充を含め調整を進めている。
- ・くまもとアプリで県内他市町の災害ボランティア募集情報を掲載し、随時更新。（8/11現在本市含む9市町掲載）

【災害ボランティアの活動状況等（8月10日19時時点）】

派遣要請受付・対応状況							(単位：件)	(単位：人)
265	依頼総件数						キャンセル等	延べ参加人数
	要望件数							
	240	完了数	対応中			25		
		76	164	現地調査済	現地調査中			
				47	117			
前日比	+32	+28	+17	+11	-8	+19	+4	+127

派遣要請件数 区別内訳						(単位：件)
派遣要請件数					計	前日比
中央区	東区	西区	南区	北区	265	
46	45	15	146	13	265	
+8	+3	+2	+18	+1	+32	

8/11運営スタッフ数（本部・サテライト別）						(単位：人)
拠点	市社協	山鹿市社協	市職員	その他	計	
本部	17	3	1	0	21	
南区サテライト	9	0	3	1	13	
計	26	3	4	1	34	

(2) 拠点避難所の設置

- ・中央区・東区・西区・北区については、8月9日（日）に拠点避難所を設置して生活環境や衛生環境の向上と生活再建に向けた支援体制の充実を図っている。
- ・南区については、小中学校の2学期開始が8月31日（月）に予定されていることに加え、建設型仮設住宅の供用開始が9月中旬であることから、それまでの間、継続して避難が必要な被災者への支援体制を確保するため、8月23日（日）を目途に拠点避難所を設置する。
- ・南区の拠点避難所は、火の君文化センター、城南老人福祉センター、アスパル富合の3カ所とする。
- ・拠点避難所の設置にあたって、避難者への周知と意向調査を実施するとともに、南区等の職員がすべての避難所を巡回し、住まいに関する相談対応や災害ボランティアの紹介・ホテル避難やみなし仮設住宅等の説明などの生活再建に向けた支援を実施する。

(3) 避難所における男女共同参画の視点の啓発

- ・8月2日（日）～避難所巡回。避難所チェックシート、ピクトグラム表示の活用を依頼。性暴力啓発チラシ、女性相談ポケットティッシュの配布。生理用品、尿取りパットを女子トイレに設置。
- ・各区に、男女共同参画視点での避難所運営に向けチェックシート活用を依頼。また、分散備蓄倉庫の生理用品について設置を依頼。
- ・8月6日（木）、避難所環境の改善を目的として、内閣府男女共同参画局とともに拠点避難所等を巡回し、施設管理者と避難所の環境整備について確認を行った。



(4) 避難所の避難者に向けた注意喚起及び相談窓口の周知

各避難所に以下の掲示用チラシ等を配布

- ①避難所で安全・安心に過ごすため防犯意識を高めましょう（生活安全課）
- ②人権相談の案内（人権政策課）
- ③性被害・性暴力、DV防止啓発チラシ・ポスター（男女共同参画課）
- ④災害に便乗した悪質商法に注意（消費者センター）

(5) 避難所職員への食品提供に関する情報提供

- ・8月5日(水)に避難所職員に対し、健康福祉局と連携し、食品表示基準の弾力的運用を踏まえた周知を実施。

(6) 市外避難者情報の収集

- ・8月6日（木）に、本市から他市町村に避難している市民に対し、市ホームページで避難情報の提供について呼びかけを開始。市民がロゴフォームから避難情報を入力できるように整備した。

(7) 青パトによる防犯パトロールの実施について

- ・7月30日（木）より、南区を中心に青色回転灯装備車（通称：青パト）による防犯パトロールを実施中。

3 その他

●所管施設及びイベントの対応方針

【施設】

・当面の間休館

熊本城内（点検結果問題なければ8月13日（木）開園予定）、市民会館（改修工事のため休館中）、健軍文化ホール（避難所の閉設により8/18～開館予定）、横井小楠記念館・四時軒、小泉八雲熊本旧居、立田自然公園、北岡自然公園

【イベント延期又は中止】

- ・交通安全教室（8月17日再開予定）
- ・親子金融教育セミナー
- ・親子食育セミナー
- ・ヒューマンライツ・シアター
- ・熊本城文化財修復検討委員会
- ・竹の丸特別公開
- ・熊本城復旧基本計画検証委員会
- ・上記施設のイベント など ※広報課報告済み

●通常業務の縮小

- ・大劇マイナンバーカードセンター・住居表示は窓口を縮小して運営（戸籍住民課）

●被災者支援について

- ・各種証明書の交付手数料の免除、マイナンバーカード等の再交付手数料の免除、パスポートの発給手数料等の減免（戸籍住民課）
 - ・賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談受付（消費者センター）
 - ・災害時物資供給協定企業より物資調達（18件）、無償提供（2件）
 - ・避難所の食事
 - 夕食：弁当（協定企業に発注）
 - 朝食等：パン・野菜ジュース（協定企業等に発注）
- ※8月4日からは熊本市宿泊支援事業を利用されている方へも提供
- ※弁当の提供・管理について、健康福祉局と連携し、管理栄養士から助言を受けている。

①市管理施設

被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	塀屋根部分の崩落



被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	石橋欄干の落下



被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	灯籠の転倒・損壊



被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	墓石のずれ



被害施設等	立田自然公園・泰勝寺跡
被害状況	灯籠の倒壊



被害施設等	立田自然公園・泰勝寺跡
被害状況	玉垣の倒壊



②指定管理施設

被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	燭台等の転倒



被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	造花等の落下・転倒



被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	墓碑の転倒



被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	造花等の落下



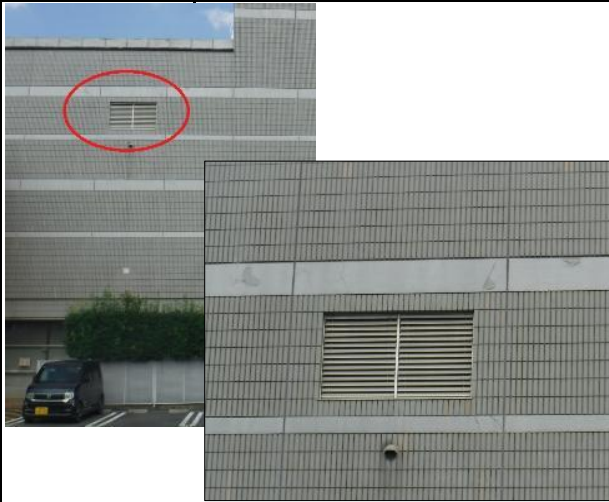
被害施設等	男女共同参画センターはあもにい
被害状況	コワーキングスパー天井ひび割れ

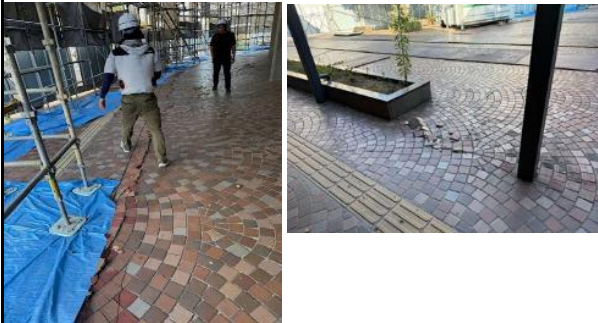


被害施設等	男女共同参画センターはあもにい
被害状況	正面玄関タイル



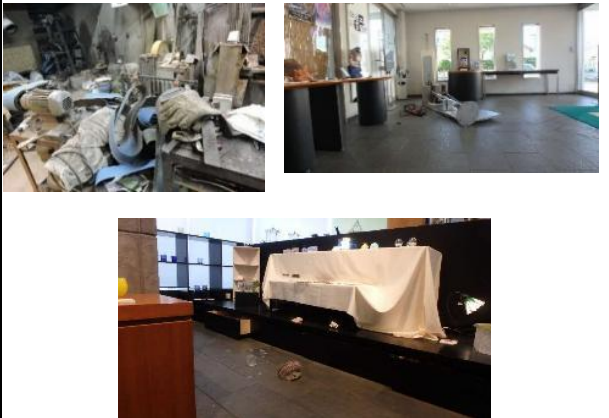
②指定管理施設

被害施設等	男女共同参画センターはあもにい
被害状況	西側外壁ひび割れ
	

被害施設等	市民会館
被害状況	前庭タイル破損
	

被害施設等	健軍文化ホール
被害状況	ホール天井から落下物
	

②指定管理施設

被害施設等	くまもと工芸会館
被害状況	館内の破損
	

被害施設等	リデル、ライト両女史記念館
被害状況	壁のひび割れ、資料等の飛散
	

③記念館等

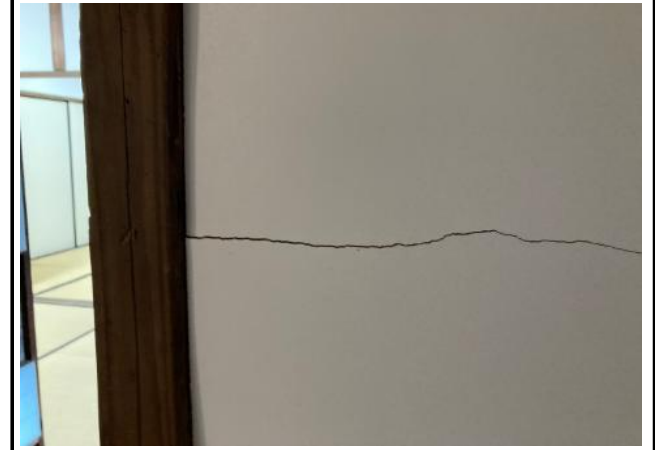
被害施設等	四時軒
被害状況	漆喰壁の崩落



被害施設等	横井小楠記念館
被害状況	横井小楠銅像の倒壊



被害施設等	夏目漱石内坪井旧居
被害状況	漆喰壁にひび



被害施設等	夏目漱石内坪井旧居
被害状況	庭園の石塔倒壊



被害施設等	小泉八雲熊本旧居
被害状況	壁漆喰の剥落



被害施設等	小泉八雲熊本旧居
被害状況	長押固定の外れ



④民間所有 指定文化財

被害施設等	大慈寺
被害状況	宝篋印塔の倒壊



被害施設等	大慈寺
被害状況	無銘層塔の倒壊



被害施設等	大慈寺
被害状況	木造釈迦如来坐像両脇侍立像の損傷及び転倒



被害施設等	吉田松花堂
被害状況	土蔵外壁に亀裂



被害施設等	吉田松花堂
被害状況	土蔵に亀裂



被害施設等	吉田松花堂
被害状況	主屋壁に亀裂



指定文化財の被害状況について（R8. 8. 5現在）

（単位：件）

	指定文化財 件数①	確認対象と した指定文 化財数※1	確認済み 件数 ※2	確認結果			
				被害あり② （灯籠の転倒等の 小規模な被害を含 む）	被害なし うち建物全半壊な ど被害の甚大なも の※3	被害率 （②/①）	
国指定	42	41	41	10	1（熊本城跡）	31	23. 8%
国登録	40	40	36	15	0	21	37. 5%
県指定	91	76	75	10	0	65	11. 0%
市指定	118	105	101	20	0	81	16. 9%
合計	291	262	253	55	1	198	18. 9%

【摘要】

※1 確認対象とした指定文化財数…指定(国登録含む)文化財から無形民俗文化財や鐔や刀剣等の鉄製美術品などを除いたもの。

※2 未確認は山奥にある史跡や、美術館等に寄託されている個人の美術品等で、まだ被害の有無の確認が取れていないもの。

※3 被害の甚大な文化財(熊本城を除く)

	指定区分	名称	主な被害状況
1	なし		

その他の比較的被害の大きかった文化財

	指定区分	名称	主な被害状況
1	国指定史跡	熊本藩主細川家墓所（妙解寺跡）	石橋欄干の落下、塀の倒壊、墓石ズレ、下段の灯籠10基倒壊・その他のものもズレや回転等（三つ御廟、山門、唐門は被害なし）
2	国指定史跡	釜尾古墳	前室側壁の崩落、墳丘盛土の一部崩落
3	市指定有形文化財	・横井小楠記念館 ・四時軒	【記念館】複数個所で地割れや破損、収蔵庫棚ズレ、クラック、資料の飛び出し（対応済）、高木第四郎像の転倒 【四時軒】漆喰壁の崩落、クラック複数、玄関扉・建具のズレ
4	市指定有形文化財	小泉八雲熊本旧居	壁漆喰等剥落、長押固定のはずれにより障子に重量がかかり歪む、障子破れ
5	県指定重要文化財及び史跡	大慈寺（民間施設）	県指定重要文化財の大慈寺の層塔（永仁5年銘）及び大慈寺の宝篋印塔が倒壊、大慈寺の層塔（無銘）にズレ、木造釈迦如来坐像両脇侍立像で大きく損傷及び転倒、県指定史跡大慈寺境内で近世以前の石造物の多くが倒壊、山門、経蔵、中雀門の近世建造物でズレの発生、現代の建造物である法堂、庫裏で柱に亀裂、壁の崩落などの発生

その他被害のあった文化財(主に文化財課所管分)

	指定区分	名称	主な被害状況
1	国指定史跡	熊本藩主細川家墓所（泰勝寺跡）	灯籠・玉垣倒壊多数、四つ御廟外側囲いの木戸破損
2	国登録有形文化財	リデル、ライト両女史記念館	壁にひび多数、ドアの開閉が不可
3	県指定重要文化財	洋学校教師ジェーンズ邸	壁にひび、照明器落下
4	市指定有形文化財	小島行在所	外部漆喰ひび、ガラス割れ3枚
5	市指定有形文化財	徳富旧邸	漆喰壁の剥がれ、風呂場の浴槽タイルに剥がれ
6	市指定有形文化財	御馬下の角小屋	漆喰壁にひび、取り合いひび割れ
7	市指定史跡	夏目漱石内坪井旧居	内壁漆喰にひび、園庭の石塔倒壊、馬丁小屋扉脱落、機械警備機器落下、洋室窓上部解放状態等
8	市指定史跡	山伏塚	灯籠、地藏倒壊

文化市民局 所管,関連施設一覧

	施設名	所管課 (関係課)	調査日	開館状況	負傷者有無 (ありorなし)	施設被害 (ありorなし)	被害等の詳細	対応状況	被害復旧の目途
市 施 設 等	マイナバーカードセンター	戸籍住民課	7月28日	通常使用可	なし	なし			
	マイナバーセンター東区サテライト	戸籍住民課	7月30日	使用不可	なし	あり	施設の被災状況をサンビアン防災センターで巡回確認。施設内天井の一部破損。	7/28～8/31まで臨時休業	未定
	ふれあい文化センター	ふれあい文化センター	7月28日	通常使用可	なし	なし	食器・コップ等の割れあり。		
	植木ふれあい文化センター	人権政策課	7月28日	通常使用可	なし	なし			
	あいぼーと	地域政策課	7月28日	通常使用可	なし	なし			
	中央区公設公民館(3施設)	(生涯学習課)	7月28日	大江公民館のみ 避難所開設中	なし	あり	【中央】1F～2F階段の壁にひび割れ、内壁にひび割れ・側面緑化に水漏れ・窓枠にひずみ 【大江】内装材、設備などの剥がれや落下・室内壁のひび割れ		
	東区公設公民館(3施設)	(生涯学習課)	7月28日	秋津公民館のみ 避難所開設中	なし	あり	【託麻】ホール天井開口部の枠のかげらが落下、図書室の書架の破損、内装材、設備などの剥がれや落下、掲揚台の破損、【秋津】壁の亀裂、敷地内に地割れ、壁面タイル浮き、【東部】花器破損		
	西区公設公民館(3施設)	(生涯学習課)	7月28日	花園公民館のみ 避難所開設中	なし	あり	【花園】内装材の剥がれや落下、書架取付部分の壁破損、エアコンの不具合、外構タイルや建物設置面の破損		
	南区公設公民館(6施設)	(生涯学習課)	7月28日	避難所開設中	なし	あり	【富合】ガラス割れ、天井からの水漏れ、玄関スロープ壁面コンクリートひび割れ、建物と基礎の間に隙間、彫刻・花器/書庫・時計破損、ホールの空調不能、【天明】一部基礎の損傷、タイルや土間コンクリートの剥がれ、【幸田】外壁タイルひび割れ、玄関スロープ付近地割れ、【南部】内装材、設備などの剥がれや落下、外装材、屋根材などの剥がれや落下、床タイル剥がれ、階段接続部に隙間、本棚損傷、【飽田】内装材、屋根材などの剥がれや落下、建物に接するコンクリートひび割れ、図書書棚倒壊破損、【城南】ロビーの空調配管の水漏れ、緑石のずれ、インターロッキングのずれ、外構の隆起・沈下		
	北区公設公民館(4施設)	(生涯学習課)	7月28日	龍田公民館のみ 避難所開設中	なし	あり	【清水・北部・植木】内装材、設備などの剥がれや落下、【北部】蛍光灯と天井との間に隙間、【植木】床材の割れ、【清水】会議室天井隙間、玄関タイルひび割れ		
指 定 管 理 施 設	中央区地域コミセン(17施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	【帯山】天井ひび割れ【託麻原】ホール出入口開閉不良、外壁ひび割れ【白山】空調故障【帯山西】空調故障【黒髪】雨樋破損【向山】駐車場側壁ひび割れ	見積依頼中	
	東区地域コミセン(13施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	【託麻北】空調故障、多目的トイレドア開閉不良【西原】稼働壁故障【託麻東】空調故障【画図】汚水マンホール水漏れ	見積依頼中	
	西区地域コミセン(14施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	【河内】空調故障【池上】空調故障	見積依頼中	
	南区地域コミセン(12施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	【日吉】空調故障【飽田】空調故障、多目的ホール出入口ドア開閉不良【田迎南】空調水漏れ、窓枠ひび割れ【豊田】多目的ホール出入口ドア開閉不良【富合】倉庫ドア開閉不良、キャビネット故障【力合】和室空調故障	見積依頼中	
	北区地域コミセン(20施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	【田底】空調水漏れ【北部東】空調故障【武蔵】天井・壁ひび割れ【龍田】天井・壁ひび割れ【菱形】天井ひび割れ【吉松】外壁ひび割れ【桜井】壁ひび割れ	見積依頼中	
	祖崇廟納骨堂	人権政策課	7月28日・29日		なし	あり	墓碑が位牌壇の中で転倒、造花等の落下。外観は目視では被害なし。	墓碑の転倒及び造花落下の復旧完了	
	はあもにい	男女共同参画課	7月28日		なし	あり	正面玄関タイル破損、1階コワーキングスペースの天井ひび割れ、外壁(西側)ひび割れ	自動ドア故障(復旧済)、エレベーター故障(復旧済)	未定
	熊本市市民会館	文化政策課	7月28日	使用不可	なし	あり	地下設備室で留め具破損、前庭のタイル破損、事務棟の中2階女子トイレ機械警備センサー破損、大ホール(客席)両側の壁面コンクリートはかれ多数	見積依頼中	もともと改修工事のため休館中であり、10月からの開館へ向けて対応
	熊本市現代美術館	文化政策課	7月28日	通常使用可	なし	あり	天井部から廊下に破片等の落ち	清掃等の対応済	8/5から開館
	健軍文化ホール	文化政策課	7月28日	使用不可	なし	あり	受水槽からの漏水、ホール天井裏のボルトやナット、コンクリート破片等が落下	受水槽からの漏水対応済	8/18～開館予定
	くまもと工芸会館	文化政策課	7月28日	通常使用可	なし	あり	給水タンクの未作動、屋根瓦のズレ、エレベーター停止、会議室の天井部の一部が落下	エレベーターは業者に連絡済(順番待ちの状態)	8/5から開館
	リデルライト両女史記念館	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	壁にひび多数、ドアの開閉が不可	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	熊本城	熊本城総合事務所	7月28日	使用不可	なし	あり	石垣、構造物などの被害あり	目視調査実施済み。今後の復旧について検討中。	未定
	田原坂西南戦争資料館	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	なし			8/5から開館
	御馬下の角小屋	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	漆喰壁クラック、取り合いひび割れ	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	夏目漱石内坪井旧居	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	内壁漆喰にひび、園庭の石塔倒壊、馬丁小屋扉脱落、機械警備機器落下、洋室窓上部解放状態等	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	小泉八雲熊本旧居	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	壁漆喰等剥落、長押固定のはずれにより障子に重量がかかり歪む、障子破れ	現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
	徳富記念園	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	【記念館】壁材の一部剥離、展示ケース損壊【旧居】漆喰壁の一部剥離、浴室タイル剥がれ等	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	リデル、ライト両女史記念館	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	壁にひび多数、ドアの開閉が不可	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	後藤是山記念館	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	【記念館】本棚倒伏、展示物落下等【旧居(淡成居)】玄関扉ゆがみ	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	夏目漱石大江旧居	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	壁にひび多数	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	洋学校教師ジェーンズ邸	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	壁にひび 照明器落下	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	石光真清生家	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	なし			8/5から開館
	三賢堂	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	なし			8/5から開館
	小島行在所	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	外部漆喰ひび、ガラス割れ3枚	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	熊本藩外城蔵跡	文化財課	7月28日	通常使用可	なし	あり	土壁一部剥落、避雷針同館金具ゆるみ、屋根筋交い損傷	開館に向けて片付け、清掃を実施。	8/5から開館
	四時軒	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	漆喰壁の崩落、クラック複数、玄関扉・建具のズレ	現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
	横井小楠記念館	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	複数個所で地割れや破損、収蔵庫棚ズレ、クラック、資料の飛び出し(対応済)、高木第四郎像の転倒	現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
	北岡自然公園	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	石橋欄干の落下、堀の倒壊、墓石ズレ、下段の灯籠10基倒壊・その他のものもズレや回転等(三つ御廟、山門、唐門は被害なし)	現在休園中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
	立田自然公園	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	灯籠・玉垣倒壊多数、四つ御廟外側囲いの木戸破損	現在休園中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
	山伏塚	文化財課	7月29日	通常使用可	なし	あり	灯篭、地藏倒壊		
	叢桂園	文化財課	7月29日	通常使用可	なし	なし			
	瑞巖寺	文化財課	7月29日	通常使用可	なし	あり	地藏堂前灯籠倒れ		
民 間 所 有 指 定 文 化 財	大慈寺(民間施設)	(文化財課)	7月29日		なし	あり	永仁銘の層塔全体にずれ、宝篋印塔2基倒壊、門倒壊、堂屋基礎破損、無銘層塔倒壊、釈迦如来坐像ずれ、脇侍転倒、仏殿基礎破損、鎌倉仏寒蔽象転倒、本堂等破損、その他石仏像の倒壊、ずれ	今後の復旧について検討中。	未定
	吉田松花堂	(文化財課)	8月1日		なし	あり	主屋の壁に亀裂、土蔵壁に亀裂、建具の変形、主屋と土蔵の接続部の崩壊ほか	今後の復旧について検討中。	未定

熊本城被害箇所位置図

(R8. 8. 10 11時00分時点)



西出丸西側石垣 崩落



竹の丸石垣 崩落

熊本城の被害状況等

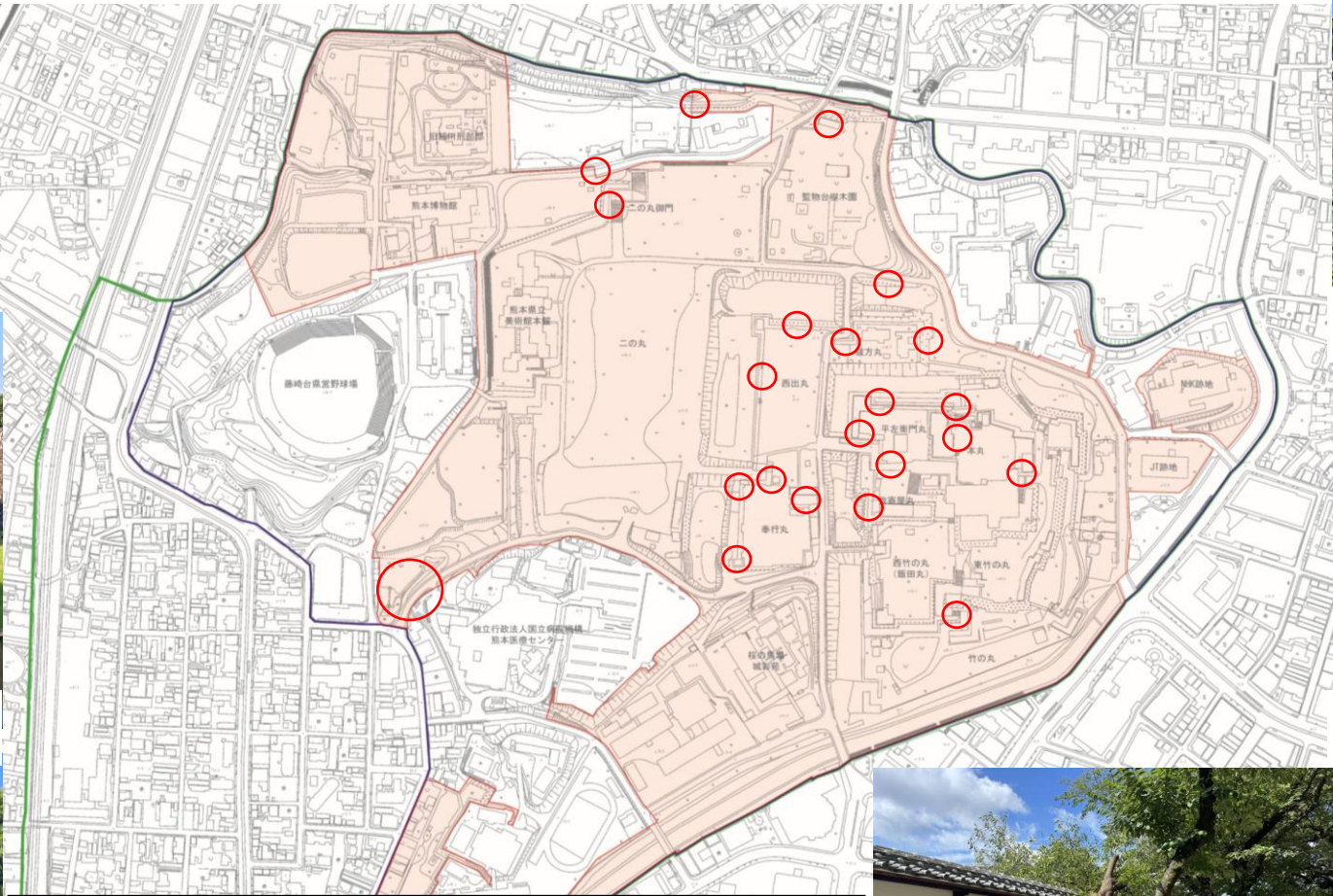
- ・人的被害 → 来場者、スタッフ、工事関係者全員無事
- ・熊本城の営業 → 8/13開園予定（※点検結果に問題がなければ）
- ・駐車場：桜の馬場バス駐車場、二の丸駐車場、三の丸第一駐車場、宮内駐車場は通常通り営業

通行止め

- ・加藤神社入り口 8/7 9:00から片側通行にて規制解除、棒庵坂は8/5から通行止め解除

その他

- ・二の丸駐車場の復興城主受付は7/31から再開
- ・復旧工事については現場の安全を確認のうえ8/5から順次再開
- ・百間石垣前の市道について、8/5 16:30から片側通行にて規制解除。



加藤神社入口石垣 崩落



平左衛門丸石垣 崩落



竹の丸 倒木
※7/30撤去済

【石垣等被害】計40箇所
・西出丸石垣ほか/崩落、変状等

【建造物被害】計11箇所
・天守閣ほか/土壁割れ等

【その他被害】計8箇所
・清爽園法面/土砂崩れほか

0 250m

令和8年(2026年)8月11日 正午時点

1 被害状況

(市有施設)

希望荘・・・建物の継ぎ目ズレ等

(民間施設)

①医療機関	88施設	水道管損傷等
②薬局	27施設	ライフライン障害等
③高齢者施設	283施設	建物被害等
④ささえりあ	1施設	漏水等
⑤障害福祉施設	117施設	停電・断水等
⑥救護施設	1施設	ガス停止



高齢者施設(施設内への被害)

2 対応状況と今後の対応

(1)被災状況等の情報収集

①医療機関

熊本県調整本部にリエゾンを派遣し、連携して県内の医療機関の情報収集。給水車等の支援を実施。

②薬局

引き続き情報を収集し、必要な対応を行う。

③高齢者施設

被害が大きい南区の1施設(特別養護老人ホーム)については入所者52名を別施設に移送済。給水車等の支援を実施。

④～⑥各施設

引き続き、各施設からの情報収集及び所管課からの現地確認等必要な対応を行う。



障害福祉施設(施設への被害)

(2)り災証明(住家)の被災者支援

・受付件数 8,337 件(+727 件)

・内訳:窓口 6,348 件(+636件)※未登録26件含む、電子 1,989 件(+91件)8/10終了時点
※詳細は別添 05-1 のとおり

・8月8日(土)、9日(日)、11日(火・祝)について、り災証明申請の臨時窓口を各区福祉課、城南総合出張所に開設。

(3)熱中症対策

・避難所避難者、車中泊者等の熱中症対策のための物資を手配中。

・環境省の通知を受け、クーリングシェルター設置管理者へ積極的に開放するよう依頼。

(4)感染症・食中毒対策

・保健所チーム(健康危機管理課・感染症予防課・生活衛生課・食品保健課)で南区避難所を巡回中。避難所の感染対策・衛生環境(手洗設備、トイレ、食品の保管状況等)の確認や助言

・避難所に感染症対策用品(右参照)を1人1セットずつ、本日配布。

・食中毒予防に関して、各避難所に対して弁当の消費期限の遵守、配布時までの適切な温度管理及びアレルギーの有無の確認について注意喚起を行った。

・炊き出しについての実施状況の確認を行い、食品衛生上の助言や指導を実施。



(セット内容)
マスク・消毒・マウスウォッシュ・
アルコールティッシュ

- (5)令和8年熊本地震ペット救護本部の設置
- 熊本県獣医師会(事務局)、熊本県(健康危機管理課、熊本県動物愛護センター)、熊本市(動物愛護センター)で構成するペット救護本部が本日8月4日設置。
- ・ペット救護本部での「一時預かり」申請件数4件5頭(+0頭)。
 - ・8月6日付けで「令和8年熊本地震被災動物支援募金」口座を開設。
- ①ペット同伴避難場所の状況
- 水前寺競技場(中央区水前寺 5 丁目)
- ・避難者全世帯(0世帯(▲3世帯)犬0頭(▲2頭)猫0頭(▲6頭))が退所 (8月9日11:10時点)。
 - ・退所にあたり、犬猫用キャリー及びケージを貸与。
- ②九州動物学院(中央区本荘 6 丁目)
- ・授業開始のため8月2日で閉鎖
- ③火の君文化センター
- ・1階ロビー避難していた犬は民間施設に預けられたため施設内のペット避難はゼロとなった(8月5日)。

3 福祉避難所

- (1)福祉避難所
- ・中央区、南区避難者5世帯6名(+0名)(8月10日時点)を福祉避難所(特別養護老人ホーム2施設、地域密着型1施設)で受入済。
- (2)福祉こども避難所
- ・熊本かがやきの森支援学校0世帯となり、全員退去。

4 保健師等チームによる要配慮者支援

- (1)避難所の要配慮者への対応について
- 要配慮者の健康観察を実施中。特に熱中症対策を強化。
- 8/3からは南区保健師チームに心理士も同行し、ストレスや悩み相談を行っている。
- 巡回状況(8/10終了時点)



	避難者数	対応数	要配慮者
中央区 7か所 ホテル避難含む	39	15	3
東区 1か所	27	11	8
西区 4か所	34	8	9
南区 13か所	202	19	33
北区 3か所	14	8	1

巡回体制(8/11)

	保健師	看護師	薬剤師	歯科医	歯科衛生士	栄養	事務	心理士	医師	合計
中央区	8	0	0	0	2	2	2	0	0	14
東区	4	0	0	1	4	0	1	0	0	10
西区	5	0	0	0	1	0	0	0	0	6
南区	10	6	1	0	1	1	5	2	0	26
北区	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

※巡回体制には、静岡市、京都市、北九州市、福岡市、宮崎市、松山市、岡山市、札幌市、名古屋市、広島市からの応援職員31名を含む。

(2)在宅避難等の要配慮者への対応について

- ・把握が十分に及んでいない要配慮者も想定されることから、8月8日、南区城南地区の一部から保健師を含むチームでローラー訪問を開始しており、8月10日からチームを14に増強し、対象者の掘り起こし及び把握を行っている。
- ・訪問件数810件(緊急支援0件、継続支援15件、見守り13件、支援不要562件、不在220件)。
- ・食欲低下などの健康相談には支援を継続していく。井戸水の濁りなどの生活再建に関する相談に対しては支援制度を案内。(8月10日終了時点)
- ・民生委員・児童委員、自治会、消防団等から情報提供を受け付ける LoGo フォームを8月6日からホームページに掲載。ご家族からの相談等がっており、区役所で対応予定。
- ・把握した対象者については、生活再建まで長期化することも想定されることから、継続的な見守りや生活支援などの中長期的な支援につなげていく。

5 入浴支援と宿泊支援

(1)入浴支援

- ・8月1日から入浴支援事業を市内の入浴施設26か所で開始。(8月10日1施設追加)
- ・避難所に案内を掲示するとともに、在宅避難者や車中泊避難者も対象に実施。
- ・延べ利用者数:7,326人(8月5日時点把握数)。
- ・協力施設については随時追加予定。

(2)宿泊支援

- ・避難生活(1次避難所・車中泊・在宅避難)が困難な方で、希望される方に宿泊施設を提供(2次避難)し、健康状態の悪化の防止や避難生活と自宅再建の両立等を支援する(8月3日から実施中)。
- ・宿泊施設の提供にあたっては、高齢者・障がい者・妊産婦など要配慮者、それ以外の希望される方について施設の空室状況に応じて順次案内する。
- ・宿泊施設入所状況27世帯(+3世帯)55人(+9人)が13施設に入所(8月10日16時時点)。

6 その他

- ・義援金に係る口座受付を7月31日開始、募金箱は各区及び東京事務所設置済。
- ・義援金の受入額:約1億4,000万円(8月10日時点把握金額)
- ・8月6日、DPAT(災害派遣精神医療チーム)が南区避難所で巡回実施、要支援者(精神)5名を対応。今後、要支援者(精神)が新たに確認できれば、随時 DPAT 派遣依頼を行う。
- ・熊本市鍼灸マッサージ師会から施術の申出があり、8月5日に天明まちづくりセンター(避難者数:約20人)、8月7日に城南老人福祉センター(避難者:50人)を訪問し、無料施術を実施。
- ・本日8月11日、熊本市歯科医師会8名、熊本県歯科衛生士会4名の計12名が4チームに分かれて火の君文化センター・城南老人福祉センター・アスパル富合・天明まちづくりセンターを訪問し、個別相談を実施。
- ・各区保護課で保護受給世帯の安否確認が8月8日に終了。

05-1 令和8年熊本地震 り災証明申請・発行状況

■申請件数・発行件数:

2026年8月10日終了時点 速報値

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計	前日差
窓口申請	560	796	538	3,814	640	6,348	636
発行済	315	378	222	901	234	2,050	244
電子申請	335	352	169	883	250	1,989	91
発行済	66	67	24	152	56	365	80
総申請件数	895	1,148	707	4,697	890	8,337	727
発行済	381	445	246	1,053	290	2,415	324

発行済割合	42.6%	38.8%	34.8%	22.4%	32.6%	29.0%
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※窓口申請件数にはシステム未登録26件も含む(内訳:中央区6件、城南総合出張所20件)

※発行済分は、半壊1件・準半壊7件・一部損壊2,407件

令和 8 年（2026 年）8 月 11 日 12 時 時点

1 被害状況

（１）人的被害状況について

【市立保育園・中央児童発達支援ルーム】 施設数 1 施設（春日保育園）／20 施設

⇒職員 1 名：園児をかばい顔を負傷、受診済(軽傷)

園児 1 名：保護者へ引渡し、受診済(軽傷)

（２）施設被害状況について

【児童館・児童室】 被害施設数 4 施設／14 施設

（主な被害内容）外壁ひび・崩落、地盤沈下 他

（現在休館施設）大江児童室、秋津児童館、花園児童館、南部児童館、幸田児童館、天明児童室、龍田児童館

※避難所開設に伴う休館。

【子育て支援センター・街なか子育てひろば】 被害施設数 7 施設／19 施設

（主な被害内容）壁ひび、出入口扉脱落、建具のずれ 他

（現在休館施設）城南子育て支援センター

【こども文化会館】 被害施設数 1 施設／1 施設

（主な被害内容）外壁ひび、天井材破損 他

【あいぱる】 被害施設数 1 施設／1 施設

（主な被害内容）天井パネル剥離

【市立保育園・中央児童発達支援ルーム】 被害施設数 14 施設／20 施設

（主な被害内容）園庭ひび 他

【私立保育施設等】 被害施設数 109 施設／264 施設

（主な被害内容）壁ひび、パネル剥離 他

人的被害（骨折、擦過傷 他）

【児童養護施設・乳児院・助産施設等】 被害施設数 8 施設／31 施設（民間施設）

（主な被害内容）壁ひび、雨どいのずれ、屋根・窓の損傷

城南児童館

こども文化会館



池上保育園

清水保育園

菱形保育園



2 対応状況と今後の対応

(1) 被災者支援制度について

【令和 8 年熊本地震被災者支援メニュー】

種別	支援メニュー
住まい再建	ひとり親家庭への貸付（住宅）
減免・猶予	保育料の減免
減免・猶予	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予
減免・猶予	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免
減免・猶予	未就学児を対象とした受け入れ
減免・猶予	児童扶養手当の災害特例措置
減免・猶予	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額
減免・猶予	未就学児を対象とした一時預かり

(2) 施設利用について

・公立子育て支援センター全 10 か所、私立子育て支援センター 8 か所中 7 か所を再開している。城南児童館は全館再開、こども文化会館は館内一部を再開している。こども局 Instagram 等を通じて周知を行っている。

(3) 幼児健診について

・各区役所保健こども課で実施する 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査については 8/17 再開予定。

令和8年（2026年）8月11日11時 時点

1 被害状況

（所管施設）

- ・ 東部クリーンセンター → 2階休憩室の天井板の一部が落下、建物周辺の亀裂
- ・ 東部環境工場 → 水高架タンク破損（水漏れ）、ごみピット上部外壁側面破損
- ・ 西部環境工場 → 破碎機の故障
- ・ 東部交流センター → マンホール隆起、室内空調機ダクト損壊、外壁損傷

2 対応状況

- ・ 東部クリーンセンター、東部環境工場、東部交流センターは、復旧の目途は未定であるが長期にはならない見込み。
- ・ 西部環境工場の破碎機は使用を再開（引き続き修理は必要なため手配中）。
- ・ 東部環境工場 8月4日（火）より一炉にて運転再開。

3 今後の対応

●被災者支援

（1）災害ごみの特別収集を実施（期間：7月29日（水）～）

【45ℓの袋に入る大きさのごみ】

燃えるもの・燃えないものに分けて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出す。

【大型ごみ・家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）】

地震で被害を受けたものに限り無料で回収（ごみゼロコールに事前申込、大型ごみ処理券は不要）

なお、8月7日（金）9時より、これまでの電話受付に加え、新たにインターネット（LoGo フォーム）での受付を開始した。



（2）ごみ処理手数料の減免（期間：7月29日（水）～）

地震により発生した災害ごみ（災害が直接起因して発生したごみに限る）を市の処理施設に搬入する際の廃棄物処理手数料を減免（免除）

（3）ブロック、瓦等のがれき撤去（期間：7月30日（木）13時～）

【撤去の対象となるもの】

地震により発生したブロック、瓦等のがれき

※ただし、撤去のために解体作業が必要なものは除く。

(4) 事業所からの災害ごみの処分費用減免（期間：7月30日（木）～ ※事前相談が必要）

【減免の対象となる災害ごみ】

- ① 可燃性のごみ（リサイクルできないもの）
- ② 不燃性のごみ（埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など）
- ③ 業務で使用していた家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

(5) 飲用井戸水等の水質検査（期間：7月29日（水）から受付開始）

飲用している井戸に被害があった世帯に対して、無料で飲用井戸水の水質検査を実施。

8月10日（月）現在、検査実施件数153件　うち、検査終了件数136件

※飲用不適の井戸使用者には、使用を控え、市販のミネラルウォーターや民間事業者が提供する飲料用の災害用井戸の利用を案内している。

(6) 災害用井戸の協力依頼

上水道の断水及び濁水が解消され、8月5日（水）に応急給水活動が終了したことに伴い、南区以外の災害用井戸は8月7日（金）で提供を終了。南区の15事業所で提供を当面継続。

飲料用提供8事業所、生活用水提供7事業所



【左：災害用井戸】

(7) 仮設トイレ（期間：7月29日（水）～南区からの要請により順次設置及び撤去）

洋式仮設トイレ15基を南区の避難所2か所（火の君文化センター7基、アスパル富合8基）に設置済み。

避難者数及び城南地区の水道復旧の状況を踏まえ杉上小学校、城南老人福祉センターに設置した仮設トイレを撤去。



(8) 被災家屋等の公費解体

半壊以上の被害を受けた家屋等の公費解体の実施に向けて、環境局内にプロジェクトチームを設置。公費解体の実施に向けて準備中。

また、自ら解体・撤去した費用の償還についても準備中（市の基準を超過する分は自己負担）。

●県南地域への支援

(1) 災害廃棄物支援調整本部

県南地域の災害廃棄物処理について、より迅速かつ効率的な支援につなげるため8月7日（金）に環境省・熊本県・熊本市の共同で「災害廃棄物支援調整本部」を設置。

調整本部のもと、宇城市及び氷川町へ職員を派遣し、公費解体等の実施に向けた助言・支援等を実施。

4 その他

(1) 業務方針（BCP）

【主な非常時優先業務・優先通常業務】

- ・廃棄物の特別収集
- ・環境工場におけるごみの受入
- ・廃棄物の減免処理
- ・井戸等の水質検査 等

※通常業務としての届出等の窓口受付業務等は実施

(2) 重油漏洩事故対応

7/28（火）南区美登里町で農業用重油タンク転倒事故発生（約900L漏洩）

市及びタンク所有者により吸着マットを定期的に交換し流出防止対策を実施。

7/29（水）タンク所有者により水路の重油をバキューム車にて回収。現時点で下流への流出なし。

7/30（木）新たな油の流出なし。今後、タンク所有者により油で汚染された土壌を撤去予定。

1 被害状況

※別紙のとおり

2 対応状況

- ・ 各所管施設の閉館状況については別紙参照。
- ・ 商業金融課内およびクロスポイントにて相談窓口を 7 月 29 日設置済み。
※ 相談件数 14 件（8 月 11 日 9 時 00 分時点）
- ・ 7 月 30 日より店舗・事業所等の「り災証明書」の申請受付を開始。
- ・ 8 月 5 日より南区役所、8 月 7 日より東区役所、西区役所、北区役所にサテライト窓口を設置。
「商業金融課」：（平日）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、（休日）午前 9 時～午後 4 時
「サテライト窓口」：（平日・休日）午前 9 時～午後 4 時
※ 申請件数 1,108 件 発行件数 883 件（8 月 11 日 10 時 00 分時点）

	中央区	東区	西区	南区	北区	計	前日差
申請数	463	126	100	338	81	1,108	117
発行数	416	101	78	223	65	883	84
発行割合	89.8%	80.2%	78.0%	66.0%	80.2%	79.7%	—
各区内訳	41.8%	11.4%	9.0%	30.5%	7.3%	100.0%	—

- ・ 市内企業等については、60 団体 54 企業に被害状況等を確認しているところ。従業員の負傷や建物損傷の声あり。
- ・ 市内各企業の営業状況については最終頁の一覧のとおり。

3 今後の対応

- ・ 江津湖花火大会は中止。
- ・ 熊本城に関連するイベントについては、「熊本城 REVIVAL2026」夏ノ彩～歩みの十燈～、城彩苑夜市、熊本城特別見学ツアー、熊本城ツアー“夏の陣”、竹の丸特別公開は中止。
- ・ 市内宿泊施設については、地震後の宿泊状況等に関するヒアリングを適宜実施中。
- ・ 学校施設の夜間開放事業は安全確認・受入れ準備が出来次第、8 月 8 日から順次利用再開。
（被害の大きい学校や避難所開設中の学校は除く）

4 その他

【車中泊の状況について】

- ・ 競輪場：8 月 3 日をもって閉鎖。
- ・ アクアドーム：8 月 9 日をもって閉鎖。

【避難所等における物資の取扱いについて】

- ・ 国からのプッシュ支援については、早期に避難所へ届ける。
- ・ 物資集積センター開設後は、避難所からの要請に応じて必要な物資を供給する「プル型」に移行する。
- ・ 物資集積センターは、8 月 1 日 10 時に開設。飲料水や食料品、生活・衛生用品などを受入れ、随時配送中。

- ・ 8 月 5 日、スポットクーラーの第 1 弾が物資集積センターに到着（全 261 台のうち 144 台）。
今後も随時搬入予定。 避難所等へは配送計画を調整して順次搬出する。
- 【企業からの物資提供について】
- WOTA 社の簡易シャワー器等について
- ・ 7 月 31 日、市総合体育館に搬入済（シャワー28 台）
※ 8 月 5 日時点でシャワー197 台、手洗器 27 台搬入済、今後も順次搬入予定。
（並行して県南自治体の支援のため随時搬出中）
- ・ 8 月 1 日、火の君文化センター避難所にシャワー 2 台設置済。
⇒自衛隊のシャワーが稼働しているため、城南老人福祉センターへ移設し、8 月 5 日から運用開始。（8 月 9 日撤去済）
- ・ 8 月 8 日、南区以外の 4 区の拠点避難所にシャワー 2 台ずつ計 8 台設置。
- アイシン九州株式会社と株式会社アイシンから物資提供について
- ・ スタッフ向けのファン付ベスト（空調服）170 着と台車 10 台、火の君文化センター等の避難者への飲料と非常食のセット 180 食など多くの物資を寄贈いただいた。
- トヨタ自動車株式会社からの物資提供（貸与）について
- ・ フォークリフト 2 台を 7 月 31 日～8 月 17 日の期間、ご提供（貸与）いただき、南区にて活用している。

令和 8 年熊本地震における営業状況一覧（8. 11 調査） 11 : 00 時点					
企業・店舗名	休業有無 (熊本市内エリア)	店舗再開及び休業状況	休業中店舗	再開阻害要因	その他
株式会社 ミスターマックス	無	通常営業 (一部店舗にて営業制限あり) 【売場縮小】(当面の間) 熊本インター店	-	-	オンラインストアの配送遅延
株式会社 コスモス薬品	有	1店舗を除いて市内店舗通常営業	【休業中】(当面の間) 熊本市内：城南店 ※県内120店舗中7店舗休業	建物被害	目立った混雑はなし。 品薄になっている商品もあるが、ニーズが高いと思われる商品は多めに供給。
株式会社 ゆめマート熊本	有	3店舗を除いて市内店舗通常営業	【休業中】(当面の間) 九品寺店、島崎店、えつ店(※改装のため5/4より休業)	建物被害	目立った混雑はなし。 供給は維持されているものの、長期化した場合の安定供給については不透明である。 また、供給元である山崎製パンの工場被災に伴う製造停止により当該商品については供給不足が生じている。(再開に3ヶ月以上を要する。)
株式会社 イズミ	有	2店舗を除いて通常営業。	【休業中】 ゆめタウンはません (9月中の再開予定) ゆめマート田崎	建物被害	一部商品の品揃え不足やサービスの休止あり SNSやHPにて休業・再開周知。
ダイノブ (株式会社 台信商店)	無	通常営業 (時短営業9：30～21：00)	-	-	山崎製パンの工場被災に伴う製造停止により当該商品については供給不足が生じている。(再開に3ヶ月以上を要する。)
イオン九州 株式会社	有	1店舗を除いて通常営業 (以下店舗にて時間制限あり) マックスバリュ田崎店 (7：00～21：00)	【8/6より再休業】 マックスバリュ新戸島店	建物被害	目立った混雑はなし。 一部の商品については品薄状態である。
株式会社 ロッキー	無	通常営業	【時間変更】(当面の間) 八代古閑中店 (9：00～17：00)	-	目立った混雑はなし。 商品は届いているが、今後メーカー側から発送される商品については不透明。
株式会社 セブーンイレブン・ジャパン 南九州ゾーン	無	通常営業	※熊本市外の県内18店舗程度が休業 (宇城市・八代市による店舗被害大)	-	配送に時間がかかるために、配送車両を増やして商品輸送に対応 山崎製パンからのパンについては工場被災に伴う製造停止により、供給不足が生じている。 プライベート商品のパンは供給に問題なし。
ウェッキー (協同組合植木ショッピングプラザ)	無	通常営業	-	-	目立った混雑はなし。
株式会社 鶴屋百貨店	無	通常営業 (一部店舗にて時間変更あり)	八代店のみ休業(当面の間)	-	目立った混雑はなし。
アミュプラザくまもと (株式会社 JR 熊本シティ)	無	通常営業	8/19休館日 (一部の店舗を除き)	-	目立った混雑はなし。
サクラマチクマモト (九州産交ランドマーク 株式会社)	無	通常営業	-	-	目立った混雑はなし。

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
1	熊本市職業訓練センター	096-325-6947	雇用対策課	被害なし			8/1開館		2026/7/31 14:20更新 2026/8/3 9:00更新
2	熊本市事業内高等職業訓練校	096-366-2384	雇用対策課	被害なし			8/1開館		2026/7/31 14:20更新 2026/8/3 9:00更新
3	勤労者福祉センター	096-345-3511	雇用対策課	被害あり	体育室南側の高所に設置されたガラスブロック壁の目地材の一部が剥離・落下、施設外の歩行タイル割れ		8/13開館予定（体育室を除く）	未定	2026/7/29 9:45報告 2026/7/31 14:20更新 2026/8/3 9:00更新 2026/8/4 11:30更新 2026/8/10 9:30更新
4	計量検査所	096-369-0610	経済政策課 計量検査所	被害あり	第一検査室の備え付けの収納棚損傷	分銅等の重量物の移動	通常通り	未定	7/29 6:41報告 外壁剥がれなし、空調、水廻りも異常なし 2026/8/6 10:00更新
5	流通情報会館	096-377-2091	商業金融課	被害あり	展示場の天井一部が落下	8/17被害箇所の修繕予定	8/4開館 ただし、展示場については修繕完了後、再開予定	8月17日	2026/8/10 11:00更新
6	食品交流会館	096-245-5111	経済政策課	被害あり	多目的ホールの天井の一部がはがれる、自動ドアの故障	自動ドアについては修繕完了 8/5 安全点検実施	7/29閉館（当面の間臨時休館） 7/29料理教室中止 8/2西里校区夏まつり中止 8/4避難所開設 8/8施設貸出開始	8月8日	7/30 2:00追記 8/4 9:30追記 8/5 17:00追記
7	くまもと森都心プラザ	096-355-7400	起業・新産業支援課	被害あり	全館壁紙はがれ、モルタル割れ、エスカレーター1・2号機出入口金属板浮き上がり及び建物躯体に亀裂あり、空調・エスカレーター・エレベーター停止、ホール移動観覧席格納不可、3F・4F図書館内釣り看板破損等		クロスポイントについては、被害が軽微であったこと及び相談窓口を開設していることから7月30日から入居者限定で利用を再開（不特定多数の来場者を対象とするイベント・セミナー等については、当面の間中止）施設の安全が確認された3F図書館、駅前子育てひろば、4F学習室については、8/3から利用を再開。 8/4から4F図書館、8/6から4F託児室、8/7から6F会議室、8/8からホール（一部利用制限あり）も利用を再開。	8月8日	8/10 9:00修正
8	峠の茶屋	096-328-2393	観光政策課	被害なし			当面の間、閉鎖	未定	8/3 10:22更新
9	わくわく座（城彩苑駐車場含む）	096-288-5600	観光政策課	被害あり	本館屋根瓦の落下、駐車車両3台に屋根の一部落下、館内壁亀裂、天井材一部落下、空調不調		当面の間、閉鎖 屋根及び館内の被害状況の詳細調査を検討中実施予定 危険箇所の立ち入り制限 応急的に屋根瓦の飛散防止のため、建物を囲み防護ネットを施工中 観光案内所は8/1再開については下記に記載	未定	8/1 15:00更新 8/8 19:30更新
10	城彩苑観光案内所	096-322-5060	観光政策課	被害あり	クロスひび割れ		安全確認後、8/1再開		8/4 10:45更新
11	多目的交流施設（城彩苑観光案内所内）	096-288-5600	観光政策課	被害あり	内装壁ひび割れ	修繕予定	当面の間、閉鎖	未定	8/4 11:12更新
12	熊本駅総合観光案内所	096-327-9500	観光政策課	被害なし			8/1再開		8/1 15:00更新

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
13	熊本城ホール	096-312-3737	誘致戦略課	被害あり	搬入・搬出用エレベーター内に12名幽閉されている→無事脱出 館内壁亀裂、空調不調などその他の被害		8/5再開	未定	8/5 8:30更新 被害状況は、休館後の詳細調査後に確認。安全面の問題なし。
14	辛島公園地下駐車場	096-328-2923	誘致戦略課	被害あり	泡消火水槽のボールタップの異常	修繕予定	通常通り	未定	8/3 9:30更新
15	辛島公園地下自転車駐車場	096-328-2923	誘致戦略課	被害なし			通常通り		
16	辛島公園地下通路	096-328-2923	誘致戦略課	被害あり	漏水発生力所あり	修繕予定	通常通り	未定	8/3 9:30更新
17	熊本市動植物園	096-368-4416	動植物園	被害あり	・メリーゴーラウンド柱損傷 ・日本庭園灯籠倒壊 ・西門外側擁壁の一部損壊 ・アナグマ舎付近ポンプからの溢水 ・ゾウ舎、サイ舎、レッサーパンダ舎等における壁面・扉・軒等の破損 ・カピバラ舎及びゾウ観覧通路ガラスのひび割れ ・園内通路のクラック ・ドルフィンパラダイスモーター故障・停止		8月4日から通常開園。 被害状況の詳細調査を実施中。危険箇所への立入制限等の安全対策を実施し、応急措置及び復旧方法を検討中。	未定	8/4 9:00更新 8/5 9:45更新
18	熊本市総合体育館・青年会館	096-385-1010	スポーツ振興課	被害あり	・大体育室の天井が何枚か剥がれ落ち ・中体育室の天井 ・その他各所天井浮きあり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） （大体育室）→8月末まで利用停止＆9月分抽選停止 （大体育室以外）→8/11（火）まで停止延長 ※火曜日までを起点に1週間ごとに判断	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 15:14更新（スポ振所管分） 7/31 14:15更新（スポ振所管分） 8/5 11:15更新（スポ振所管分）
19	明德グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
20	清水スポーツセンター	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
21	龍田体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
22	新屋敷テニスコート	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
23	河内グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		7/29 10:08更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
24	熊本城公園テニスコート	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
25	飽田公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
26	天明体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
27	天明グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	照明の根元部分に亀裂		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	復旧済(7/31)	7/29 13:55更新（スポ振所管分） 7/31 9:00更新（スポ振所管分） 7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
28	城山運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	コートにひび割れ		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	復旧済(7/31)	7/29 10:21更新（スポ振所管分） 7/31 9:00更新（スポ振所管分） 7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
29	田原スポーツ公園グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
30	吉松スポーツ公園グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		7/29 11:33更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
31	城山公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
32	富合雁回館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①体育室（アリーナ）・二階観覧席 天井・壁付照明orスピーカー 落下箇所あり ②玄関ホール内下駄箱 倒壊し破損あり ③階段などタイル剥がれあり ④会議室 照明外れあり ⑤建屋周辺に地割れなどが発生 ⑥可動壁開閉不可 ⑦給水管破損(8/3)	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖）	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分）
33	富合雁回公園	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	停電 →2027/07/30 復電済み		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	復旧済(7/30)	7/29 9:40更新（スポ振所管分） 7/30 15:44更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
34	富合屋外運動場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			一時再開したが 8/10～当面の間、利用停止（閉鎖）		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
35	高グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	木製遊具に亀裂		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	未定	7/29 12:08更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
36	寺迫地区健康文化施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		7/29 9:55更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
37	熊本市田迎公園運動施設	096-379-6020	スポーツ振興課	被害あり	受水槽漏水		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
38	熊本市南部総合スポーツセンター	096-358-4311	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
39	熊本市総合屋内プール	096-358-2711	スポーツ振興課	被害あり	プール可動床に不具合が発生	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8/11（火）まで停止延長 ※火曜日までを起点に1週間ごとに判断 委託業者へ調査・復旧依頼中	調査・復旧依頼中	【車中泊_7/28 20:40時点】10台（67台中エンジン付き）、物資要望なし 【車中泊_7/29 0:30時点】21台・21名（70台中エンジン付き） 【車中泊_7/29 9:26時点】11台・11名（48台中エンジン付き） 【車中泊_7/29 16:00時点】11台・12名（41台中エンジン付き） 【車中泊_7/30 9:35時点】1台・1名（55台中エンジン付き） 【車中泊_7/30 15:30時点】6台・7名（47台中エンジン付き） 【車中泊_7/31 14:15時点】4台・4名（39台中エンジン付き） 【車中泊_8/1 12:00時点】2台・2名（49台中エンジン付き） 【車中泊_8/2 13:00時点】9台・9名（79台中エンジン付き） 【車中泊_8/3 9:25時点】3台・3名（45台中エンジン付き） 【車中泊_8/4 9:00時点】7台・7名（56台中エンジン付き） 【車中泊_8/4 15:00時点】11台・15名（76台中エンジン付き） 【車中泊_8/5 8:40時点】8台・9名（56台中エンジン付き） 【車中泊_8/5 11:00時点】8台・8名（46台中エンジン付き） 【車中泊_8/6 11:00時点】4台・4名（44台中エンジン付き） 【車中泊_8/7 11:00時点】1台・2名（42台中エンジン付き） 【車中泊_8/8 11:00時点】0台・0名（49台中エンジン付き） 8/8 11:00更新（スポ振所管分） ※8/9 正午をもって閉鎖
40	熊本市城南総合スポーツセンター	0964-28-7985	スポーツ振興課	被害あり	【体育館】 ①自動ドア破損 ②内外壁多数破損 ③建具破損 ④可動壁ズレ ⑤防煙垂れ壁ガラス割れ ⑥外部コンクリートスロープ等多数破損 ⑦置き屋根鉄骨柱脚部のベースコンクリート破損 【弓道場】 ⑧外壁割れ ⑨シャッター傾き	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月末まで利用停止＆9月分抽選停止	未定	7/29 16:51更新（スポ振所管分） 8/5 11:15更新（スポ振所管分）

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
41	植木弓道場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	駐車場の壁に亀裂有り		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	未定	7/29 11:22更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
42	北岡自然公園弓道場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①内外壁ひび割れ ②化粧ケイカル版の欠損		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	④復旧済(7/30) その他未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 12:20更新（スポ振所管分） 7/29 14:03更新（スポ振所管分） 8/3 9:45更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
43	武蔵塚武道場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
44	川尻武道館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①断水中→復旧 ②舗装が下がっている箇所あり		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	①復旧済(7/29) ②未定	7/29 9:46更新（スポ振所管分） 7/29 14:08更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
45	北部武道館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	・天井と壁の間に埋め込まれている石膏ボード (19×60cm) が四方八方で落下 ・外壁ひび割れ		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
46	熊本市託麻スポーツセンター	096-388-6177	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
47	水前寺野球場	096-381-9323	スポーツ振興課	被害あり	エントランス、内部階段壁の意匠タイル欠落。 その他浮きあり。	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8/11（火）まで停止延長 ※火曜日までを起点に1週間ごとに判断	未定	7/29 14:51更新（スポ振所管分） 8/5 11:15更新（スポ振所管分）
48	水前寺競技場	096-381-9323	スポーツ振興課	被害あり	多目的トイレの洗面台脱落 男子トイレ前の天井に浮きあり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8/11（火）まで停止延長 ※火曜日までを起点に1週間ごとに判断	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 15:15更新（スポ振所管分） 8/5 11:15更新（スポ振所管分）
49	熊本市植木中央公園	096-288-3343	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
50	清水新地野球場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	グラウンドに亀裂あり		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	復旧済(7/31)	7/29 14:48更新（スポ振所管分） 7/31 9:00更新（スポ振所管分） 7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
51	清水新地テニスコート	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
52	北部公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	グラウンドに亀裂あり		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	復旧済(7/29)	7/29 15:07更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
53	今熊公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし			当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
54	北部体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	東側の屋根の底部分が垂れてめくれている		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	未定	7/29 9:35更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
55	明德体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①軒天破損 ②壁ひび割れ（クラック） ③内壁タイルの浮き		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	未定	7/31 9:00更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
56	植木総合スポーツセンター	096-273-0800	スポーツ振興課	被害あり	【管理人事務所】 ①管理人事務所入り口に亀裂 【武道場】 ②武道場基礎の部分に亀裂 ③トイレの壁のタイル破損 ④外玄関のタイル破損 ⑤屋内高窓の開閉ができない 【グラウンド】 ⑥グラウンド照明用電柱の埋め込み部コンクリートとグラウンド砂地との境に亀裂		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開	⑤復旧済(7/30) ⑥復旧済(7/31) その他未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 16:57更新（スポ振所管分） 8/3 9:45更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
57	城南B & G海洋センター	0964-28-6928	スポーツ振興課	被害あり	①外部コンクリート階段等多数破損 ②建具破損 ③笠木破損 ④プール漏水 ⑤鉄鋼壁ブレース緩み ⑥靴箱破損	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） （プール以外）→8月末まで利用停止 &9月分抽選停止 （プール）→9月末まで再開見込みないため今期営業終了	未定	7/29 16:51更新（スポ振所管分） 8/5 11:15更新（スポ振所管分）
58	塚原グラウンド	0964-28-3206	スポーツ振興課	被害あり	断水でトイレ使用不可（張り紙実施） →2026/07/30復旧済み →2026/7/31再度断水 →復旧済み		一時再開したが 8/10～当面の間、利用停止（閉鎖）	復旧済(7/30) 再度断水(7/31)→ 復旧済み(7/31)	7/29 9:40更新（スポ振所管分） 7/30 13:49更新（スポ振所管分） 8/3 9:17更新（スポ振所管分） 8/3 13:55更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
57	江津湖サイクリングロード	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし					7/29 15:41更新（スポ振所管分）
58	熊本競輪場	096-383-5215	競輪事務所	被害あり	・西側1,2F自動ドア故障 ・エレベーター揺れ感知により停止 ・メインスタンド屋外屋根浮き ・メインスタンド3F天井材散乱		7月31日より再開予定 （サービスセンターは8/3再開）	・自動ドア故障： 7/29復旧済 ・エレベーター： 7/30復旧済 ・その他：8/9復旧 見込8/6復旧済	【車中泊_7/28 20:45時点】0台 【車中泊_7/29 0:20時点】3台7名 【車中泊_7/29 4:20時点】5台14名 【車中泊_7/29 9:30時点】0台 【車中泊_7/30 23:30時点】2台3名 【車中泊_7/30 9:30時点、15:00時点】0台 【車中泊_7/31 0:30時点】2台3名 【車中泊_7/31 9:30時点】0台 【車中泊_8/1 0:30時点】2台2名 【車中泊_8/1 13:00時点】0台 【車中泊_8/2 0:30時点】0台 【車中泊_8/2 13:00時点】0台 【車中泊_8/3 0:30時点】0台 【車中泊_8/3 9:00時点】0台 ※8/3 17:00をもって閉鎖
59	本庁舎8階フロア			被害あり	・ロッカーなど倒れている ・棚のものなど落下 ・防煙ガラスの落下、破損 →女子トイレの水が流れない →解消			未定	8/2更新

令和 8 年（2026 年）8 月 11 日（火）11 時 30 分 時点

1 被害状況と対応状況について（被害額合計：927 百万円）

※本日時点の速報値であり、今後増加する見込み

① 農道、農地、水路等について（被害額：863,410 千円）（写真①）

調査状況	・ 秋津、画図、富合、城南地区などを中心に市内全域を調査 ・ 8 月 1 日夜間の地震を受け、城南地域のため池（3 か所）の点検（結果：異常なし） ・ 8 月 6 日夜間の地震を受け、南区のため池、幹線農道等を点検（結果：異常なし）
被害状況	・ 秋津地域で農道のひび割れ、水路の破損、大豆圃場の地割れ、用水管の破損 ・ 画図地域で農道舗装板のひび割れ ・ 富合地域（平原・榎津）で排水路の護岸の破損 ・ 城南地域で新地ため池の堤体のひび割れ、排水路の護岸の破損 ・ 河内地域で農道において落石、破損、<u>園地において石垣の崩れ</u> ・ 松尾地域で園地において石垣の崩れ ・ 天明地域でハウス設置ほ場において地下水が滲出 六間堰で水門の遠隔制御システムの不具合（手動により運転可能） ・ 御幸地域で農道のひび割れ、噴砂、水田の濁水
対応状況	・ 農道のひび割れ、水路の破損については仮修繕及び道路通行止めなどで対応中 ・ 城南地域の新地ため池については、安全水位までの水抜きが7月31日に完了 ・ 御幸地域の濁水については、8月3日からポンプを設置し給水開始 ・ 河内地域の落石については、8月4日に撤去し、通行止めを解除 ・ 秋津地域の用水管破損で用水を取水できなかった2エリアのうち1エリアの復旧完了
その他	城南地域の農業集落排水について、路面沈下を確認した箇所をマンホール内調査し、通水を確認。また、施設内で起きた漏水については、応急措置が完了。

▶農地、農道、水路等の被害件数とりまとめ

地域名	被害件数				被害状況	対応状況
	農地	農道	水路・ため池	合計		
秋津地域	30	33	55	118	○農地の地割れ:30件 ○農道のひび割れなど:33件 ○水路の破損:水路23件 バイブライン32件	○農地については経過観察 ○農道の仮復旧:2件 ○水路については通水に向けて対応中
画図地域	0	5	0	5	○農道舗装板の破損:市管理5件	○農道の仮復旧:1件
富合地域	0	2	174 (前日+8)	176 (前日+8)	○農道の破損:市管理2件 ○水路の破損:市管理48件 土地改良区126件	○農道1件については、通行止め ○その他については、事業にて復旧予定
城南地域	0	7	116 (前日+3)	123 (前日+3)	○農道の破損:市管理4件 土地改良区3件 ○水路の破損:市管理9件 土地改良区103件 ○ため池の破損:4件	○農道1件については、応急復旧済み ○その他については事業にて復旧予定
御幸地域	3	2	2	7	○農地の隆起:3件 ○農道のひび割れ、噴砂等:2件 ○水路の破損:2件	○事業にて復旧予定
河内地域	5 (前日+5)	5	0	10 (前日+5)	○農地（石積崩落）:5件 ○農道の破損:5件	○落石については撤去済み、通行止め解除
松尾地域	8 (前日+8)	0	1	9 (前日+8)	○農地（石積崩落）:8件 ○水路の破損:1件	○事業にて復旧予定
小島地域	0	0	2	2	○水路の破損:2件	○事業にて復旧予定
鮑田地域	0	3	11 (前日+9)	14 (前日+9)	○農道の破損:3件 ○水路の破損:11件	○農道については、注意喚起措置済み ○水路については事業にて復旧予定
天明地域	1	1	4	6	○農地への地下水滲出:1件 ○農道の破損:1件 ○水路の破損:4件	○農道については、応急復旧済み
西南土地改良区 (松尾、小島、鮑田、天明など)	0	10	51	61	○農道の破損:土地改良区10件 ○水路の破損:土地改良区51件	○軽微な損傷は多面組織で補修予定
合計	47 (前日+13)	68	416 (前日+20)	531 (前日+33)		

② 農業用排水機場について

調査状況	・ 7 月 29 日に市内すべての農業用排水機場 3 9 箇所を調査 ・ 8 月 1 日夜間の地震後、南区の農業用排水機場 2 2 箇所を調査（結果：異常なし）
被害状況	自動運転に必要な不可欠である水位計の 8 箇所で異常
対応状況	・ 8 月 5 日までに 8 箇所すべての復旧が完了 ・ 8 月 7 日までに 3 9 箇所すべての試運転が完了

③ 農畜産物等について（被害額：324 千円）

調査状況	県、JA と連携し情報収集を実施
被害状況	・ 西区芳野地域で梨が落下し、5 2 a で被害 ・ 重油タンクの破損、転倒に起因する作物等への影響はなし
対応状況	引き続き被害状況の調査を行う

④ 農業生産施設等について（被害額：56,808 千円）（写真②）

調査状況	県、JA と連携し情報収集を実施
被害状況	・ 畜舎の傾斜及び畜舎付帯設備の一部損壊 ・ 農業用倉庫及び農業用機械の破損 ・ 飽田地域で野菜選果場の選果レーンや予冷库のシャッター等の破損 ・ 秋津地域及び富合地域でカントリーエレベーター等が一部損壊
対応状況	引き続き被害状況の調査を行う

⑤ 漁港、漁業施設等について（被害額：6,000 千円）（写真③）

調査状況	・ 市が管理する 3 漁港を調査 ・ 海面 7 漁協、及び内水面 3 漁協等を調査 ・ 小島、川口の干潟漁場を調査（結果：影響なし）
被害状況	・ 漁港の舗装のひび割れ：2 箇所 ・ ホイストクレーンの傾き：2 箇所 ・ ノリ乾燥機の位置ずれ等による動作不良：2 1 箇所 ・ 漁船の転覆：1 隻 ・ 漁具倉庫の柱倒れ：1 件 ・ 航路標識灯の柱倒れ：3 本 ・ 錦鯉及び金魚の飼育施設の損壊、へい死 ・ 養鰻施設の損壊
対応状況	引き続き被害状況の調査を行う

2 被災者支援について

① 農漁業被害に関する相談窓口の設置

② リ災証明書（農水産業関係）の発行

▶ リ災証明受付件数： 132件（前日＋15件）

		項目	7/29～8/9	8/10	合計
農 業	南 区	受付件数	85	<u>15</u>	<u>100</u>
		うち畜舎	5	0	5
		うち倉庫	66	<u>12</u>	<u>78</u>
		うち機械	19	<u>3</u>	<u>22</u>
		うち農地	5	<u>1</u>	<u>6</u>
		うちハウス	5	<u>3</u>	<u>8</u>
	西 区	受付件数	6	0	6
		うち畜舎	2	0	2
		うち倉庫	1	0	1
		うち機械	1	0	1
		うち農地	1	0	1
		うちハウス	1	0	1
	東 区	受付件数	3	0	3
		うち畜舎	1	0	1
		うち倉庫	3	0	3
		うち機械	2	0	2
	北 区	受付件数	2	0	2
		うち倉庫	2	0	2
水 産		受付件数	21	0	21
		うち施設	20	0	20
		うち機械	13	0	13
市全体受付件数			117	<u>15</u>	<u>132</u>

▶ リ災証明書の発行件数： 21件（前日＋3件）

3 その他

▶ 城南町物産館「火の君マルシェ」については、停電等の影響により休館していたが、施設の安全が確認されたことから、8月1日より営業を再開した。

【令和8年熊本地震の被害状況写真のまとめ】

写真① 農道、農地の被害状況



排水路の破損（東区秋津）



用水管の漏水（東区秋津）



農道舗装板の破損（東区秋津）



農道舗装板の仮修繕（東区秋津）



水路護岸の破損（南区富合町）



水路の崩落（南区城南町）



ため池の堤体のヒビ割れ（南区城南町/新地ため池）



農道への落石（西区河内町）※8/4 撤去済



※県央広域本部からの提供写真

農業用ハウス内の地下水滲出（南区奥古閑町）

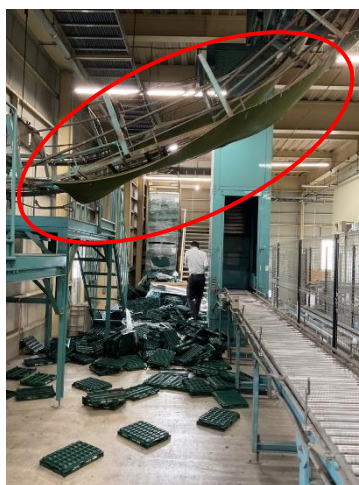


大豆圃場の地割れ（東区秋津）

写真② 農業生産施設等の被害状況



牛舎の傾斜（南区城南町）



※県央広域本部からの提供写真

野菜選果施設の損壊（南区会富町）

写真③ 漁港、漁業施設の被害状況



漁港の舗装のヒビ割れ（南区川口町）



ホイストクレーンが陸地側に傾斜（南区海路口町）

令和 8 年（2026 年）8 月 11 日 14 時半 時点

1 被害状況

熊本駅白川口駅前広場	・シェルターの柱4本に亀裂あり ・照明3基が不点灯 
熊本都市バス本山営業所	壁の剥離、電気の落下
熊本都市バス上熊本営業所	建物間のジョイント部に軽度な隙間発生
武蔵塚自転車駐車場	3F 壁面 軽度なひび割れ 長さ:1m程度 幅 :5mm程度
市営住宅	・断水 4 団地 ・地面が一部割れ水噴出 2 団地 ・停電 2 団地 ・一部水道管破断 1 団地 ・受水槽から水漏れ 1 団地 ・舗装面の隆起、ひび割れ等 9 団地 ・エキスパンジョイントの破損 2 団地
道路	①道路亀裂による通行不能 0 件 ※(県道熊本嘉島線 8/6 規制解除) ②建物倒壊による道路封鎖 0 件 ③事前通行規制(市道京町 1 丁目宮内第 1 号線ほか)7 件※1 件解除 ④新水前寺駅エレベータ故障(2基のうち1基)
河川	① 操作盤転倒(間島団地排水機場) 1 件 ② 場内クラックあり(小島中須排水機場)1 件 ③ 排水ポンプの動作不良(2台のうち1台)(八分字調整池) 1 件
公園	① 園路等の亀裂(水前寺江津湖公園ほか) 8公園 ② 建物の破損(坪井川緑地ほか) 4公園 ③ 石碑等の破損(武蔵塚公園ほか) 3公園 ④ 倒木(和泉貢緑地) 1公園
学校樹木	・倒木(若葉小学校) 1本

2 対応状況

花畑広場	帰宅困難者支援 7 月 30 日 17 時閉鎖 熊本城ホールシビックホール及びエントランスロビーにて190名受け入れ、190名退所(内外国人 59 名) 水・食料(7/28 夜~7/30 昼まで計6回)・毛布を配布済
熊本駅白川口駅前広場	・交通規制により安全については確保済 ・不点灯照明3基の修繕完了(8/1)
熊本都市バス本山営業所 熊本都市バス上熊本営業所	現場で安全確認済
武蔵塚自転車駐車場	壁面付近の安全対策済

市営住宅	水道管破損等については応急処置完了
道路	通行止め
公園	カラーコーン設置等
学校樹木	撤去済み

3 今後の対応

熊本駅白川口駅前広場	シェルターの柱について点検済(7月29日、30日)。 応急復旧済(8月7日)。  本復旧について、調査・設計継続中。
熊本都市バス本山営業所 熊本都市バス上熊本営業所	修繕予定
武蔵塚自転車駐車場	ひび割れ部分を補修予定
市営住宅	詳細調査のうえ、本復旧が必要なものは順次対応予定
道路	①8/6 規制解除、本復旧は国が対応予定 ②8/4 規制解除 ③熊本城 8/4 新町方面から三の丸駐車場間 規制解除 8/5 16:30 片側交互通行に規制変更 地権者等との協議後に対応 ④8月4日不良ワイヤー部品取替復旧完了
河川	①7月30日仮復旧完了 ②8月3日補修完了 ③7月30日復旧完了
公園	8月5日 応急対応済み。修繕予定。
学校樹木	7月30日対応済み。

4 その他

■現在の対応状況

項目名	対応状況
応急危険度判定	税部門による調査で被害の大きかった城南地区(宮地、下宮地、隈庄)について、税部門と併せてプッシュ型の応急危険度判定を実施中。加えて、これまで行っている要請のあった箇所についても引き続き実施。
被災宅地危険度判定	パトロールの結果、被災宅地が確認されたため、熊本市被災宅地危険度判定実施本部を設置(南区の緑川以南エリアの要請者を優先実施。受付期間 7月30日～8月7日予定)

大規模盛土	7/29に大規模盛土造成地(対策施設)9 箇所の現地調査完了(異常なし) 8/1 に大規模盛土造成地 91 箇所の現地調査完了(軽微な変状 1 箇所) 応急対策依頼済み
老朽空き家パトロール	市が把握している老朽空き家(管理不全状態で周囲に影響を与える可能性がある状態)についてパトロール実施中(道路への影響がある場合は応急対策済み)
道路パトロール及び応急対応	緊急輸送道路完了(異常なし ※8/6 19:49 震度 4 発生後、西区・南区、西環状道路パトロール実施) 生活道路及び通報箇所のパトロール実施中 災害協定に基づき、(一社)熊本都市建設業協会に南区管内の応急対応実施中
橋梁点検	災害協定に基づき、船場橋・大甲橋については、 (一社)建設コンサルタンツ協会に依頼し、緊急点検完了(異常なし) 緊急輸送道路等の橋梁・トンネル点検については、 (一社)プレストレスト・コンクリート協会及び(一社)熊本県測量設計コンサルタンツ協会にて点検完了。(橋梁 237 橋、トンネル3施設を点検。損傷のあった橋梁 45 橋、うち災害査定を検討している橋梁 13 橋)車両通行に支障なし。 補修を要する橋梁については詳細点検へ移行中。
排水機場	都市建設局管理の全排水機場について点検完了
市有建築物の被害対応	① 発災後、避難所などの被害部分の応急対応実施(27件対応済) ②-1 7月30日より被害を受けた市有建築物(126 施設)について復旧に向けて調査を実施中(8月末調査完了見込み) ②-2 加えて、8月1日より、再開検討中の施設のうち施設所管課の要望により、調査を実施中

■被災者支援

○住家の緊急の修理(被害の拡大の防止)

修理対象例 雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家屋根へのブルーシート等の展張

住宅の外壁や窓硝子へのベニヤ板等による簡易補修による風雨の侵入の防御

アパートやマンション等の外壁材(タイルやモルタル等)落下防止ネットの展張

限度額 1世帯あたり 56,400円以内

申込期限 令和8年9月30日まで

相談件数 電話相談多数(200 件規模)、並行して電子メール・対面窓口での対応を展開中(7 月末～)

受付件数 写真や申し込み資料ほか受領 60 件超

※「屋根等へのブルーシート展張」について、災害協定団体との連携を開始

○被災した住宅の応急修理

対象範囲 屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレなど

大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 →1世帯あたり 757,000円以内

準半壊の場合 →1世帯あたり 367,000円以内

申込期限 令和8年10月27日まで(※完了期限も同日)

※なお、令和9年(2027 年)7月 27 日まで延長する方向で、国(内閣府)と協議予定

(原則:発災日から3ヶ月以内 → 国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内)

相談件数 電話相談多数(数十件規模)、並行して電子メール・対面窓口での対応を展開中(7 月末～)

受付件数 写真や申し込み資料ほか受領数件 ※本受付に際しては、り災証明書が必須

○賃貸型応急住宅の供与

賃貸住宅・不動産関係団体より、供給可能戸数、家賃等の情報受領(7/29～8/1)
熊本県と同一の要件(家賃・供与期間等)で実施する方向で内閣府と最終調整完了
8/4(火)から HP にて制度の周知開始
8/5(水)受付開始

○建設型応急住宅の供与

城南地区に40戸(城南(舞原)仮設団地 20 戸、城南(塚原)仮設団地 20 戸)
富合地区に10戸(富合(平原)仮設団地 10 戸)を建設予定
8/10(月)から工事着手
9月中旬に完成予定

○市営住宅の一時提供

市営住宅59戸(うち南区方面15戸)(目的外使用許可(一時入居))
8/3(月)から市 HP 等で募集案内開始、8/6(木)から受付を開始し、30戸の申込があった(南区11戸、東区9戸、西区8戸、北区2件)。うち、市外在住者からは、5戸(宇城市3戸、八代市2戸)の申込があった。

○老朽空き家除却促進事業補助(最大40万円)

建築後一定期間を経過した老朽空き家(戸建の住宅)の除却工事費への補助
※所有者など個人を対象とし、除却工事後は敷地全体を更地にする必要あり

○老朽危険空家等除却促進事業補助(最大60万円)

倒壊の恐れのある危険な空家の除却工事費への補助
※所有者など個人を対象とし、除却工事後は敷地全体を更地にする必要あり

○開発許可申請等に係る手数料免除

○建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

■各公共交通モードの運行状況

〈8月11日9:00時点〉

【運行中】

・熊本市電、熊本電鉄電車、熊本都市バス、熊本電鉄バス、熊本バス、乗合タクシー
AIデマンドタクシー、チャリチャリ※¹、九商フェリー、熊本フェリー、熊本城周遊バス(しろめぐりん)
※¹ 発災直後よりチャリチャリ(ペーシックタイプ)を臨時で 50 台増車

【運行中(一部運休)】

・九州産交バス・産交バス※¹、JR九州※²※³

※¹ 路線バスは、8/1 より通常運行(高速特急・快速は一部運休)

※² 新幹線は、熊本駅～新水俣駅間は運休中。8 月中の運行再開は困難な見込み

※³ 在来線は、宇土～八代駅間は運休中、熊本～宇土駅間は本数を減らして運行中

宇土駅～八代駅間についても、8 月中の運行再開は困難な見込み。また、代行バス運行を予定。

1 被害状況

【学校】

★被害が確認された学校

8 月 11 日 13 時 00 分時点 113 校

主な被害状況の詳細は別紙「11-1 【教育委員会】施設の主な被害への対応状況」に記載

★学校施設の応急危険度判定

○7 月 29 日から 8 月 3 日の期間で全 145 校を対象に応急危険度判定を実施。

対象棟	判定結果		職員体制
	危険	要注意	
1,580 棟	4 棟	108 棟	延べ 94 名 (他課応援 48 名)

※他課応援職員数は 7 月 28 日（11 名分）を含む。

※判定済 危険 4 棟（京陵中（特別教室棟）、下益城城南中（武道場）（体育館）、
中島小（渡り廊下）

2 対応状況

○教育委員会所管の公共施設について

- ・金峰山自然の家 施設断水解消。7/29 より通常営業。
- ・博物館、市立図書館、植木図書館は 8/4（火）から再開。
- ・とみあい図書館は 8/7（金）から、城南図書館は 8/8（土）から再開。
- ・塚原歴史民俗資料館は当面の間休館。
- ・児童育成クラブは 8/5（水）から全 80 クラブで再開
- ・教育相談室：8/3（月）から相談業務再開
- ・総合ビジネス専門学校：7/30（木）、31（金）臨時休校。→8/3（月）学校再開
- ・福井市小学生交流事業：中止（福井からの申し入れ）。
- ・ハイデルベルク市青少年交流事業：7/31～予定通り実施（全員参加）

3 今後の対応

○こどもたちの心のケアについて

- ・こどもたちの心のケアや夏休み期間中のカウンセリング手続等について、連絡アプリ「すぐーる」を用いて、全保護者への周知を図った。
- ・学校閉庁日は、総合支援課で相談対応を行い、カウンセリングが必要な場合は教育相談室にて対応 予定。
- ・発災後 3 か月は、心身のストレス反応が表れやすく、適切な支援によって深刻化を予防できる重要な時期であると捉え、この期間の相談活動を充実させて、こどもたちの深刻なストレス障がいや不登校などへの移行の防止に努める。

○児童・生徒が学びを継続できるよう、被災状況や通学環境の詳細な把握と必要な支援を行う。

4 その他

○BCP に基づき、優先通常業務を実施。

○被災者支援について（8 月 10 日現在）

- ・教科書及び学用品の支給（指導課・学務支援課）・・・・・・・・申請延べ人数 13 人
 - ・就学援助制度（学務支援課）・・・・・・・・相談・申請件数 0 件
 - ・熊本市奨学生の募集（家計の急変等）（学務支援課）・・・・・・・・相談・申請件数 0 件
 - ・熊本市奨学金貸付金の返還の猶予（学務支援課）・・・・・・・・相談・申請件数 0 件
 - ・こどもたちの心のケア（総合支援課）・・・・・・・・相談件数 1 件
 - ・公営の児童育成クラブの利用者負担金の減額（放課後児童育成課）・・・・相談・申請件数 0 件
 - ・被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可（学務支援課）・・・・相談件数 8 件
- ※令和 8 年度熊本地震被災者支援メニューを更新に合わせて随時「すぐる」にて配信

○避難者に対する炊き出し支援

- ・支援期間 8/1(土)～8/14（予定）
- ・支援企業 シダックス大新東ヒューマンサービス㈱（給食調理業務受託業者）
- ・支援場所 アスパル富合（8/1）、火の君文化センター（8/2－8/14）
- ・支援内容 提供食数 200 食程度/日（夕食）※8/6 から 150 食程度/日に変更

○学校聞き取りによる市立学校児童生徒の安否確認について

■児童生徒安否確認状況_2026.7.31 安否確認完了 単位：人

校種	児童生徒数	無事	負傷	調査中
1. 小学校	38,776	38,753	23	0
2. 中学校	19,389	19,382	7	0
3. 高等学校	1,390	1,388	2	0
4. 幼稚園	143	143	0	0
5. 特別支援学校	159	159	0	0
6. 専修学校	117	117	0	0
計	59,974	59,942	32	0

■負傷等の内訳

校種	軽症者	重症者	計
1. 小学校	22	1	23
2. 中学校	7	0	7
3. 高等学校	2	0	2
4. 幼稚園	0	0	0
5. 特別支援学校	0	0	0
6. 専修学校	0	0	0
計	31	1	32

※重症者は全治 1 か月以上の負傷者を計上

別紙 11-1 【教育委員会】施設の主な被害への対応状況

令和 8 年（2026 年）8 月 11 日 13 時 00 分 時点

★学校

施設名	被害箇所	被害内容等	対応状況
城西小学校	体育館	金物落下	現地確認の上、対応中
若葉小学校	体育館	壁ボードの剥落	安全確保作業済
城北小学校	体育館	金物落下 壁ボードの剥落	現地確認の上、対応中
壺川小学校	給食室	場内・事務室のガラス割れ	対応中
豊田小学校	給食室	天井材の落下	対応中
城東小学校	校舎	一部の柱・壁にクラック有	現地確認の上、対応中
中島小学校	渡り廊下	傾き有	現地確認の上、対応中
京陵中学校	31 棟 (特別教室棟)	大規模なクラックあり	現地確認の上、対応中
	体育館	金物等落下	現地確認の上、対応中
下益城城南中	体育館	金物落下	現地確認の上、対応中
二岡中学校	校舎内	校舎給水管より漏水。大元のバルブで止水しているため、断水状態。	復旧方法の検討中。復旧時期は未定。
必由館高校	校舎内	内壁に亀裂多数	現地確認の上、対応中
	外壁	クラック、タイル落下多数	現地確認の上、対応中
花陵中学校	校舎	廊下手洗い躯体埋設配管より漏水	現地確認の上、対応中

※前回会議にて復旧報告まで済んだものは一覧から除外しています

★共同調理場

施設名	被害内容等	対応状況
富合 共同調理場	柱の損傷、外装の落下、ダクト付近天井のひび割れ、ルーフファンからの異音・振動、備品什器類の破損、ボイラー室扉の不具合	復旧方法の検討及び見積りを依頼中
城西 共同調理場	柱の損傷、外装材、屋根材などの剥がれ、壁のひび割れ、地面陥没、壁の合板のずれ、共同調理場と体育館の継ぎ目に段差発生、調理場全体と地面との間に割れ	復旧方法の検討及び見積りを依頼中
井芹 共同調理場	柱の損傷、外装材の剥がれ、壁のひび割れ、床の地割れ（10 年前のものと繋がり拡大）コンテナプールの壁破損、シャッター不具合	復旧方法の検討及び見積りを依頼中
その他	冷凍冷蔵庫や真空冷却機など調理機器への被害・・・計 11 施設	順次対応中

令和 8 年（2026 年）8 月 11 日 11 時 00 分 時点

※下線部は前回からの変更箇所

1 災害発生状況（7 月 28 日 地震発生～）**（1）区別発生状況**

（ ）内は地震に起因する事案

	火 災 ※焼損程度	救 助 ※内容	救 急
中央区	2(1) ※ぼや 1	6(4) ※ 建物閉 4 (EV 等)	587(20)
東 区	3(2) ※半焼 1 ぼや 1	4(2) ※ 建物閉 2	454(18)
西 区	1(0)	1(1) ※ 建物閉 1	238(11)
南 区	2(2) ※半焼 2	4(2) ※ 建物閉 2	365(36)
北 区	2(0)	1(0)	318(3)
合 計	10(5) ※半焼 3 ぼや 2	17 (9)	1962(88)

（2）人的被害（地震関連）の概要

・重症者 : 3 名 ・中等症者 : 57 名 ・軽症者 : 11 名

（3）避難所及び車中泊の救急搬送状況一覧

単位：人

搬送人員					備考
	合計	重症	中等症	軽症	
避難所	13	0	12	1	地震で負傷後に避難所で悪化、避難所での転倒負傷、気分不良、下肢痙攣など。
車中泊	3	0	2	1	中等症：70 代男、60 代女 軽症：60 代女
熱中症	7	1	3	3	重症：50 代男 中等症：80 代女、70 代男、50 代男 軽症：60 代女、10 代男、10 代女

2 対応状況**（1）消防局の体制**

通常体制により対応している。一方で、被災地域の一部において断水が続いていることから、火災等に備え、消防隊の応援体制を確保している。

（2）管轄外での活動

○県内応援隊：緊急消防援助隊の引揚時に必要に応じて再度県内応援隊の調整を図る。

○《参考》緊急消防援助隊：陸上部隊は縮小、航空部隊は全隊引き揚げ

5 県（福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島）23 隊 68 名

1 被害状況

- ・ 負傷者なし
- ・ 施設（車両やレール等）の被害なし
- ・ 大江局舎における局会議室壁面の変形、執務室天井・壁面の破損、トイレの便器損傷、エレベータ停止（8/1 復旧）
- ・ 上熊本車庫における執務室壁面の破損、自動ドアの不具合
- ・ 熊本駅前交番前の電車信号における進行信号の不具合：7/29 対応完了
- ・ 上熊本車両工場における内壁ボード脱落、鉄骨柱耐火ボード破損・脱落、敷地内一部地盤沈下
- ・ 上熊本車両工場内ピット入口レールの一部に変位あり（現在のところ基準値内であり通行可）

2 対応状況

日付	時刻	対応状況
7 月 28 日	16：27	地震発生
	16：40	交通局総務課 安否確認済
	17：01	交通局運行管理課（営業所除く） 安否確認済
	18：30	交通局営業所 安否確認済
	18：51	施設安全確認済（上熊本車両基地除く）
	20：15	施設安全確認済（上熊本車両基地）
	22：20	全車両入庫完了
7 月 29 日	5：50	始発より全線で運行を開始
	12：09	日本郵政前カーブにおけるレールの一部損傷のため区間運休
	13：30	補修が完了し安全性が確認されたため区間運休解除
	22：19	西区震度 4 の速報を受け注意運行を実施
	22：30	市内震度 3 以下の続報を受けて注意運行を解除
8 月 6 日	19：49	西区震度 4 を受け全車両停車
	19：52	注意運行にて運行再開
	20：05	異常がないことを確認し、注意運行を解除

3 今後の対応

①所管施設及びイベントの対応方針

特になし

②所管業務の対応方針（BCP）

- 〔7 月 28 日〕全線運休
 - 〔7 月 29 日〕全線運行再開（地震の発生状況等により随時判断）
 - ・ 始発より全線で通常どおり運行を開始
 - ・ なお、始発便は安全確保のため通常より速度を落として運行
 - ・ 利用者には、時間に余裕をもってお越しいただくよう公式 X で事前に周知
- ※今後、震度 5 強以上の強い揺れが発生した場合は、安全確認のため運行を見合わせる場合あり

③被災者支援について

特になし

4 その他

- ・災害ボランティア輸送支援（運賃無料の取扱い）

市災害ボランティアセンターで登録を行った方を対象とした優待乗車証の配布を 8 月 4 日より開始

- ・宿泊税を活用した手荷物配送と市電 2 4 時間乗車券をセットにしたサービスを 8 月 5 日より開始
- ・災害支援自治体職員 優待乗車証（運賃無料の取扱い）

熊本市に派遣された自治体職員を対象とした優待乗車証の配布を 8 月 6 日より開始

- ・一日乗車券等の払戻手数料減免

令和8年（2026年）8月11日 13時00分 時点

※前回からの変更点は下線

【水道】

○現状

- ・濁水は8月3日(月)16:00、断水は同日 19:30 に市内全域で解消
- ・宅内配管破断による漏水に関する相談窓口案内チラシを周知し、相談には個別に対応
- ・応急給水所は8月5日(水)限りで閉鎖(火の君文化センターに臨時給水栓を仮設)
- ・水運用に支障はないものの、施設の被害は一定程度生じている

○今後の対応

- ・日水協などの関係機関と連携し、応急給水及び応急復旧にかかる県南(八代市)の支援に注力
- ・市内の被災施設についても、順次復旧作業を進める

【下水道】

○現状

- ・被害は規模の大小を問わず生じているが、管路については比較的軽微であること、施設(浄化センター等)については全体の運用で調整しており、市民生活への影響は生じていない
- (管路)
- ・総延長 2,836 kmの1次調査(マンホール内の目視)により滞水が確認された1.6kmについて、2次調査(カメラ調査)を実施し、8月10日(月)に完了(調査結果とりまとめ中)
- (浄化センター、中継ポンプ場)
- ・東部浄化センターの1系列で比較的大きな被害があったが、残る2系列で運用可能なため、復旧工事完了まで運転を停止。また、同センター汚泥消化タンクで汚泥輸送管の破損、漏水を確認
 - ・その他の施設の被害は、通常の水処理を継続しつつ復旧作業中

○今後の対応

- (管路)
- ・調査結果の分析を行い、異常確認の場合は対策を実施
- (浄化センター、中継ポンプ場)
- ・被害の大きい東部浄化センター(1系列及び汚泥消化タンク)について復旧工事を予定
 - ・その他の施設は復旧作業を継続

【工業用水道】

○現状

- ・導水管漏水の応急復旧工事を完了、水量・水質ともに異常なく安定供給中(企業から特に苦情なし)
- ・受水企業全10社が操業中(順次操業拡大)

○今後の対応

- ・操業拡大に伴う給水状況の変化を注視

【被災者支援】

- ・住家が準半壊以上の被害を受けた方の水道料金及び下水道使用料の2か月分を減免

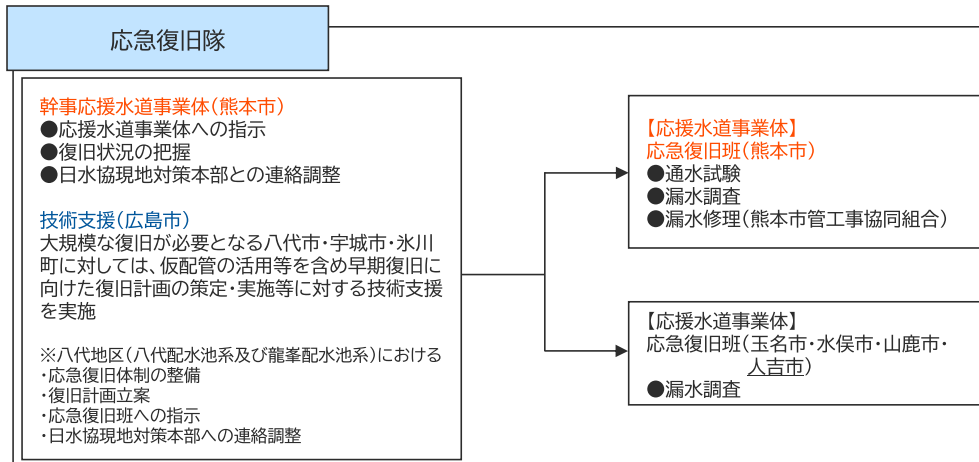
【八代市への支援】

別紙のとおり(水道・下水道)

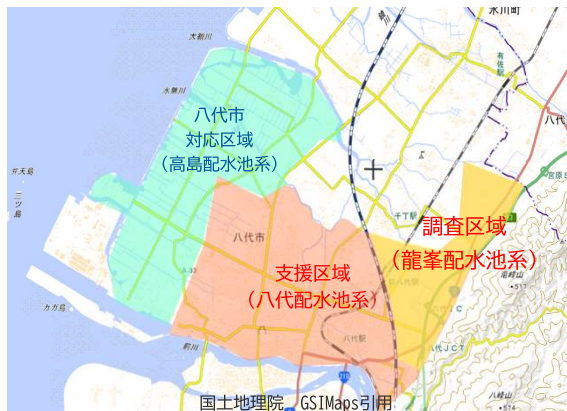
水道事業における被災地支援の枠組みと取り組み方針

- 災害時における応急復旧活動については、日本水道協会(日水協)及び会員水道事業体における応急復旧等の相互応援活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とした「相互応援のルール」に基づき対応。
- 本市においては、応援要請のあった八代市に対し「幹事応援水道事業体」及び「応援水道事業体」として、断水解消に向けた復旧計画立案、通水試験、漏水調査、漏水修理等の応急復旧活動の支援を実施。
- 本市は、令和8年(2026年)8月31日を目標に活動。

支援体制(八代市)



復旧計画・スケジュール



- 支援期間想定:8月1日～31日(31日間)
- 8/1～8/3まで先遣調査隊として応急復旧に係る体制整備及び復旧計画の立案
- 8/4～八代配水池系における通水試験、漏水調査
- 調査結果を基に、熊本市管工事協同組合と共に順次漏水修理
- 8/9～龍峯(りゅうほう)地区における施設及び送配水管の被害状況調査を実施

	1	10	20	31
8月				
復旧計画立案等	8/3で完了(先遣調査隊5名)			
応急復旧支援	8/31を目標に活動			

水道施設応急復旧活動状況

- 8月1日から3日間、先遣調査隊5名により応急復旧に係る体制整備や復旧計画立案を実施
- 4日より、職員11名(現地本部3名、現場対応3班×2名、補助要員2名)及び管工事組合3班体制で試験通水・漏水調査・漏水修理を実施
- 7日から現場対応班を1班追加し、職員13名体制に強化
- 9日より龍峯(りゅうほう)地区に調査隊を4名追加

		8月1日	...	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
<派遣人数>									
派遣人数	5	...	13	13	17	16	19*	19*	(13)
延べ人数	5	...	65	78	95	111	130	130	(143)
<漏水修理件数>									
件数	—	...	5	5	6	6			
累計件数	—	...	22	27	33	39			

※引継ぎにより一時増員

8月10日(第2陣)の活動状況

- 【作業内容】
- ・ 全体会議・引継ぎ会議・通水試験・漏水調査・資材手配
 - ・ 漏水修理

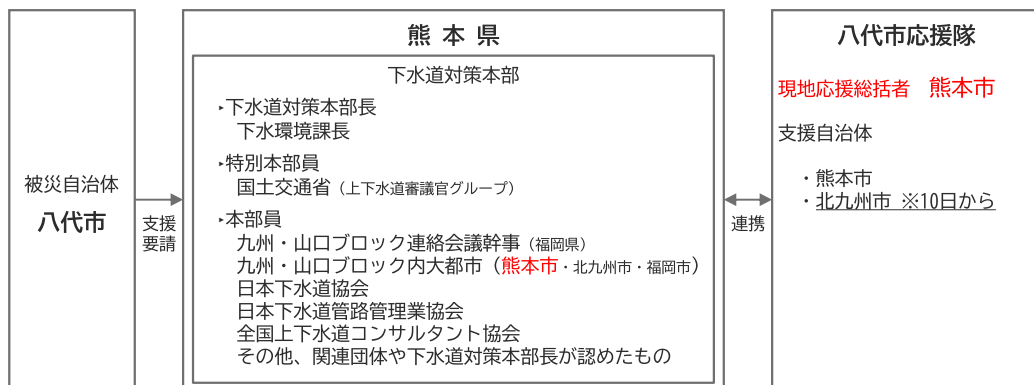
熊本市管工事協同組合と
累計39件修理済



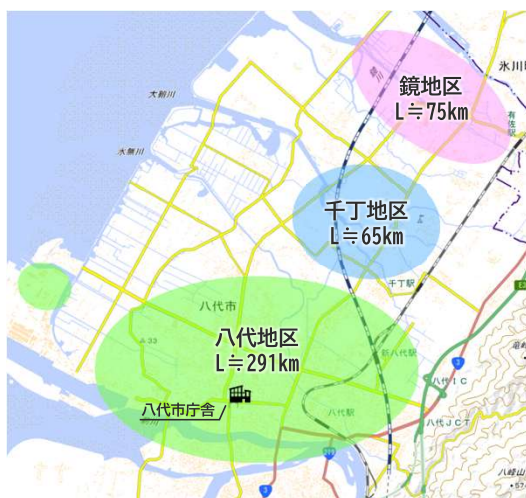
下水道事業における被災地支援の枠組みと取り組み方針

- 令和8年熊本地震で大きな被害を受けた県南4市町については、**全国ルール**（正式名称：下水道事業における災害時支援に関するルール）に基づく支援が行われる
- 熊本市は、**現地応援総括者として八代市の下水道管路調査を支援する。**
⇒スクリーニング調査(0次調査)、詳細調査(1次調査)及び管内カメラ調査(2次調査)を実施
- 「上下水道一体の災害対応」の観点から、八代市を支援中の熊本市水道管路応急復旧支援隊とも連携し、水道の復旧方針や通水予定に合わせた下水道管路の機能確保を図る
- 管路調査の支援が完了した後も、災害査定等に向けた技術的な助言を行うなど、被災地に寄り添った支援を継続していく

支援体制(八代市)



調査計画・スケジュール



- 支援期間
令和8年8月2日～
- 調査対象延長(污水管・雨水管)
ΣL≒460km
- 応援隊編成(8/8時点)
管内カメラ調査 2班 (いずれも熊本市)

	1	10	8月	20	31
スクリーニング調査 (0次調査)			→ 8/4 完了		
詳細調査 (1次調査)			→ 8/6 完了		
管内カメラ調査 (2次調査)			8/6 開始	→	※

※完了時期未定(被害状況次第)

下水道管路調査活動状況

- 国交省や熊本県・福岡県など関係機関と連携して実施
- 8月2日から管路被災調査(460km)を実施中
- 4日にスクリーニング調査(詳細調査範囲の抽出)完了
- 6日に詳細調査(190km)完了
- 6日から滞水等が確認された管路について、管内カメラ調査(2次調査)を実施

支援状況

〈派遣人数〉	8月2日	...	8月8日	8月9日	8月10日	実施 8月11日	予定 8月12日
派遣人数	15		5	2	11	6	(6)
延べ人数	15		92	94	105	111	(117)
〈調査状況(km)〉							
スクリーニング調査：L=460km ()は累計	0 (0)		完了	—	—	—	—
詳細調査：L=190km ()は累計	—		完了	—	—	—	—
管内カメラ調査：L= 33km ()は累計	—		0.2 (0.6)	0.2 (0.8)	0.5 (1.3)	調査中	

8月10日の活動状況

【作業内容】管内カメラ調査



日本下水道管路管理業協会九州支部と調査を実施



令和8年（2026年）8月11日12時 時点

1 被害状況

1. 入院患者や職員の被害：熊本市民病院、植木病院、芳野診療所ともになし
2. 施設の被害

(1) 熊本市民病院

①病院棟・立体駐車場渡り廊下一部損壊



②正面玄関前縁石破損



- (2) 植木病院：事務室エアコンドレン管からの水漏れなどの軽微な被害あり
- (3) 芳野診療所：被害なし

2 対応状況

1. 熊本市民病院

(1)被災した救急患者の受入 （(2)を除く）

- ・7月28日18時26分 トリアージブース設置 （7月29日7時に閉鎖）
- ・救急患者受入状況 ： 総計79名
重症：0名、中等症：20名、軽症：59名 （総務省消防庁の基準による）

(2)被災した医療機関からの入院患者等の受入

- ・熊本総合病院：9名、熊本労災病院：2名、八代北部地域医療センター：2名
宇城総合病院：1名

(3)熊本労災病院へ DMAT 職員3名を派遣（7月28日～7月30日）



イエローゾーンでの救急患者対応



ヘリ搬送による熊本総合病院の患者受入

2. 植木病院、芳野診療所：特になし

3 今後の対応

- ・被災した医療機関からの入院患者の受入等、状況に応じた対応を継続

4 その他

- ・所管業務の対応方針（BCP）

熊本市民病院、植木病院、芳野診療所ともに7月29日から通常診療を実施

- ・乳児の沐浴支援：8月5日～

対象：地震の影響によりご自宅で乳児の沐浴を行うことが困難な方

場所：産婦人科外来（助産師外来）

料金：無料

利用方法：事前の電話予約制 096-365-1726

受付時間：9時から16時まで

令和8年(2026年)8月11日 12時00分 時点

1 被害状況及び対応状況

- ・所管施設(中央・大江・五福公民館、土木センター、コミセン)に大きな被害なし。
- ・道路等の被害状況(交通規制を伴わないもの)については、別添1・位置図のとおり
- ・引き続き、被害状況の把握に努め、適切に対応していく。

2 中央区の取組状況について

①所管施設及びイベントの対応方針

- ・大江公民館は拠点避難所として供用中のため、講座等を中止。
- ・再開又は再開予定の施設
白川公園茶室 8月6日再開
五福公民館、中央公民館、五福小学校プール一般開放 8月11日再開

②所管業務の対応方針

- ・災害対応業務を最優先にあたるため、通常業務はBCPに基づき、窓口数及び対応職員数を減らして柔軟に対応中
- ・中央区役所福祉課から罹災証明担当主幹を南区へ派遣(8月2日)。
- ・中央区保健こども課で育児相談を再開(8月9日)。

③避難所の状況(8月11日 6:00現在)

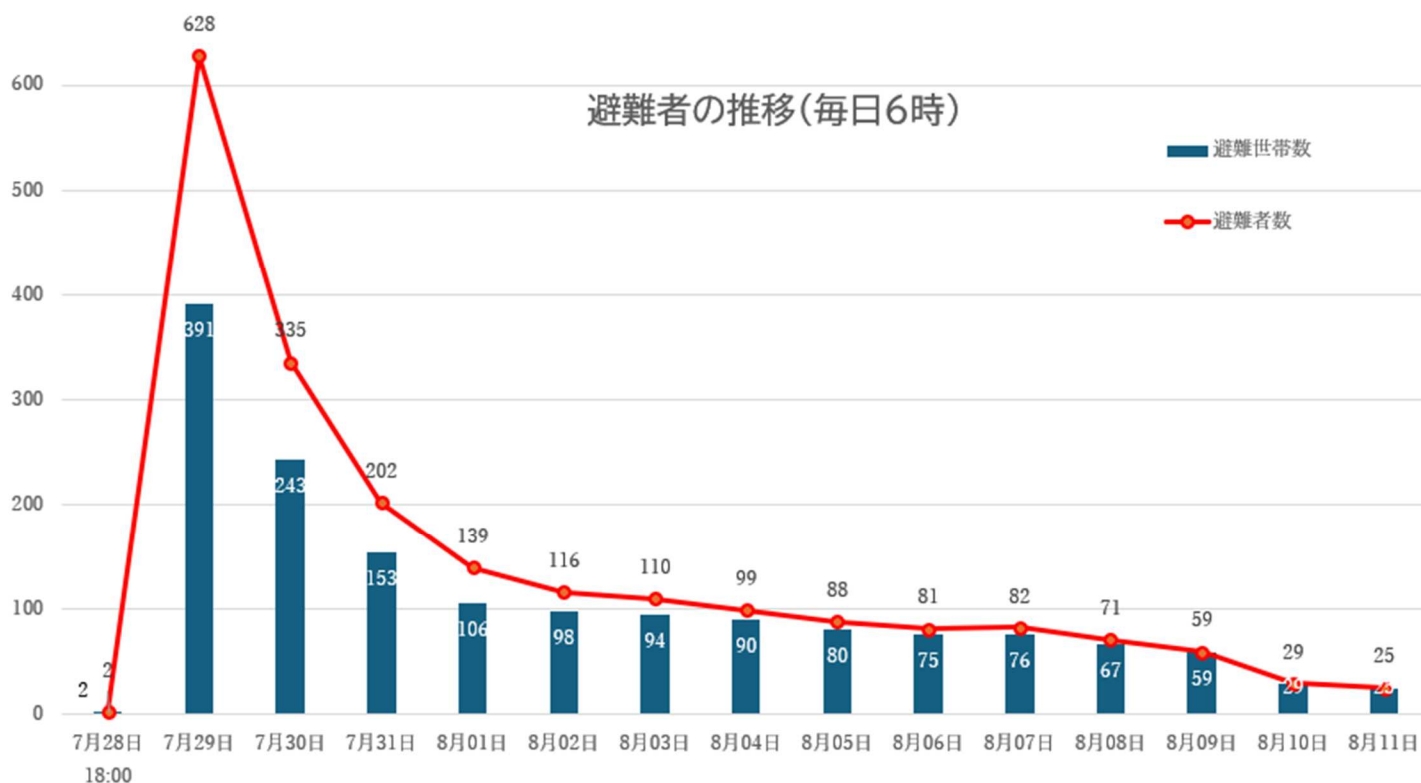
開設避難所 2か所(前日比 ±0)

(避難所は全て空調が整っている)

世帯数 25世帯(前日比△4)人数 25人(前日比△4)

静岡市からの応援職員10人を配置(8月3日～7日)
 埼玉県からの応援職員10人を配置(8月4日～)
 京都市からの応援職員 4人を配置(8月4日～8日)
 山梨県からの応援職員(8月10日～)

移動手段としてタクシーを確保することが難しい状況と聞いている。



※ 中央公民館避難所を、本日 8月11日(火) 午前8時に閉鎖。
12時時点での避難所数1、避難世帯数24世帯、避難者数24人

④中央区拠点避難所

(8月9日)

大江公民館を中央区の拠点避難所として開設。避難者数:28世帯、28人
内閣府の避難所運営ガイドライン(令和4年4月改訂)を踏まえ、避難所の環境を整備。
夕食に温かい食事を提供。(大江校区社会福祉協議会による炊き出しが実施された。)

(8月10日)

中央区保健こども課保健師による衛生環境アセスメントを実施
保健師助言に沿った環境整備を実施済み。(血圧計設置、トイレ衛生、更衣室に使用中とわかる札設置、等)
避難者数:24世帯、24人

(8月11日)

避難者数:24世帯、24人

⑤避難者の生活再建に向けた支援について

(7月29日)

・保健師が避難所ごとにヒアリングを実施した避難者の困りごとを、区の担当者間で共有。

(7月30日)

・避難所に滞在する避難者を対象としたアンケート調査を実施。

(8月2日)

・避難所ごとに衛生環境のヒアリングを実施。
衛生環境、食事・飲料水の提供、居住環境、運営体制等について、適切な状況にあることを確認済み。

(8月4日～8日)

・保健師、地域担当職員の二人一組で各避難所を巡回し、避難者の被災状況等について丁寧な聞きとりを実施。
り災証明書発行窓口の案内や、災害ボランティア、宿泊支援の申し込みを支援するなど、避難者の生活再建につなげる支援を提案。

・アンケートの分析結果をもとに、避難者一人ひとりの意向に寄り添った支援策を提案している。

(8月9日～)

・避難所担当職員、まちづくりセンター、総務企画課、保護課、保健こども課等で連携し、避難者の生活再建に向けた支援の提案を続けている。

⑥保健師の巡回

(7月28日 22:45)

・事前に開設中の避難所電話連絡を行い、要支援者の報告があった8か所を7班で巡回を行った。
緊急対応が必要な方はいなかった

(7月29日)

・6班で中央区内の38避難所を巡回。要支援者への架電(125件)を実施。
・専門職(管理栄養士、歯科衛生士)が避難所巡回開始。(7月29日)
栄養士巡回⇒避難所の食品の管理状況、避難者の栄養状況等を確認し、個別に指導を行っている。
歯科巡回⇒口腔衛生の状況を確認し、個別に指導を行っている。(水道があるため歯磨き等はできている。)

・福祉避難所へのトリアージ5件

(7月30日)

・3班で中区内の12避難所を巡回

(7月31日)

・3班で中央区内の11避難所を巡回

・栄養4か所 歯科3か所の避難所を巡回

(8月1日)

・2班で中央区内の7避難所を巡回

(8月2日)

・2班で中央区内の5避難所を巡回。京都市から応援1チーム対応。

(8月3日)

・保健師チーム(市2班、他都市応援2班)中央区の14避難所を巡回。

・栄養7か所、歯科5か所の避難所を巡回。

(8月4日)

- ・保健師(市1班、他都市応援3班 京都、静岡、広島) 中央区内の7避難所を巡回。
- ・栄養4か所、歯科5か所の避難所を巡回。
(8月5日)
- ・宿泊支援事業利用者の健康観察を開始。
- ・保健師(市1班、他都市応援3班 京都、静岡、広島) 中央区内の6避難所を巡回。
- ・栄養2か所、歯科2か所の避難所を巡回。
(8月6日)
- ・保健師(他都市応援3班 京都、静岡、札幌)、中央区内の7避難所、宿泊支援事業利用者の宿泊先を巡回。
- ・在宅避難(断水)となっている住民に対し、保健師(市・広島)が訪問を実施し、宿泊支援事業の利用をあっせん。
(8月7日)
- ・保健師(他都市応援2班 京都、静岡)、中央区内の5避難所、宿泊支援事業利用者の宿泊先2箇所を巡回。
(8月8日)
- ・保健師(他都市応援2班 京都、静岡)、中央区内の4避難所へ巡回、宿泊支援事業利用者へ架電。
(8月9日)
- ・保健師(他都市応援2班 京都、静岡)、中央区内の1避難所へ巡回、宿泊支援事業施設へ5か所訪問。
(8月10日)
- ・保健師(他都市応援2班 京都、静岡)、中央区内の1避難所へ巡回、宿泊支援事業利用者へ架電。
- ・栄養、歯科1か所の避難所を巡回。

⑦在宅避難等の要配慮者への対応について

7月28日の被災直後から現在まで、平常時に把握している要配慮者世帯への電話等による安否確認及び生活状況の把握等を実施中(8/7時点で327世帯554人 ※人数は延べ人数)。

その他、以下の取組についても継続して実施中。

- ・平時から連携する自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の関係機関及び地域団体への地域の被害状況や要配慮者に関する情報収集。
※断水中も在宅避難を継続する要配慮者ケース等の情報提供あり対応中。
- ・高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターにおいて平常時から支援している高齢者・障がい者等への電話や訪問による安否確認。

⑧まちづくりセンター地域担当職員の活動

- ・保健こども課の保健師と一緒に校区を巡回(7月29日～)。
- ・校区自治協会長等から、地域の被害状況のヒアリングや地域の巡回を実施。
- ・保健こども課の保健師と一緒に拠点避難所化に向けた避難者の意向調査を実施(8月4日～8月8日)。

⑨保護課の対応

- ・保護受給者の安否確認等を完了。(7月29日～8月6日)

⑩被災者支援

- ・地震被害を受けたごみの処理手数料の減免(7月29日から受付)

・り災証明(7月30日から受付)

<り災証明の問い合わせ・申請対応状況(7月30日～8月10日)>

電話相談…517件

窓口対応…634件(即日発行:295件 / 調査希望:287件 / 相談のみ:52件)

(オンライン申請分も随時処理中)

※ り災証明の窓口は、8月1日(土)・2日(日)に引き続き、8日(土)・9日(日)・11日(火・祝)も開ける

<参考:休日特別窓口の対応状況>

8月 1日(土) 9時～16時	対応件数:14件
2日(日) 9時～16時	対応件数:16件
8日(土) 9時～16時	対応件数:22件
9日(日) 9時～16時	対応件数:22件



①道路照明(デザイン灯)

- ・ 中心市街地周辺、熊本高森線(電車通り、県庁通り)の点検を終え、異常ないことを確認済

②橋梁

- ・ 龍神橋において伸縮装置周辺の地覆コンクリートのひび割れ(通行に支障なし)
- ・ 子飼橋において伸縮装置周辺の地覆カバー破損(通行に支障なし)
- ・ 坪井川にかかる春日橋、桜橋において歩道部の部分的な破損等(通行に支障なし)
- ・ その他の中央区管内の白川、坪井川、井芹川にかかる橋梁、跨線橋、跨道橋の点検を終え、異常ないことを確認済

③トンネル、大型カルバート

- ・ 段山トンネル、子飼橋アンダーパスカルバートの点検を終え、異常ないことを確認済

④歩道橋

- ・ 中央区管内の12か所の歩道橋の点検を終え、異常ないことを確認

⑤水路関係

- ・ 藻器堀川、天明新川、旧天明新川、坪井川の護岸の点検を終え、異常ないことを確認済
- ・ 井芹都市下水路に落下した文化財課所管の石橋の部材は撤去完了
- ・ 大井手川は護岸のひび割れを1か所確認→土木センターで対応予定



桜橋 (伸縮装置の遊間異状)



補修に向けて関係機関と調整中

春日橋 (歩道ブロックのせり上がり等)

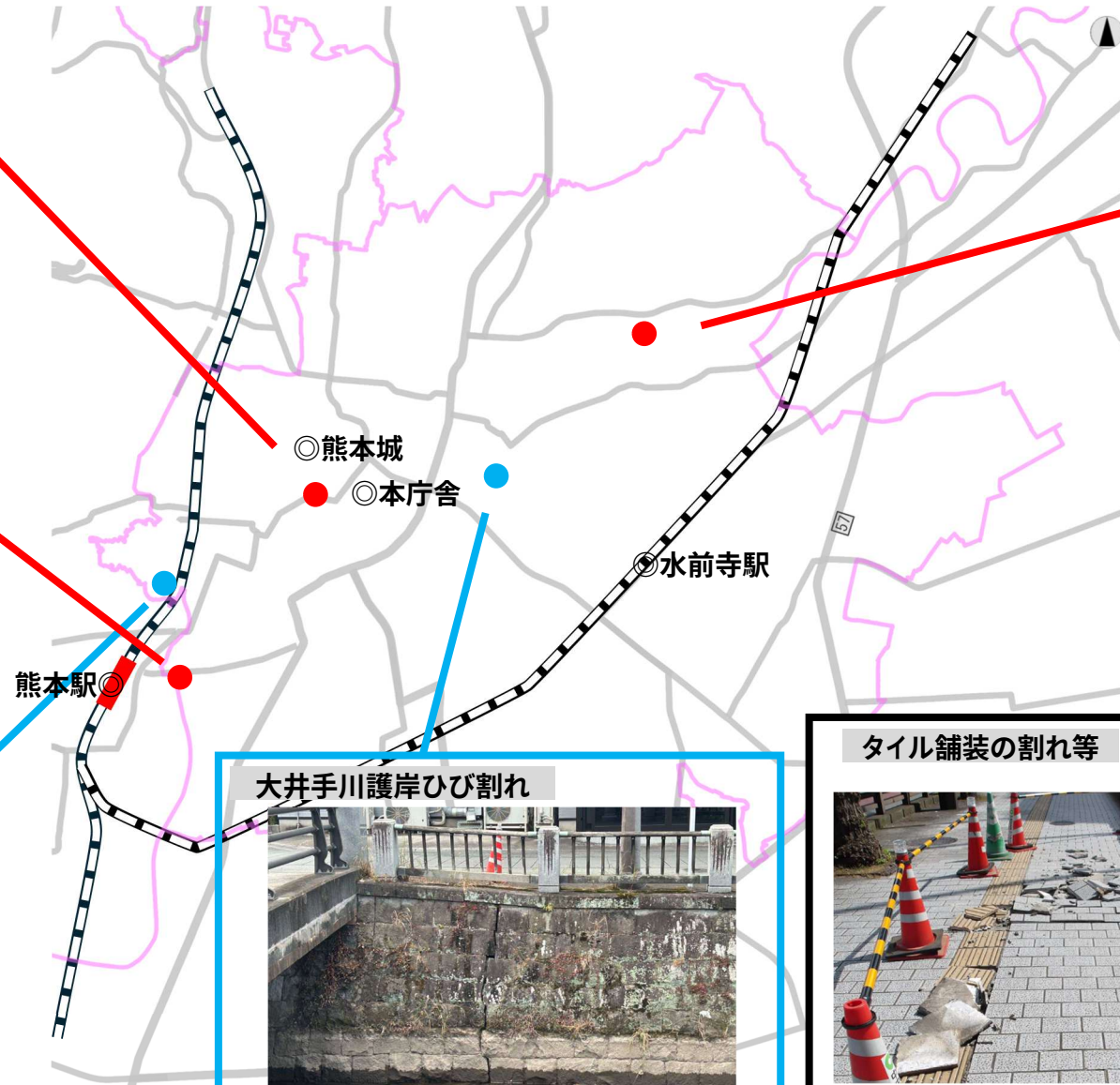


補修に向けて関係機関と調整中

井芹都市下水路



水路に落下した石橋石材の撤去完了



龍神橋



補修に向けて関係機関と調整中

大井手川護岸ひび割れ



補修に向けて調整中⁵

タイル舗装の割れ等



応急措置完了。本復旧に向けた対応を調整中

令和8年(2026年)8月11日 9時 時点

1 被害状況及び対応状況

- ・沼山津3丁目浄福寺門の倒壊：カラーコーンで交通規制済(車両通行止)
(8/1 浄福寺により撤去完了、13時10分規制解除)
- ・託麻まちづくりセンターホール天井一部のはげ落ち：
和室・茶室・研修室ABCを避難場所として対応
- ・新生1丁目の電話線垂れ1件：九州電力へ連絡済
- ・沼山津1丁目の電柱の変圧器損傷等(5件)：九州電力へ連絡済
- ・沼山津4丁目の電話柱の傾斜1件：NTTに連絡済み(8/1)
- ・水前寺江津湖公園管理棟の窓破損：破損部応急処置
- ・上南部1丁目路面損傷等(49件)：49件は現地調査し補修等完了
- ・秋津町秋田の西無田橋の橋梁支承の損傷：8/3以降に詳細調査予定
- ・秋津町秋田の県管理道路(画図秋津線)路面損傷等(2件)：県へ引継済
- ・沼山津4丁目の倒壊しそうな住宅：空き家対策課へ連絡済
- ・画図町大字下無田の倒壊しそうな倉庫(2件)：カラーコーンで養生済(8/7)(8/8)
- ・漏水5件(広木町・沼山津・秋津町秋田・戸島町・沼山津4丁目)：水道維持課へ漏水補修依頼済
- ・秋津町秋田の石碑倒壊：敷地内へ移動・カラーコーンにて養生済
- ・小楠公園の石垣のはらみ：カラーコーンで養生。後日補修予定。
- ・倒壊もしくは倒壊の恐れがある危険ブロック塀(27件) ➡ 立入禁止措置など27件すべて対応済
内訳：倒壊した危険ブロック塀(12件)、倒壊の恐れがあるブロック塀(15件)
- ・若葉2丁目のマンションの外壁タイルの落下：カラーコーンにて養生済
- ・建築指導課から提供の危険ブロックリスト(16件) ➡ 現場確認済み16件(損傷なし・規制不要)
- ・秋津古屋敷公園横調整池の擁壁にひび割れ：現地確認済、後日補修予定
- ・沼山津3丁目の石積み水路破損：現地確認済、後日補修予定

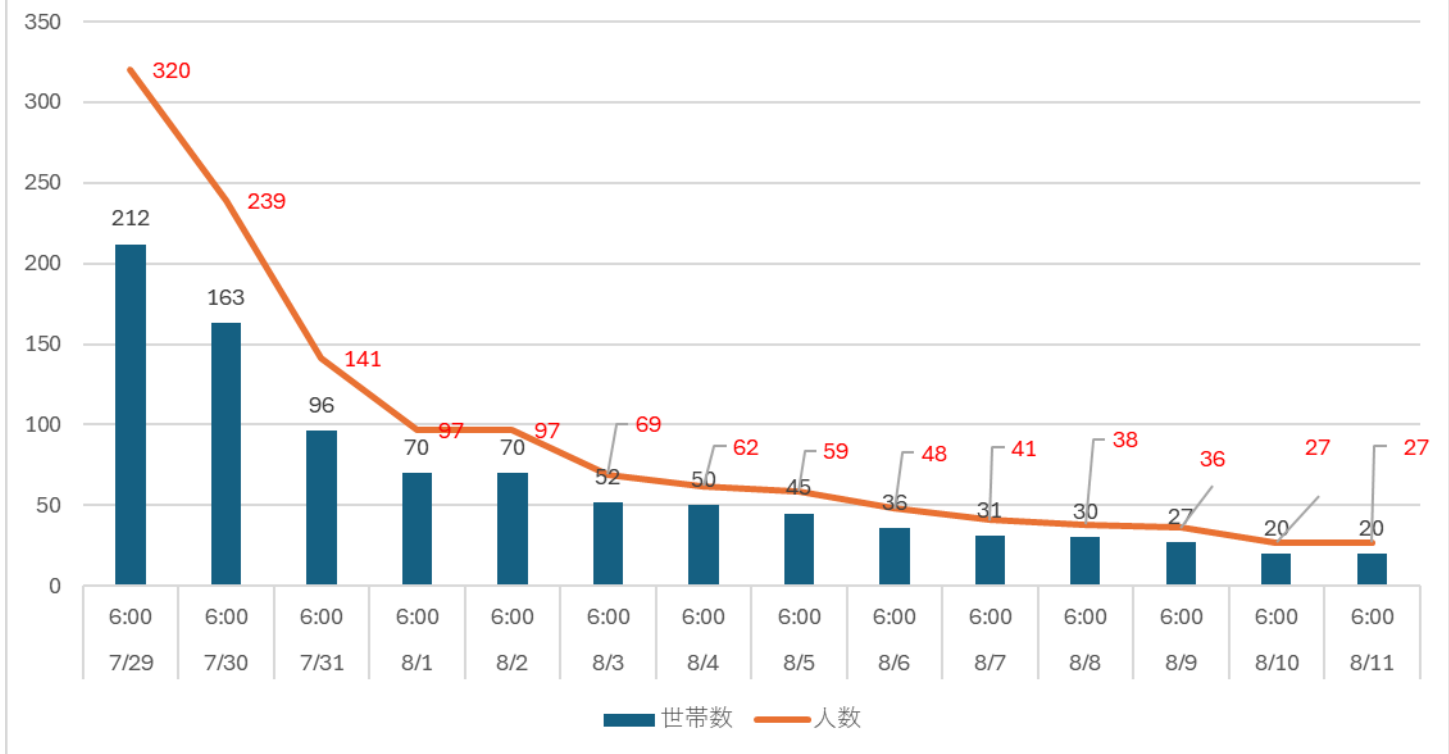
2 区の取り組み状況について

- ・避難所運営について
本日(8/10)までに32避難所を閉鎖(1避難所開設中)
8/9に秋津まちづくりセンターを東区の拠点避難所として開設。
内閣府の避難所運営ガイドライン(令和4年4月改訂)を踏まえ、避難所の環境を整える。
避難所の拠点化に伴い、個別カルテに基づく関係課によるケース会議を8/10実施。
今後は東区での生活再建支援チームによる個別支援・生活再建支援を行っていく。
避難者状況 20世帯(前日比±0) 27人(前日比±0)(AM6:00現在)

- ・8/1 夕食から弁当を提供
- ・備蓄用飲料水と備蓄食料は提供中・熱中症対策及び感染症予防対策実施中

【避難者の推移】

避難者の推移（毎日AM6：00時点）



【保健師の巡回】

- ・北九州市・堺市・名古屋市からの応援職員を受入れ巡回中
- ・在宅の要配慮者へ電話及び訪問のフォローを実施
- ・宿泊支援事業の案内
- ・自治会との連携
- ・ホテル避難者への対応
- ・在宅用配慮者把握等事業(南区ローラー作戦)へ東区1チーム活動(8/10～)

- ・2班で東区管内の6避難所専門職(保健師4名)が巡回。
- ・福祉避難所へのトリアージ3件。(8/1)

- ・2班で東区管内の6避難所を専門職(保健師4名)が巡回。
- ・対応件数18件(8/2)

- ・4班で東区管内の11避難所を専門職(保健師6名・栄養士1名・歯科医師1名)が巡回。
- ・対応件数29件(8/3)

- ・3班で東区管内の9避難所を専門職(保健師4名・栄養士1名・歯科医師1名)が巡回。
- ・対応件数17件(8/4)

- ・5班で東区管内の9避難所を専門職(保健師7名・栄養士1名・歯科医師1名)が巡回。
- ・対応件数24件(8/5)

- ・3班で東区管内の6避難所を専門職(保健師6名)が巡回。
- ・対応件数24件(8/6)

- ・2班で東区管内の6避難所を専門職(保健師4名)が巡回。
- ・堺市派遣チームは本日をもって活動終了。
- ・対応件数 14 件(8/7)

- ・3班で東区管内の6避難所を専門職(保健師6名)が巡回。
- ・名古屋市派遣チームは本日をもって活動終了
- ・対応件数 19 件(8/8)

- ・1班で秋津公民館を専門職(保健師2名)が巡回。
- ・対応件数19件(8/9)

- ・1班で秋津公民館を専門職(保健師2名)が巡回。
- ・北九州派遣チームは本日をもって東区での活動終了。明日より南区要配慮把握等事業に従事予定。
- ・対応件数29件(8/10)

- ・1班で秋津公民館を専門職(保健師2名)が巡回。

●発災後の保健活動

- ・平常時に把握している要配慮者世帯(保健師等が支援しているケースのうち、災害時に支援の必要性が高いと判断される世帯)への電話等による安否確認及び生活状況の握(8/5 時点で838人 ※人数は延べ人数)。

- ・平時から連携する自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の関係機関及び地域団体への地域の被害状況や要配慮者に関する情報収集。

- ・高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターにおいて平常時から支援している高齢者・障がい者等への電話や訪問による安否確認。

- ・東区では、8月3日から被害が大きかった、秋津校区エリア在宅避難者・車中泊世帯の健康状態や生活環境を把握するため、地域ローリング活動を実施。

健康状態の確認をするとともに、エコノミークラス症候群・熱中症予防の啓発を実施。

今後も在宅避難者の孤立防止や健康被害の予防に努めていく。



〈避難所巡回の様子〉



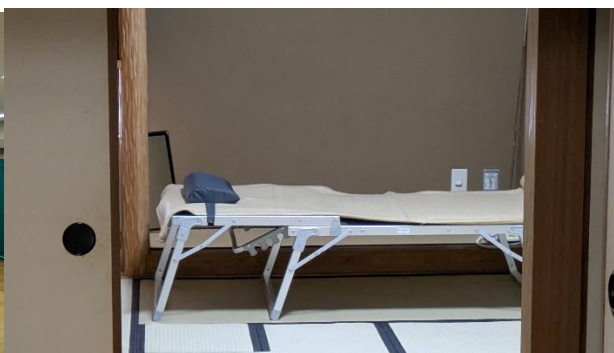
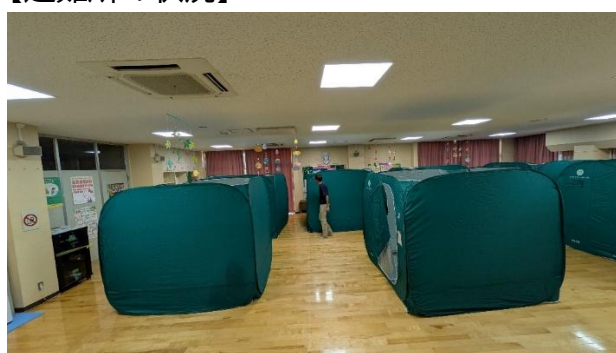
〈地域ローリング活動〉



〈他都市派遣との打ち合わせ〉



【避難所の状況】





〈拠点避難所：秋津公民館〉

【避難者が帰宅できない理由について】

- ・停電中でエアコンの使用ができないため。
- ・自宅の壁にヒビが入っているため転居先を探しているため。
- ・家具が倒れ高齢のため片づけができないため。
- ・余震が続いていて不安なため。
- ・夜に大きな地震がきたら不安なため。

令和8年(2026年)8月11日 11時00分 時点

1 被害状況及び対応状況

【西区所管の公共施設】

- (1) 西区役所（敷地内の路面タイルの隆起、ひび割れ）⇒つまづく恐れのある隆起部分にカラーコーン設置
- (2) 西部公民館（本棚の倒壊）⇒撤去済
- (3) 花園まちづくりセンター（ホールのエアコン不具合）⇒復旧し、エアコン使用可能
- (4) 河内まちづくりセンター
 - ・ブレーカーが落ち空調が効かない ⇒復旧し、エアコン使用可能
 - ・3階会議室空調の吹き出し口から漏水 ⇒8/14 業者来所予定
 - ・地下駐車場照明漏電 ⇒脱炭素戦略課対応中
 - ・太陽光発電設備の送電用配線支持架台の転倒 ⇒8/5 復旧
 - ・郷土資料室の歴史文書棚の倒壊 ⇒文化財課が確認し対応中
 - ・3階ホール換気扇脱落 ⇒8/5 修繕完了
- (5) 旧松尾西小学校（漏水）⇒教育委員会で漏水箇所を特定し8月末までに修理予定

【土木センター所管の土木施設】

- (1) 空家家屋倒壊の恐れによる通行止め（西区島崎5丁目）⇒8/11 規制解除
- (2) 歩道の段差解消等（西区中原町他2件）⇒補修完了
- (3) 建築指導課から提供の危険ブロック点検（21箇所）⇒点検終了（損傷なし）
- (4) 市道河内町河内松尾町上松尾第1号線の雑石積崩落（西区上松尾）⇒応急措置完了



被災状況



応急措置済

2 区の取組状況について

(1) 拠点避難所への避難者 (8/11(火)6:00 時点)

避難所開設数	1 か所	(前回 1 か所	前日比 <u>±0</u>)
避難者数	<u>17 世帯</u>	(前回 16 世帯	前日比 <u>+1</u>)
	<u>20 人</u>	(前回 22 人	前日比 <u>▲2</u>)

- ・エアコン対応の部屋使用
- ・熱中症対策及び感染症予防対策実施中

・西区拠点避難所の開設

8月9日(日)に花園公民館を西区の拠点避難所として開設

○花園公民館



<パーティション>



<パーティション内部>



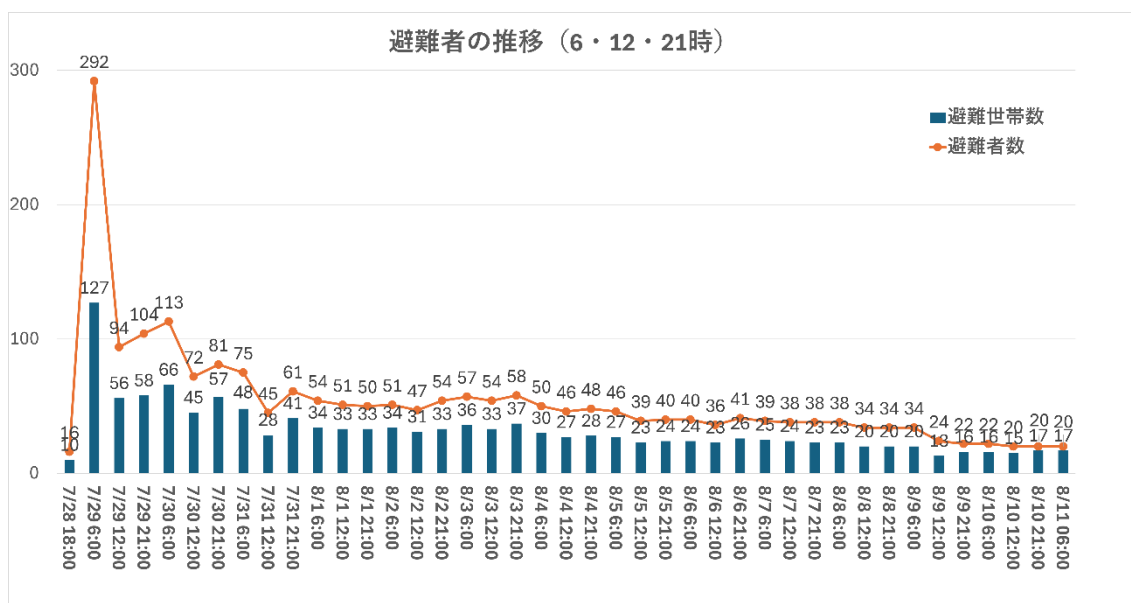
<ポット・レンジ・冷蔵庫>



<洗濯機>



<物干しスペース>



(2) 保健師による指定避難所の巡回など

1) 避難所への支援

拠点避難所に巡回し、要配慮者への健康観察等の継続と避難所の生活衛生助言等を実施するとともに、拠点避難所退去者のうち、体調確認が必要な方への電話フォローや、宿泊支援事業対象者に対しての健康観察も引き続き実施。

また、明日 8/12(水)から総務企画課、保健福祉部の職員が避難所に出向き、避難者からより詳しい聞き取りを行い、個別の支援につなげていく。

・実施日：8/12(水)～8/13(木) 予定

・対象：17世帯 20人

2) 在宅避難等の要配慮者への対応について

①保健師が把握している在宅の要配慮者（障がい者・児、妊産婦、乳幼児、児童虐待等）へ電話による安否・状況確認を実施。

(646世帯 748人に実施済（8月10日現在））。

②発災翌日に民児協、社協長、自治協議会会長へ聞き取りを実施。

熊本駅周辺の高層マンションEV停止等の状況報告あり（避難者あり）。

また、8/5の西区民児協会長会に参加し、聞き取り実施。

③発災当日から、高齢者支援センターささえりあ及び

障がい者相談支援センターが要配慮者への安否確認等実施。

特に関係機関からの対応依頼案件はない。

④まちづくりセンターから各自治会長、大型店舗及びコミュニティセンターを訪問し、車中泊や在宅避難者、並びに要配慮者の状況把握を行うとともに、被災者支援制度に関する情報提供及び各種チラシ等の配付を実施した。



<健康相談>

(3) 生活保護受給者の安否確認 7/29～8/7 完了

(4) り災証明申請窓口の開設 7/30～

・受付件数 675件

(8月11日10時現在)

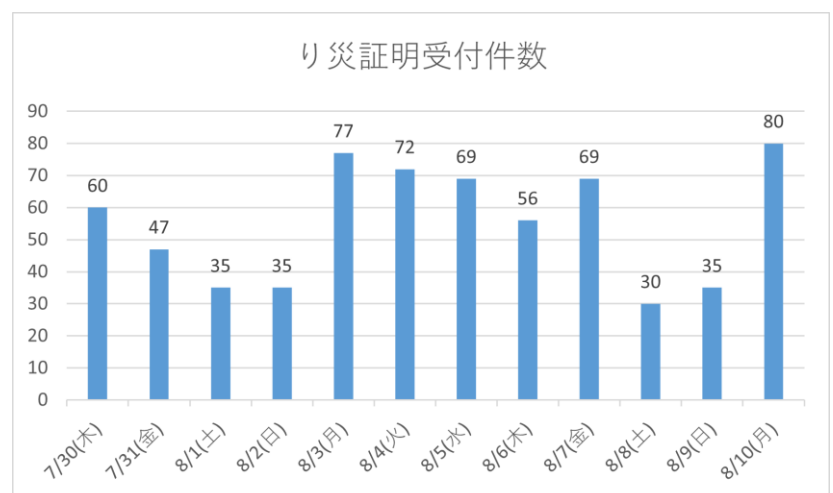
(内訳)

・7/30～8/10までの受付件数

665件（平均約55件/日）

・本日 8/11(火祝)の受付件数

10件



<7/30～8/10 受付件数>

(5) 所管施設の再開状況

安全性の確認が取れた施設から順次再開

- ・ 8/2(日)利用再開 石神山公園（バーベキュー場、ドッグラン）
- ・ 8/3(月)開館 くまもと森都心プラザ（3F・駅前子育てひろば）
- ・ 8/4(火)開館 河内公民館、小島公園運動施設、柿原公園運動施設、蓮台寺公園運動施設、
中島中央公園運動施設
- ・ 8/11(火祝)開館 西部公民館

※花園公民館は避難所閉鎖後開館予定

(6) 他都市からの応援職員

避難所運営	：東京都職員	6名	(8/1～8/7)
	東京都職員	4名	(8/3～8/7)
	川崎市職員	4名	(8/5～8/12)
	埼玉県職員	3名	(8/12～)
り災証明受付	：高槻市職員	2名	(8/3～8/7)
	高槻市職員	2名	(8/10～8/14)
	堺市職員	2名	(8/10～8/14)

令和8年（2026年）8月11日6時 時点

1 被害状況

○南区役所管内所管施設被害状況について

- ・区役所庁舎 一部損傷（ガラス破損・断水再発生）
- ・富合まちづくりセンター 一部損傷（外構）
- ・城南まちづくりセンター 一部損傷（ガラス破損）

○南区土木センター管内 土木施設被害状況について

【被害状況】

【対応状況】

- ・沿線建物倒壊の恐れによる道路通行止め 2 路線

南区川口町 2566 市道川口町奥古閑町第 1 号線 通行止め

南区城南町六田 907-3 市道六田島田第 1 号線 通行止め

2 対応状況

○南区役所管内避難状況について 避難世帯数 124世帯、避難者数 204 人

※前日報告時増減（避難世帯数 ▲9世帯、避難者数 ▲9人）

- ・避難所開設 12か所 ※前日報告時増減▲2か所（田迎西小学校・飽田まちづくりセンター閉鎖）
（全 43 か所中）

- ・避難所の環境状況

◇全避難所において、電気、水、トイレ、エアコン利用可。食事提供中。シャワー施設は、2か所にて利用可となっている。

□火の君文化センター（避難者 65人）

段ボールベッド（パーティション付）28 台、パイプベッド 29 台、シャワー利用可

□アスパル富合（避難者 34 人）

ファミリーテント 27張、段ボールベッド8台、シャワー利用可

○避難所への災害支援ナースの配置について

- ・火の君文化センター、城南老人福祉センター、アスパル富合の3か所の避難所へ災害支援ナースを各2名配置した。避難者の体調管理や健康相談等の支援を実施する。
- ・第 1 陣は、8/9～8/12 の 4 日間。

○保健師による避難所巡回（要配慮高齢者・乳児の把握、感染対策や健康状態の確認）

- ・7/28 基本避難所 6 か所 3 班体制で巡回
- ・7/29～ 開設避難所及び車中泊者へ巡回中

○在宅避難等の要配慮者への対応について

・7月 28 日の被災直後から現在まで、平常時に把握している要配慮者へ電話や訪問による安否確認及び生活状況の把握等を実施中（8/5 時点で948人 ※人数は延べ人数）。

その他、以下の取組についても継続して実施中。

・平時から連携する自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の関係機関及び地域団体への地域の被害状況や要配慮者に関する情報収集。

・高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターにおいて平常時から支援している高齢者・障がい者等への電話や訪問による安否確認。管内のささえりあセンター長と会議を行い、情報共有と今後の対応について協議した。

- ・車中泊避難者への健康状態等の聞き取りと情報提供も行っている。

○他都市からの応援状況

・7/31(金)より、現在まで、岡山市ほか 17 自治体にて、避難所運営、り災証明受付などに支援いただいている。

3 今後の対応

・災害対応を最優先に行い、業務を縮小し対応する。

4 その他

○所管施設及びイベントの対応方針について

・まちづくりセンター・公民館は、避難場所となっている。

・公民館主催イベント等は、全て中止する。

・避難所閉鎖となった飽田まちづくりセンター・公民館は、公民館業務の準備ができ次第再開する。

○所管業務の対応方針について(BCP)

・災害対応を最優先に行い、南区のBCPにそって対応する。

○罹災証明書受付件数 3467 件(入力済 3438 件) 8/10 時点

※前日報告時増減 +297 件 入力済 +268 件

受付窓口を拡充し対応する

(土・日・祝開設:南区役所・城南総合出張所)

○災害ごみ減免受付件数 40 件 8/10 時点

※前日報告時増減 +6 件

○保健師の巡回で把握したこどもへの支援物資については対応済。

南区避難所別避難状況

	避難所名	8月10日（月）6時		8月11日（火）6時		増減数	
		避難世帯数	避難者数	避難世帯数	避難者数	避難世帯数	避難者数
	飽田まちづくりセンター・公民館	0	0	8月10日18時閉鎖		0	0
1	天明まちづくりセンター・公民館	10	14	10	14	0	0
2	川尻小学校	2	6	2	6	0	0
3	南部まちづくりセンター・公民館	6	7	6	7	0	0
	田迎西小学校	2	4	8月10日17時閉鎖		▲2	▲ 4
4	富合中学校	6	7	1	1	▲ 5	▲ 6
5	アスパル富合（富合公民館）	22	34	22	34	0	0
6	幸田まちづくりセンター・公民館	3	9	4	10	1	1
7	力合小学校	3	5	3	5	0	0
8	城南老人福祉センター	20	40	20	40	0	0
9	火の君文化センター	47	66	44	65	▲ 3	▲ 1
10	下益城城南中学校	3	6	3	6	0	0
11	杉上小学校	2	8	2	8	0	0
12	豊田小学校	7	7	7	8	0	1
計		133 世帯	213 人	124 世帯	204 人	▲9 世帯	▲9 人

令和8年（2026年）8月11日 6時 時点

1 対応状況

(1) 避難所開設状況

避難所開設数 41 か所 → 1 か所（龍田公民館）

7/31 34 避難所を閉鎖

8/1 1 避難所を閉鎖（楡木小学校）

8/4 2 避難所を閉鎖（食品交流会館、高平台小学校）

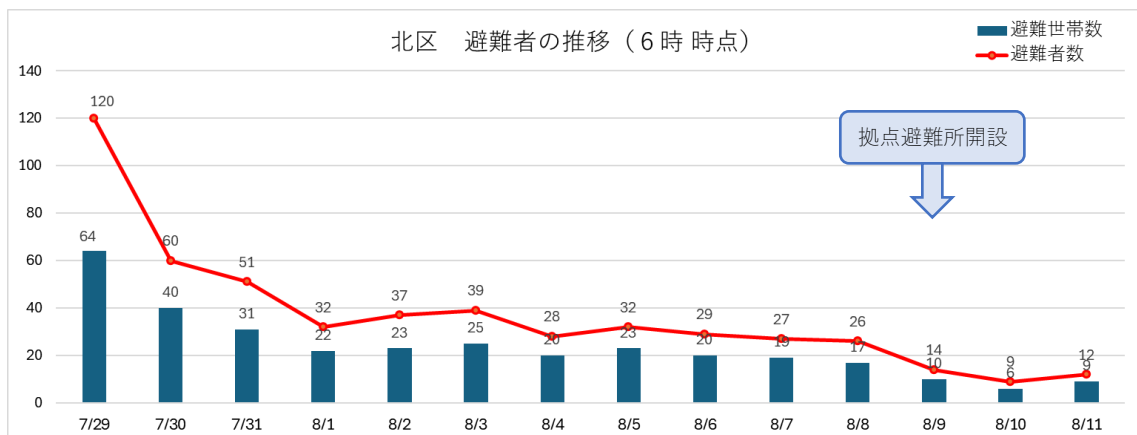
8/9 龍田まちづくりセンター（龍田公民館）を拠点避難所として開設

3 避難所を閉鎖（植木・北部・清水まちづくりセンター）

6 時時点 避難者数 1 避難所に 9 世帯（+3 世帯） 12 人（+3 人）

※（ ）内は前日 6 時 6 世帯 9 人からの増減

避難者数の推移



(避難場所パーティション)



(パーティション内側)



(シャワースペース)



(テレビ)



(冷蔵庫・ポット・電子レンジ)



(洗濯機)



(ゴミ箱)

(2) 避難者への対応

避難者の不安や困りごと、ニーズを丁寧に聞き取り、区対策チームで、避難者の生活再建に向けたケアを継続。

(3) 保健師による避難所巡回

- ・ 保健師 1 チームで拠点避難所を巡回、4 世帯 5 名に対応 (8/10)。
- ・ 要配慮者 1 名



(保健師による避難所巡回の様子)

(4) 在宅要配慮者への対応**・ 要配慮者のフォロー**

7/28 から現在まで校区担当保健師等が、災害時要配慮者（ハイリスクケース、障がい児（者）、妊産婦、乳児等）480 世帯、616 人の安否を電話で確認し、地震による被害の有無、体調の変化や生活の困り事の有無を聞き取った。 現在のところ緊急対応を要す世帯はない。

・ 生活保護受給者の安否確認

保護課ケースワーカーが、生活保護受給者の安否確認を完了。(7/29～8/7)

・ 地域役員（自治会長、民生委員等）との連携

7/29 に校区担当保健師より、地域役員 43 人に在宅避難者の有無や地域の被害状況について電話で確認し、大きな被害や心配の相談はなかった。

・ 校区自治協議会との連携

7/29 から現在まで、まちづくりセンター地域担当職員を中心に、複数回にわたり自治協議会会長 22 人に電話や訪問、ライン等で、在宅要配慮者で支援が必要な方がいないか情報提供を依頼している。 現在のところ支援が必要との情報はない。

・ 民生委員児童委員協議会との連携

8/2 から 8/3 までに各校区会長宅 16 件を訪問し、在宅要配慮者の状況把握と支援が必要な方の情報提供を依頼した。 現在のところ支援が必要との情報はない。

・ 地域包括支援センター（ささえりあ）との連携

避難所にいる高齢者の状況を把握し、各居宅介護支援専門員（ケアマネ）との連携を図った。

(5) 熱中症予防対策

8/3 に公園や小中学校等の駐車場で車中避難をされている方を対象に、まちづくりセンター地域担当職員が熱中症予防の呼びかけと水の配布をするため地域を巡回した。

8/4 に北区インスタグラムで熱中症対策について投稿し注意喚起を行った。

2 今後の対応

(1) 所管施設及びイベントの対応方針

龍田公民館（拠点避難所）については、避難所業務を優先する。

8/9 に避難所を閉鎖した植木・北部・清水公民館については、8/11 から貸館業務を再開。

植木文化ホールについては 8/19 の業者点検を待って方針を決定予定。

3 その他

(1) 避難者からのヒアリング

○帰宅できない理由

- ・余震不安（1人で心細い、怖い）
- ・余震不安（家族の介護をしており、再び地震が来た際に1人で家族を避難させることができるか不安）
- ・自宅のエアコンが故障した

(2) 他都市からの応援職員

避難所運営	：福井市職員	3名（8/2～8/9）	※8/10以降は南区へ
	山梨県職員	1～2名（8/10～）	
り災証明受付	：新潟市職員	10名（8/2）	
	→	9名（8/3）	※1名は南区へ
	→	7名（8/4～8/7）	※2名は東区へ
保健師避難所巡回	：神戸市職員	3名（8/3～8/7）	
	須崎市職員	3名（8/4～8/6）	



（新潟市応援職員 り災証明受付の様子）



（須崎市応援職員 保健師避難所巡回の様子）



（福井市応援職員 避難所運営の様子）

令和 8 年（2026 年）8 月 11 日 13 時 時点

1 被害状況

農業委員会事務局 大きな被害なし（キャビネットの転倒）

監査事務局 大きな施設被害なし（PC モニター等の倒れあり）

人事委員会事務局 大きな被害なし（大型金庫の転倒あり）

選挙管理委員会 大きな被害なし

議会局

6 階 倉庫 天井剥落 2 か所
南側階段（大規模漏水）

5 階 都市整備委員会室 音響機器移動、窓際天井の剥落
経済委員会室 柱材崩落 1 か所 音響機材移動、窓際天井の剥落
特別委員会室 天井裏配管破損漏水（委員長席側）
東側倉庫天井配管より漏水
トイレ前 天井照明脇より漏水
水屋 配管から漏水（音で確認）
環境委員会室 スクリーン破損
傍聴席入口ロビー 物倒れ

4 階 給湯室
自民党控室（A 室前）配管スペースで漏水（音で確認）

3 階 壁面絵画の破損

2 階 トイレ天井剥落
総務委員会室 時計の破損
議運理事会室 東側天井から漏水
壁面にひび割れ
予算決算委員会室前ロビー 配管の大規模漏水（談話室まで被害あり）、
壁面のひび割れ
予算決算委員会室 天井剥落（パネル落下あり）、天井ひび割れ
音響機材の損傷
図書室 蔵書の散乱
トイレ 壁面にひび割れ

1 階ロビー 天井剥落
階段壁面ひび割れ

2 対応状況

- (議会)・議会棟の漏水については対応済(管財課)
 - ・その他被害については、再点検し、今後対応予定
 - ・8月3日(月)の「高校生議会」を中止
 - ・8月4日(火)より議会図書室を再開

- (人委)・7月29日(水)に実施予定だった熊本市職員採用(選考)試験【夏試験】二次試験(消防職)の延期を決定し、受験予定者に電話及びメールにて連絡済。併せてホームページにも掲載周知済。
 - ・8月1日(土)～5日(水)に実施予定だったその他職種の熊本市職員採用(選考)試験【夏試験】二次試験についても延期を決定し、受験予定者にメールで連絡済。併せてホームページ、SNS等で掲載周知済。
 - ・8月24日(月)に開催予定だった「熊本市役所 仕事まるわかりセミナー」の中止を決定し、ホームページやSNS等で掲載周知済。
 - ・開催を延期した熊本市職員採用(選考)試験【夏試験】第二次試験の延期後の日程及び合格発表日について、受験予定者にメールで連絡し、併せてホームページ、SNS等で掲載周知済。
 - 〔試験日程〕9月5日(土)、6日(日)、12日(土)、13(日)
 - 〔合格発表日〕・大学卒業程度等 9月25日(金)
 - ・社会人経験者対象 10月9日(金)

3 今後の対応

4 その他

- (議会)・委員会の行政視察の中止可否検討(厚生委員会7月28日～30日⇒29日帰熊)
 - ・議会業務の実施については、議会棟の被害状況を含め、正副議長と検討中

- (農委)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。
 - ・通常窓口業務の実施については、応援対策部の業務の状況によって検討。

- (人委)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。

- (選管)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。

- (監査)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。